

資 料 編

資料第1 三宅村火山ガス関連資料

(都総務局、本文 1 頁)

高濃度地区において村民等が二酸化硫黄からの安全を確保するために必要な行為
 「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則」別表第 1(第 8 条関係) [一部加筆]

区分	必要な行為
<p>条例第 6 条第 1 項第 2 号アに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶への乗船及び船舶からの下船 ・航空機(ヘリコプターを含む)への搭乗及び降機 ・郵便物及び宅配便の配送、 ・自動車等に乗車しての三宅島の区域内の移動等村民等が三宅島に入島し、及び離島する行為並びにこれに付随する行為のうち必要かつ不可欠なもの並びに村民が生活する上で欠くことのできない行為にあっては、当該行為を行うのに必要最小限の時間内で行う者 	<p>注意報及び警報が発令された場合にあつては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。</p>
<p>条例第 6 条第 1 項第 2 号イに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民等が行う農地及び樹木の管理 ・住宅の保全及び修繕等の行為(ウに掲げるものを除く。)を 1 日当たり 4 時間以下で必要最小限の時間内で行う場合であつて、規則の定めるところにより村長に届け出た者(高感受性を除く。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸別受信機を携帯すること。 2 注意報及び警報が発令された場合にあつては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。
<p>条例第 6 条第 1 項第 2 号ウに該当する者</p> <p>村長が規則で定める二酸化硫黄に対する安全対策を講じた場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁等が行う火山活動の監視 ・観測及び学術研究 ・三宅村が行う二酸化硫黄濃度の監視及び情報の伝達 ・災害復旧及び災害復興に係る工事 ・都道、村道等の維持管理 ・農業協同組合等が組織的に行う農地及び樹木の管理 ・漁業協同組合等が組織的に行う潜水漁業及び漁獲漁業の操業 ・職工組合等が組織的に行う住宅の保全及び修繕 ・船客待合所において商工組合等が組織的に行う物品の販売等の行為にあっては、当該行為を行うのに必要最小限の時間内で行う場合であつて、規則の定めるところにより村長の許可を受けた者(高感受性を除く。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 二酸化硫黄に対する安全対策に関する知識を有する者を現場に配置すること。 2 避難誘導を確実に実施する体制を構築すること。 3 複数で行動することを徹底すること。 4 ガス検知器を携行し、その測定値によっては直ちに必要な行動をとること。 5 携帯受信機を配備すること。 6 注意報及び警報が発令された場合にあつては、ガスマスクを装着し、当該警報及び注意報が発令された地区から速やかに退去すること。

備考

この表において、ガスマスクとは、二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するマスクをいう。

二酸化硫黄濃度の段階に応じた行動基準

「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例施行規則」別表第2(第11条関係)

二酸化硫黄濃度の段階	高感受性者		要援護者		一般	
	屋外にいる場合	室内にいる場合	屋外にいる場合	室内にいる場合	屋外にいる場合	室内にいる場合
レベル1	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 体調の変化、その後の二酸化硫黄濃度の状況等に注意する。 3 脱硫装置が機能する場所に入る。 4 避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 屋外での運動はできる限り避ける。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。		
レベル2	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 脱硫装置が機能する場所に入る。 2 避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 屋外での運動はできる限り避ける。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。	屋外での激しい運動は避ける。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 体調の変化、その後の二酸化硫黄濃度の状況等に注意する。
レベル3	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 脱硫装置が機能する場所に入る。 2 避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	1 せきをしたりするなどの症状があればガスマスクを装着する。 2 避難施設に移動する等二酸化硫黄の吸入を少なくする対策を行う。
レベル4	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	避難施設に避難し、もしくは二酸化硫黄濃度が低い地区に移動し、又は脱硫装置が機能する場所において、避難の準備をした上で、待機する。ただし、村長が現にレベル4の警報が発令されている地区から避難すべき旨を発令した場合には、当該地区から避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	避難施設に避難し、もしくは二酸化硫黄濃度が低い地区に移動し、又はせきをしたりするなど症状があればガスマスクを装着し、避難の準備をした上で、待機する。ただし、村長が現にレベル4の警報が発令されている地区から避難すべき旨を発令した場合には、当該地区から避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。	1 ガスマスクを装着する。 2 室内に入る。	避難施設に避難し、もしくは二酸化硫黄濃度が低い地区に移動し、又はせきをしたりするなど症状があればガスマスクを装着し、避難の準備をした上で、待機する。ただし、村長が現にレベル4の警報が発令されている地区から避難すべき旨を発令した場合には、当該地区から避難施設に避難し、又は二酸化硫黄濃度が低い地区に移動する。

備考

- この表において、要援護者とは、単独では迅速な行動が困難で、避難に当たって援護を必要とする者をいう。
- この表において、屋外とは住宅等の建造物の外部をいい、室内とは住宅等の建造物の内部をいう。
- この表において、ガスマスクとは、二酸化硫黄濃度を緩和する機能を有するマスクをいう。
- 村民等は、ガスマスクの装着に備え、ガスマスクを常時携帯しなければならない。

健康影響基準

「長期的健康影響基準」⇒規制区域の範囲決定の基礎

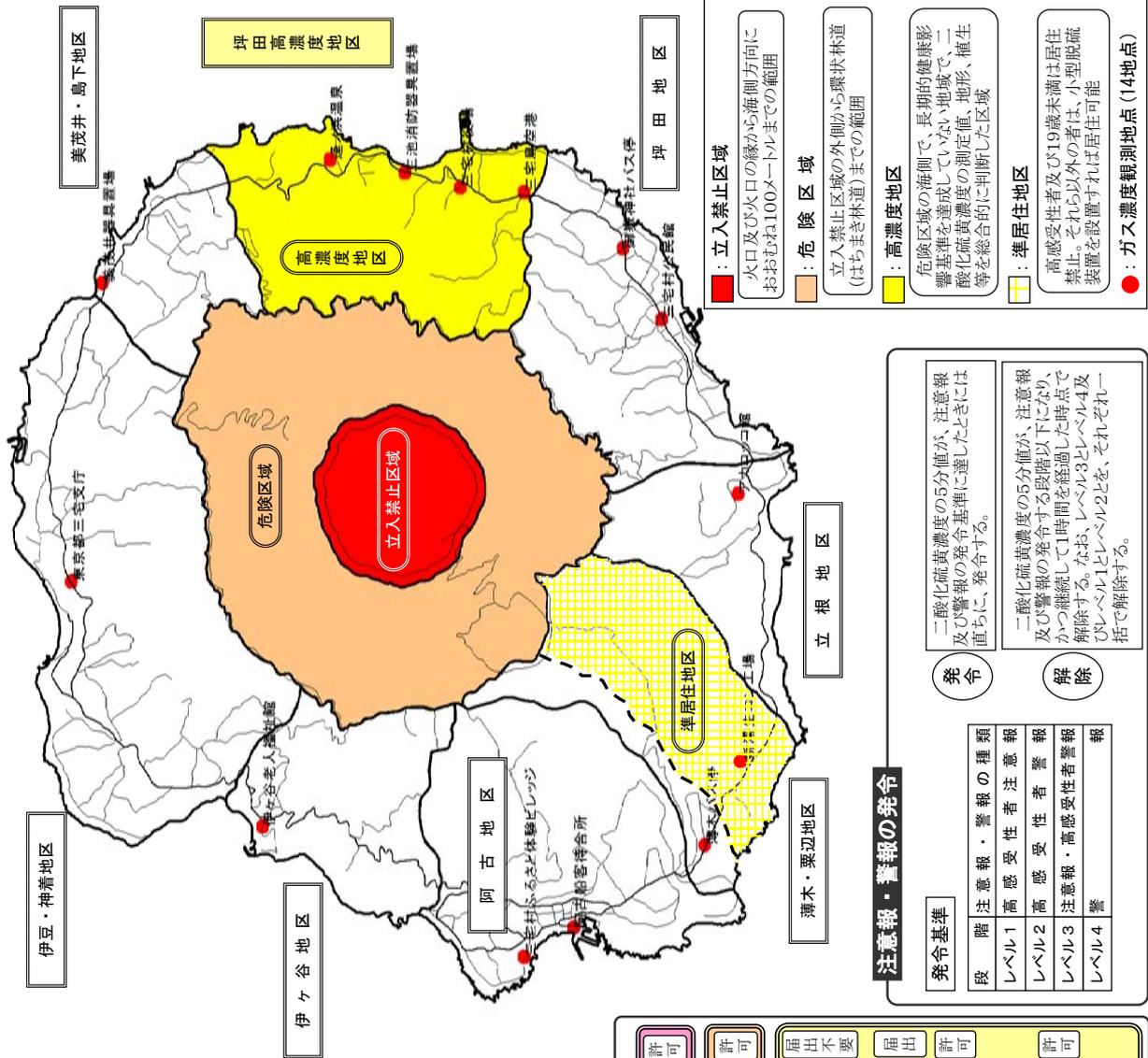
過去一年間の二酸化硫黄濃度の年間平均値がおおむね0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppmを超える回数が年間10パーセント以下であるものをいう。

「短期的健康影響基準」⇒注意報・警報の発令の基礎

レベル1	0.2ppm以上 0.6ppm未満	二酸化硫黄に対して感受性の高い者が、二酸化硫黄を吸入すると、健康へ影響を与えるおそれがある。日頃から自覚症状がないかを確認し、発作などを未然に防ぐため注意が必要である。
レベル2	0.6ppm以上 2.0ppm未満	二酸化硫黄に対して感受性の高い者は、健康又は生命に重大な影響を及ぼすおそれがある。二酸化硫黄の吸入を少なくするための、行動をとることが必要である。
レベル3	2.0ppm以上 5.0ppm未満	健康な者が、せきをしたり、目に違和感が生じたりするおそれがある。健康な者に対して注意を呼びかけることが必要である。
レベル4	5.0ppm以上	健康な者に重大な影響を及ぼすおそれがある。二酸化硫黄の吸入を少なくするための、行動をとることが必要である。

規制区域への立入り許可等

立入禁止区域	危険区域	高濃度地区
<p>火山活動の監視、観測、学術研究等</p> <p>許可</p>	<p>火山活動の監視、観測及び学術研究 ・災害復旧等に従事する者</p> <p>許可</p>	<p>船舶への乗下船 ・航空機(ヘリコプター含む)への乗降 ・郵便物及び宅配便の配送 ・高濃度地区内の移動(自動車等)等</p> <p>届出不要</p> <p>届出</p> <p>許可</p>
	<p>・村民等が行う農地及び樹木の管理 ・村民等が行う住宅の保全及び修繕等 (1日当たり4時間以下で必要最小限の時間内)</p> <p>一時(時期を限定、夜間を含む。)な滞在(条例附則)</p> <p>許可</p>	<p>・気象庁等が行う火山活動の監視、観測及び学術研究 ・村が行う二酸化硫黄濃度の監視及び情報発信 ・村道、村道等の維持管理 ・災害復旧及び災害復興に係る工事 ・農協等が組織的に行う農地の管理及び樹木の管理 ・漁協等が組織的に行う潜水漁業および漁獲漁業の操業 ・職工組合等が組織的に行う住宅の保全及び修繕等 ・施工組合等が組織的に行う船客待合所での物品販売</p> <p>許可</p>



発令	
注意報・警報の発令	発令
解除	解除
発令基準	
段階	注意報・警報の種類
レベル1	高感受性者注意報
レベル2	高感受性者警報
レベル3	注意報・高感受性者警報
レベル4	警報

二酸化硫黄濃度の5分値が、注意報及び警報の発令基準に達したときには直ちに、発令する。

二酸化硫黄濃度の5分値が、注意報及び警報の発令基準を段階以下になり、かつ継続して1時間を経過した時点で解除する。なお、レベル3レベル4及びレベル1とレベル2とを、それぞれ一括で解除する。

- 立入禁止区域**
火口及び火口の縁から海側方向におおむね100メートルまでの範囲
- 危険区域**
立入禁止区域の外側から環状林道(はちまき林道)までの範囲
- 高濃度地区**
危険区域の海側で、長期的健康影響基準を達成していない地域で、二酸化硫黄濃度の測定値、地形、植生等を総合的に判断した区域
- 準居住地区**
高感受性者及び19歳未満は居住禁止。それ以外の者は、小型脱硫装置を設置すれば居住可能
- ガス濃度観測地点(14地点)**

資料第2 「三宅島火山活動検討委員会」設置要綱

(都総務局、本文11、109頁)

(設置の目的)

第1 三宅島における火山活動への対応をより一層適切に行うため、「三宅島火山活動検討委員会」を設置し、伊豆諸島(三宅島)の火山の観測又は研究を行っている各分野の専門家から意見等を求め、火山防災対策等の判断の参考に資するものとする。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 火山活動の現状分析(噴石、火山ガス等)
- (2) 今後の火山活動についての予測
- (3) その他専門家の意見を必要とする事項

(構成)

第3 委員会は、別表の委員で構成する。

(座長)

第4 委員会に座長をおく。座長は委員の互選により選任する。

- 2 座長は会務を主宰する。

(召集等)

第5 委員会は座長が召集する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、総務局災害対策部において処理する。

(補足)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年9月26日から施行する。

資料第3 過去の噴火活動

(都総務局、本文11頁)

伊豆大島

年 代	噴 火 記 事
684年 (天武天皇13年)	11月29日、大島の西方およそ350kmの京都で、東方よりの響きが聞かれた。 この噴火により島の西北海岸に土地が増えたといわれる。しかしながらこの記録は、はたして大島に関するものかどうかさだかではない。(日本書記)
1112年 (天永3年)	11月22日より月末まで京都において東方よりの鳴動を聞く。またしばしば地震があった。
1338年 (延元3年)	10月頃大量の降灰、当時三原山は雷鳴のごとき音響と共に火口上に連続的に噴煙柱をあげる活動を続けていたようである。
1415年 (応永22年)	5月21日、雷鳴のような響きを持った噴火、海水が熱くなった。
1421年 (応永28年)	5月14日、伊豆大島焼けその響き雷の如く、海水熱湯の如くにして魚多く 死す。(鎌倉大日記)
1442年 (嘉吉2年)	8月より翌年にかけて噴火発生、詳細不明
1600又は1601年 (慶長5又は6年)	小活動
1612又は1613年 (慶長17又は18年)	小活動
1634年 (寛永11年)	小活動
1684～1690年 (貞享元年～元禄3年)	1684年3月29日、新しい火口(現在の三原山火口位置か?)より激しい噴火を開始、4月の半ばまで続く。溶岩流出、東～北東方向に流下、海に達す。震動激しく大島の住家の器財を破損、大島5ヶ村ともに砂が降り積もり、山中は1m以上、海岸近くの住家のあたりでは数10cmが積もった。 作物は全く実らず、噴火はおおよそ7年間続いて終息する。
1695年 (元禄8年)	4月14日噴火
1777～1792年 (安永6年～寛政4年)	噴火活動中最大のものと考えられる。1777年8月31日より噴火開始、鳴動、地震を伴い火山灰、火山毛を噴出、時折は休止することがあるものの、この型の活動が1778年2月末まで続く。 1778年4月19日、三原山の火口または北部山麓火口より溶岩が流出し、北～北東の谷沿いに4km流下、その後活動はおさまり時折黒煙が三原火口より昇るのが見られた。10月に噴火再開、11月6日、三原山の南側山麓火口より溶岩流出、西南カルデラ壁を越えて3km流下、11月14日または15日、大音響、噴煙とともに他の溶岩流が北東にむかい5km離れた海に達した。 12月18日には一番最初に流下した溶岩流の先端近くで爆発があった。 1783年より1786年にかけてしばしば灰が降り1m以上積もった。多くの家屋が損壊した。
1777～1792年 (安永6年～寛政4年)	1792年の秋にいたって噴火はおさまった。
1803年 (享和3年)	11月14日噴火：翌日大島より北北東 110kmの東京(江戸)に降灰
1822～1824年 (文政5～7年)	2、3年の間降灰。諸作物が実らなかった。
1837～1838年 (天保8～10年)	地震と雷のような音響を伴い噴火を開始、硫黄臭を伴った噴煙活動がおおよそ20年間つづく。
1846年 (弘化3年)	やや顕著な活動
1870年 (明治3年)	4日間活動
1876～1877年 (明治9～10年)	1876年12月末より1877年2月ごろまで噴火、三原山噴火孔底より噴出、スコリア丘(後にナウマン丘と呼ばれるようになった)をつくる。 1887年の春にはスコリア丘の一部火孔内に崩壊する。
1912～1914年	1912年2月23日、噴火孔底に溶岩噴出を開始、6月10日まで噴火、新溶岩は噴火孔

年 代	噴 火 記 事
(明治45年～大正3年)	底を満たし約90mの高さのスコリア丘を溶岩原上につくる。火山微動を伴う。噴火中断後噴火孔底は徐々に沈降、噴出口があらわれる。 1912年7月27日噴火再開、7月29日まで溶岩片を噴出、同様の活動を1912年9月16日より翌年1月25日の間にも繰り返す。 それらの活動よりさらに爆発的な活動が、1914年5月15日に始まり10日間続く。この活動によって溶岩は噴出口を満たし噴火孔底にあふれる。いくつかのスコリア丘ができる。村落近くまで降灰があった。5月29日には噴火孔底の中央部が階段状に沈降していた。
1915年 (大正4年)	10月10日頃から活動開始、約20日間続く。爆発音、降灰。
1919年 (大正8年)	5～6月にかけて三原山火口内にスコリア丘が形成される。新スコリア丘の南半分は中央火孔出現によって崩壊。この崩壊による爆発活動は11月末に発生。
1922～1923年 (大正11～12年)	1922年12月より1923年1月にかけて溶岩噴出活動、三原火口内にスコリア丘形成、同じ頃溶岩三原火孔底を満たす。スコリア丘は基底よりの高さ42 mに成長。
1933年 (昭和8年)	10月初めより小活動開始、溶岩片が三原山火口中央の噴火孔底に噴出
1934年 (昭和9年)	4月15日、全島に微かな地響きを生じた後、三原山火口で爆発が起こり、黒煙が噴出された。この日音響が間欠的に聞こえる。
1935年 (昭和10年)	約1年間の静穏の後、4月26日活動開始、溶けた溶岩片を三原山火口中央噴火孔底に噴出した。
1938年 (昭和13年)	8月10日夜半から11日にかけてよく発泡したスコリアを中央噴火孔より噴出、噴火孔の南側の火口原の一部にスコリア落下、火口毛の報告あり。
1939年 (昭和14年)	1月から2月にかけて小噴火、7月には噴煙量増加、火口付近に降灰。 9月1日、中央火孔底に溶岩プール出現、9月3日まで溶岩片、灰を噴出、その後プール表面は固化した溶岩皮殻に覆われる。9月16日、溶岩プール再び出現、噴出したスコリア噴火孔縁に達する。
1940年 (昭和15年)	8月19日、スコリア、火山弾を中央噴火孔より噴出、三原火口底に最大2m積もる。小スコリア、灰は東方2km以上に達する。
1950～1951年 (昭和25～26年)	1950年7月16日、三原中央噴火孔の南側壁面より静かに溶岩が流失、その後ストロンボリ式噴火を開始する。噴出した火山弾、スコリア、灰は噴石丘をつくる。その間に噴火孔底に溶岩が出現、孔底を埋める。8月14日、溶岩は中央噴火孔より流れだし三原火口原内にひろがる。9月の半ば頃、溶岩は三原火口を満たした後、西及び北側の火口縁を越えて細い流れをつくり三原山中腹に流下する。約70日間の活動後、9月23日にいたって噴火はやむ。三原火口を満たした溶岩の中央部は静穏期間内に徐々に沈降する。 1951年2月4日再び噴火、火口内に噴石丘をつくる。3月にはいってパホエホエ状及びアア状の溶岩が火口縁を越えて西及び北方に流下、カルデラ原にひろがる。4月初めより溶岩の流出はやむが噴火は爆発的になる。時折は黒煙柱を噴き上げ6月末まで活動が続く。噴火が終わると中央火孔が元の位置に生成される。そのため噴石丘の北半分はその中に崩壊する。噴火孔の深さは数日で50mに達する。 1950～1951年の活動によって噴出した噴出物の総量はおよそ2600万m ³ 程度である。
1951年 6月 (昭和26年)	27日午後爆発的噴火、18時30分頃最盛、大爆発音が聞こえ、元村に著しい降灰。この爆発は1950年～1951年の爆発活動中最大、火口周辺放出物で覆われる。厚さ2m、西縁。28日以後2・3日のうちに火口中央部の陥没は50mに達す。旧来の中央堅杭状火孔再現、噴石丘北半分は崩壊。
1952年 (昭和27年)	12月群発地震
1952年 1月 (昭和28年) 9	群発地震 "
10	4日19時頃より大島測候所ウィヘルト地震計に火山性微動記録。5日、8時32分噴火始まる。7日頃もっとも強く、12日19時30分頃急におさまる。9より13日にかけて噴火、12日の夕刻には溶岩流(長さ72m、幅8m)が認められる。1日より18日まで10・11月の活動と同位置の噴出孔から噴煙、スコリアを打ち上げる。14日06時50分より09時30分の間大島測候所において17gr/ m ² の降灰、16日22時より17日6時の間32gr/ m ² の降灰。
11	
12	28日18時頃より噴火開始、元村でも音が聞こえる。
1954年 1月	この噴火は16日まで続く。1月13～14日には大島の東北東及び50kmの富崎で爆発音

年	代	噴火記事
(昭和29年)	2 4 7 8 11	が聞かれた。 15日、溶岩噴泉 13時30分より溶岩が噴出孔より流出、5mの幅で竪穴状火口に流下する。17時30分頃には竪穴状火口底の床の大部分を覆う。28～31日噴火弱まりつつ継続。 1日より8日噴火、8日以降噴火弱まる。この活動の期間中火口の北西及び1.5kmにある観測所(外輪山縁)で火山性微動が連続的に記録される。 8日大きな微動(脈動) 微動弱まる傾向 1953～54年の噴孔地帯徐々に沈降、火孔壁の崩壊続き火孔底浅くなる。 噴煙多い。
1955年 (昭和30年)		9月7～8日群発地震、12月噴煙活動
1956年 (昭和31年)		1月小爆発、火口付近に降灰、2月弱い噴煙活動、4、5月群発地震、8月小爆発
1957年 (昭和32年)		1月群発地震、5～7月火山性微動、9月小爆発 10月爆発的活動が激しくなる。13日1956年噴出孔の北東に接して新噴出孔を生じた。この爆発的噴火により54名遭難(死者1名、負傷者53名)。12月小爆発
1958年 (昭和33年)		小爆発
1959年 (昭和34年)		小爆発。8、10月群発地震。
1960年 (昭和35年)		群発地震。小爆発多数。
1961年 (昭和36年)		噴煙。5、6、11月山麓に降灰。
1962年 (昭和37年)		噴煙。小爆発。8、9月小噴火。
1963年 (昭和38年)		噴煙。小爆発。7～9月小噴火。
1964年 (昭和39年)		小噴火。12月爆発活発
1965年 (昭和40年)		小噴火。時々火映
1966年 (昭和41年)		時々小爆発
1967年 (昭和42年)		小噴火。連続微動。
1968年 (昭和43年)		時々火映
1969年 (昭和44年)		小爆発
1970年 (昭和45年)		1月弱噴火、火山毛噴出、火映
1971年 (昭和46年)		火映、連続微動。
1972年 (昭和47年)		火映、連続微動。
1973年 (昭和48年)		11月18回の有感地震群発。12月噴煙活動
1974年 (昭和49年)		2月28日～3月1日、小爆発、噴石、降灰、火山毛、空振、火映、噴出物 3,000トン
1975 (昭和50年)		静穏
1976 (昭和51年)		静穏
1977年 (昭和52年)		10月9日、31日及び11月4日、16日を中心に群発地震

年	代	噴火記事
1978年 (昭和53年)		1月14日、1978年伊豆大島近海地震、M=7.0、この地震によって火孔壁崩れる。
1979年 (昭和54年)		静穏
1980年 (昭和55年)		6月29日伊豆半島東方沖地震、M=6.7
1981年 (昭和56年)		静穏
1982年 (昭和57年)		8月12日伊豆大島近海地震、M=5.7
1983年 (昭和58年)		1、12月群発地震
1984年 (昭和59年)		8月30日～9月10日伊豆半島東方沖で地震群発、M=4.5
1985年 (昭和60年)		10月から伊豆半島東方沖で群発地震、M=4.8
1986年 (昭和61年)	7月 8 9 10 11 12	<p>下旬より間欠的火山性微動発現、以後発生続く。 11～13日、26～27日地震群発(含有感)、22日の観測で火孔底温度分布に変化認められる。火孔縁でガス臭強い。 間欠的火山性微動続く。 24日、火山性微動連続となる。 12日三原山火口内南側火孔壁の噴気が増大。 15日17時25分頃火口内南壁より噴火開始。 19日新噴出溶岩三原山火口内を埋め火口縁低部よりカルデラ床に流下を始める。 20日朝より噴火は間隔があくとともに爆発的になり光環現象が見られるようになる。 21日14時30分頃よりカルデラ北部で地震群発次第に激しさを増す 14時40分頃火口の噴火一時停止する。 16時15分カルデラ床より割れ目噴火開始 16時45分頃火口噴火再開 17時46分頃外輪山外側で割れ目噴火再開 21日20時45分頃火口群活動を停止 22日02時頃カルデラ床の割れ目噴火衰える 〃 02～03時の間にA火口活動停止 噴出物量、8,000万^ト。 12日、山頂A火口で噴火開始、約2時間続く</p>
1987年 (昭和62年)	1～4月 5 6～10 11	<p>火山性微動 伊豆半島東方沖で群発地震、M=5.1、23日頃より山頂火口下の微小地震発生増加する。 微小地震活動 16日10時47分中央火孔陥没に伴って噴火、爆発音を伴う。噴出物推定量10,000^ト以下。 18日03時20分頃山頂火口中央火孔内に1986年溶岩崩壊する。深さおよそ150mの火孔出現、火山性微動火口下の微小地震発生止む。</p>

新 島

年 代	噴 火 記 事
866年 (仁和2年)	噴火。安房の国に砂石粉土。京都に雷鳴聞こえる。降灰砂多く、牛馬倒死多数。
1957年 (昭和32年)	11月10～11日、群発地震
1966年 (昭和41年)	5月～6月、群発地震
1968年 (昭和43年)	2月24～27日、群発地震
1983年 (昭和58年)	8月、群発地震
2000年 (平成12年)	7月～9月、群発地震 7月15日地震、M = 6.3、震度6弱

神津島

年 代	噴 火 記 事
838年 (承和5年)	噴火。降灰
1965～1967年 (昭和40～42年)	群発地震 1967年4月6日地震、M = 5.3
1988～1989年 (昭和63～平元年)	群発地震 1989年1月2日地震、M = 5.0
2000年 (平成12年)	7月～9月、群発地震 7月9日地震、M = 6.1、震度6弱

三宅島

年 代	噴 火 記 事
1085年 (応徳2年)	噴火
1154年 (久寿元年)	11月噴火
1469年 (応仁3年)	12月噴火
1535年 (天文4年)	3月噴火
1595年 (文禄4年)	11月噴火
1643年 (寛永20年)	3月噴火。3週間続く。阿古の村民は住居、農地を失い移住
1712年 (正徳元年)	2月噴火。2週間続く。有感地震が頻発して2時間後の20時に山麓で噴火。溶岩海中まで流出。阿古村で泥水が湧きだし、多くの家屋の埋没。
1763～1769年 (宝暦13～明和6年)	8月山頂から噴火。翌日、阿古村薄木より噴火。噴石、降灰、湧水多量
1811年 (文化8年)	1月山頂から噴火。東北東へ火口移動。1週間続く。
1835年 (天保6年)	11月地震、鳴動頻繁、西山腹で噴火。噴火終了後も地震頻発
1874年 (明治7年)	7月3日噴火。西北山腹より大小の噴石を飛ばす。溶岩流下により東郷部落の30軒余が埋没、焼失
1940年 (昭和15年)	地熱の上昇、噴気の発現、地鳴り等が噴火前に気付かれる。7月12日19時30分頃雄山北東山腹より噴火。13日の夜半よりは、山頂中央火口丘の大穴火口で噴火。多量の降灰。8月15日には終息、死者11人
1962年 (昭和37年)	8月24日22時15分噴火。山腹中部火口群(海拔150～200m)から始まり、上方、下方への裂線が拡大。23時頃には火柱が山腹から海岸まで並ぶ。26日に終息。噴火終了後、M = 5.9の地震発生。8月30日には有感地震1,500回以上

年	代	噴火記事
1983年 (昭和58年)		<p>10月3日15時20分噴火。噴火前に5回の有感地震観測。南西山麓より始まり、上方、下方に割れ目火口が成長。山腹の火口より谷筋を流下した溶岩は、都道を横切って阿古集落へ流れ込み、400棟を超える住家を埋没、焼き尽くした。栗辺に向かった溶岩は都道を横切り海岸線に達した。</p> <p>16時40分には南側山麓でマグマ水蒸気爆發。新鼻海岸付近でも火口が開口。これらの火口より噴出した火山砂礫、灰等により、住宅、農地、山林が埋まる。翌4日の6時に終息。噴火開始後約2時間は大振幅の連続微動が続いたが、次第に減衰。22時33分、M = 6.2の地震発生。がけ崩れ等の被害発生</p>
2000年 (平成12年)		<p>6月26日18時30分頃から地震発生。6月28日、西方海域で海底噴火。7月8日18時43分 山頂で噴火。7月14～15日、8月10日、13日、14日、18日、29日、9月9日にも山頂噴火。噴火により山頂カルデラ内に直径1.6km、深さ450mの陥没孔が出現。大量の降灰があり、8月18日には溶岩も噴出した。8月29日の噴火では低温の火砕流発生。</p> <p>火山性ガスの噴出は当初1日あたり数万トンにおよび、平成17年半ば以降は1日あたり2～3千トンで推移しており、火山活動は継続中。</p>

八丈島

年	代	噴火記事
1487年 (長享元年)		噴火、このため飢饉になる。
1518年 (永正15年)		2月28日噴火、5年続く。
1522年 (大永2年)		翌年まで噴火、桑園被害大
1605年 (慶長10年)		10月27日噴火、田畑被害

青ヶ島

年	代	噴火記事
1652年 (承応元年)		噴煙
1670年 (寛文10年)		火口より細砂噴出、約10年続く。
1780年 (安永9年)		6月18～23日地震。火口に多量の湯湧出。池増大、温度上昇する。
1781年 (天明元年)		5月10～11日地震。降灰、湯水湧出。
1783年 (天明3年)		4月10日地震の後、火口原に火孔生成。赤熱噴石により人家61軒焼失、砂や泥3、4尺降り積もる。死者7人
1785年 (天明5年)		4月18日頃噴火、灰や土砂が降る。5月頃まで続く。八丈島に避難できなかった140名程死亡。以後50年余無人島になる。
2001年 (平成13年)		6月29日から地震活動が始まる。7月4日から5日にかけて、断続的にマグニチュード5.0を超える規模の地震が4回発生。

資料第4 観測機器の整備状況

(都総務局、気象庁、本文30頁)

平成20年3月末現在

島名	都	気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	他の国の機関	町・村
伊豆大島		【常時観測】 ・地震計 6 ・震度計 2 ・傾斜計 4 ・GPS 11 (内気象研究所8) ・空振計 3 ・磁力計 2 ・光波測距計 26 (機器点・反射点) ・遠望観測装置 1 ・歪計 1 遠望観測 毎日	・地震計 26 ・傾斜計 4 ・全磁力計 11 ・GPS 14 ・潮位計 3 ・傾斜・歪計 4 ・電磁気観測 6 ・地中温度計 1 ・CO2土壌ガス 1	・地震計 4 ・傾斜計 4 ・地磁気計 3 ・歪計 1 ・電磁気観測 3 ・潮位計 1 ・温度計 4 ・雨量計 4 ・気圧計 1 ・風速計 1 ・重力計 1 ・水位計 1 ・地中電界変動計 1	地質調査所、国土地理院、海上保安庁が地殻変動観測、水準測定等の観測を実施している。	・震度計 1
利島	・地震計 1					
新島	・地震計 3 ・震度計 1	・地震計 2 ・空振計 1 ・GPS 1 ・傾斜計 1		・地震計		・震度計 1
式根島	・地震計 1 ・震度計 1	・地震計 1 ・震度計 1 ・空振計 1 ・傾斜計 1				
神津島	・地震計 3 ・震度計 1	・地震計 1 ・震度計 1 ・空振計 1 ・傾斜計 1 ・GPS 1 ・磁力計 1	・地震計 1	・地震計 1 ・傾斜計 2 ・歪計 1		

島名	都	気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	他の国の機関	町・村
三宅島	・地震計 5 ・傾斜計 2 ・水位・水温計 3	・地震計 7 ・空振計 5 ・GPS 7 ・震度計 2 ・遠望カメラ 4 ・全磁力計 5	・全磁力計 6	・地震計 7 ・傾斜計 5 ・GPS 4 ・雨量計 1 ・気圧計 2 ・磁力計 2		・震度計 1
御蔵島	・地震計 1 ・震度計 1					
八丈島	・地震計 5 ・傾斜計 1	・地震計 1 ・震度計 1				・震度計 1
青ヶ島	・地震計 4 ・地熱計 3					

- (注) 1 数字は設置機器数
 2 火山観測機器及び地震観測機器を区別せず掲載した。
 3 臨時に設置した観測機器を除く。
 4 式根島の観測点は、一般地震や周辺の神津島、三宅島の火山監視にも供している。

資料第5 東京港の現況

(都港湾局、本文31頁)

1 外郭施設

(平成20年10月現在)

名 称	延 長(m)	名 称	延 長(m)
中央防波堤	3,690.0	城南島小型油槽船だまり波除堤	100.0
東防波堤	615.0	芝浦小型船だまり波除堤	171.2
西防波堤	284.5	第一航路東仮防波堤	200.0
12号地貯木場南側波除堤	1,340.0	第一航路西仮防波堤	200.0
12号地貯木場東側波除堤	431.4	13号地小型船だまり波除堤	298.9
12号地貯木場西側波除堤	844.0	13号地小型船だまり防波堤	176.0
12号地木材投下泊地防波堤	430.0		
計		8,781.0	

2 水域施設

(平成20年10月現在)

区 分	幅員又は面積	水 深
第1航路	幅員 450～600m	A. P. -1.5m～-1.6m
第2航路	幅員 300m	A. P. -1.0m～-1.2m
第3航路	幅員 300～550m	A. P. -1.2m
芝浦はしけだまり	面積 77,000m ²	A. P. -4.0m
西芝浦はしけだまり	面積 7,252m ²	A. P. -3.0m
13号地その2(はしけだまり)	面積 62,000m ²	A. P. -4.0m
7号地 船だまり	面積 107,000m ²	A. P. -3.0m
城南島小型油槽船だまり	面積 18,650m ²	A. P. -4.0m

3 係留施設

(平成20年10月現在)

施設規模		大 型 船				小型船	合 計	
		計	水 深			水 深		
係留施設			9.0m以上	7.5m以上 9.0m未満	4.5m以上 7.5m未満	4.5m未満		
係船岸	公共	延長(m)	15,189	6,316	4,859	4,014	3,172	18,361
		バース数	111	28	32	51		111
	専用	延長(m)	6,299	4,324	1,315	660	247	6,546
		バース数	37	17	12	8		41
	計	延長(m)	21,488	10,640	6,174	4,674		
		バース数	148	45	44	59		152
係船浮標	公共	3		3			3	
	専用							
	計	3		3			3	

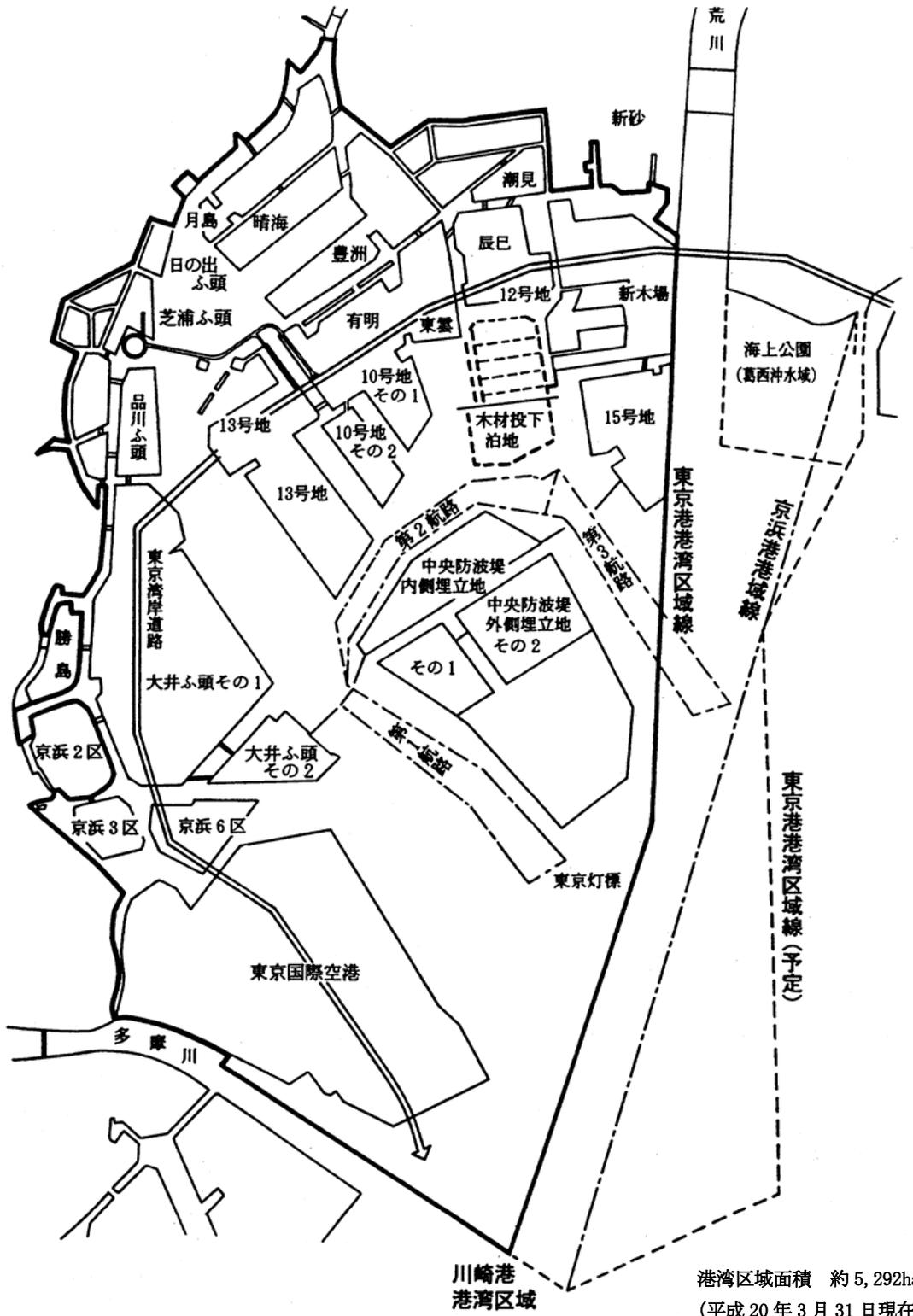
(注) 1 公共の大型船係留施設には、客船バースは含むが、官庁船バースは除いている。

また、小型船係留施設には、現在貨物が取扱われていない施設は除いている。

(注) 2 専用施設には、港内にある係留施設全てを含む。

資料第6 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図

(都港湾局、本文31頁)



港湾区域面積 約 5,292ha
(平成 20 年 3 月 31 日現在)

資料第7 島しょ港湾(地方港湾)一覧表

(都港湾局、本文31、32頁)

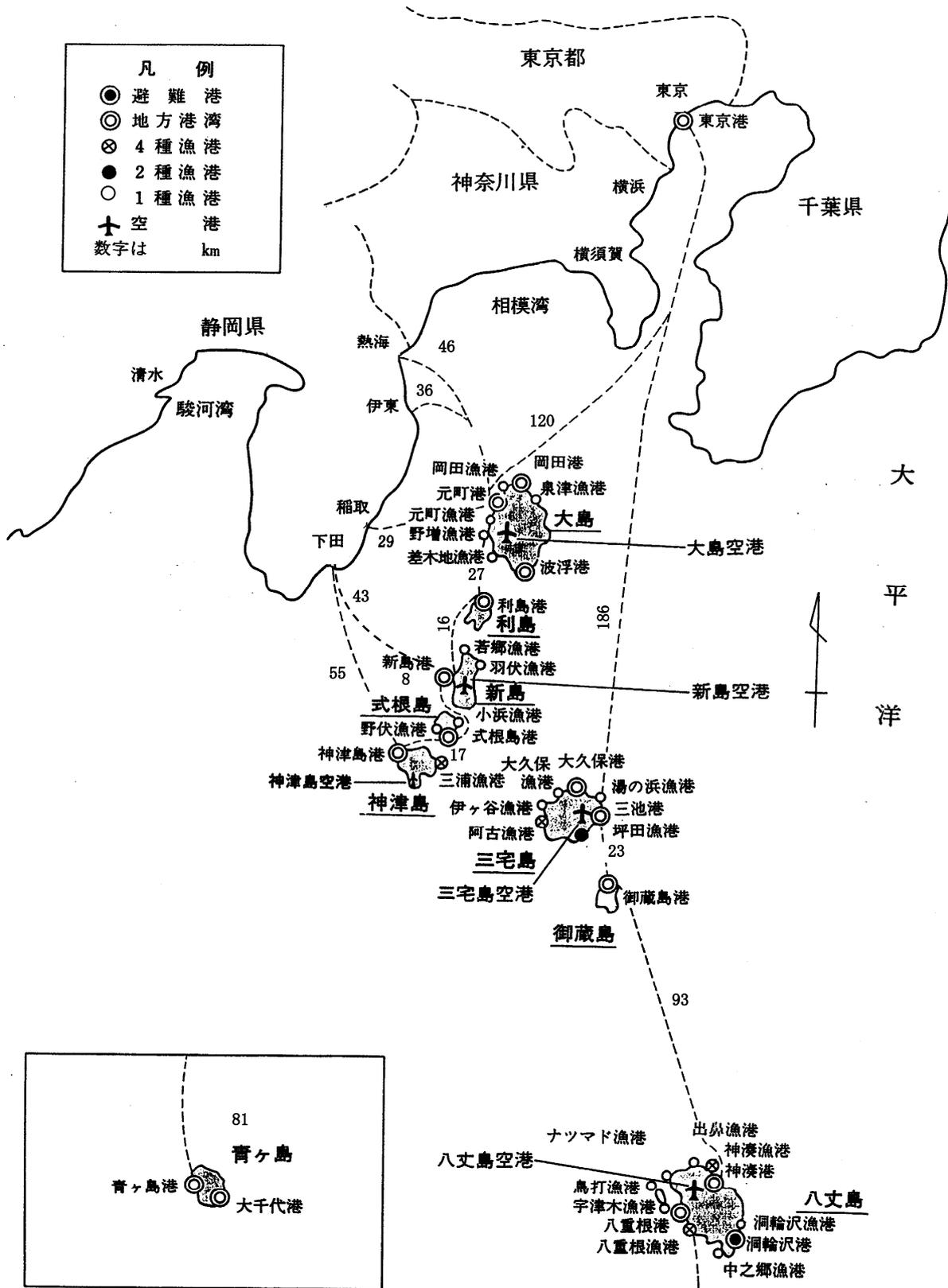
施設の現況

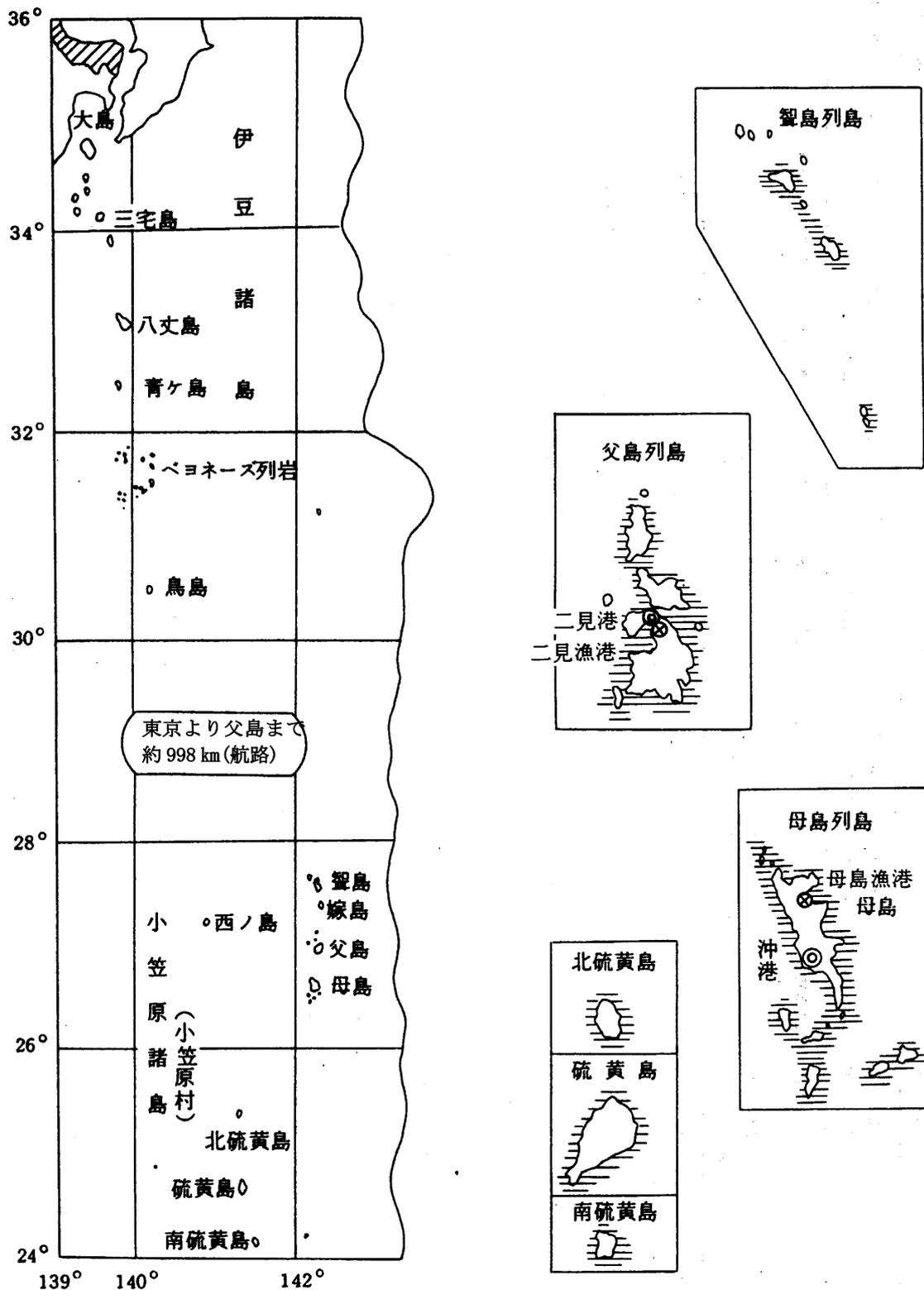
平成20年3月31日

島名	港名	施設名	規模(m)
大島	元町港	岸壁	460
	岡田港	岸壁	430
	波浮港	岸壁	135
利島	利島港	岸壁	380
新島	新島港	岸壁	380
式根島	式根島港	岸壁	150
神津島	神津島港	岸壁	380
三宅島	三池港	岸壁	230
御蔵島	御蔵島港	岸壁	300
八丈島	神湊港	岸壁	310
	八重根港	岸壁	230
青ヶ島	青ヶ島港	物揚場	54
父島	二見港	岸壁	340
母島	沖港	岸壁	140

資料第8 伊豆諸島の港湾等位置図

(都港湾局、本文31頁)





資料第10 島しょ漁港の現況

(都港湾局、本文33頁)

伊豆諸島

平成 20 年 3 月 31 日現在

島名	港名	種類	施設名	規模
大島	元町	1	防波堤 岸壁	508m 187m
	岡田	1	防波堤 岸壁	305m 284m
	野増	1	防波堤 岸壁	349m 140m
	差木地	1	防波堤 岸壁	255m 111m
	泉津	1	防波堤 岸壁	149m 90m
新島	若郷	1	防波堤 岸壁	836m 465m
	羽伏	1	防波堤 岸壁	357m 376m
式根島	野伏	1	防波堤 岸壁	203m 575m
	小浜	1	防波堤 岸壁・物揚場	111m 203m
神津島	三浦	4	防波堤 岸壁	673m 729m
三宅島	湯の浜	1	防波堤 岸壁	252m 210m
	伊ヶ谷	1	防波堤 岸壁・物揚場	240m 298m
	大久保	1	防波堤 物揚場	357m 101m
	坪田	1	防波堤 岸壁・物揚場	638m 435m
	阿古	4	防波堤 岸壁	202m 1,060m
八丈島	洞輪沢	1	防波堤 岸壁	544m 229m
	中之郷	1	防波堤 岸壁	251m 105m
	神湊	4	防波堤 岸壁	538m 921m
	八重根	4	防波堤 岸壁	630m 752m

小笠原諸島

父島	二見	4	防波堤 岸壁・物揚場	417m 717m
母島	母島	4	防波堤	293m

資料第11 島しょ海岸保全施設の状況

(都港湾局、都建設局、本文37頁)

① 都港湾局所管分

(平成20年10月1日現在)

島別	港湾別内訳	
	港湾名	施設延長
大島	元町港	護岸 1019m
	岡田港	護岸 402m
		突堤 50m
		離岸堤 256m
	波浮港	護岸 941m
	元町漁港	離岸堤 102m
	野増漁港	護岸 615m
	離岸堤 297m	
	泉津漁港	離岸堤 95m
利島	利島港	護岸 381m
		護岸堤 141m
新島	新島港	護岸 1512m
		突堤 336m
		離岸堤 920m
	若郷漁港	突堤 100m
		離岸堤 743m
		潜堤 47m
神津島	神津島港	護岸 725m
		潜堤 510m
三宅島	三池港	防潮堤 559m
		護岸 369m
		護岸堤(潜堤) 50m
	大久保港	護岸 595m
		消防堤 60m
	阿古漁港	護岸 355m
		離岸堤 169m
消波堤 182m		
御蔵島	御蔵島港	護岸 46m
八丈島	神湊港	護岸 340m
		突堤 325m
		離岸堤 480m
	神湊漁港	消波堤 70m
		防潮堤 308m
	八重根漁港	
		洞輪沢漁港
	離岸堤 210m	
青ヶ島	青ヶ島港海岸	護岸 177m

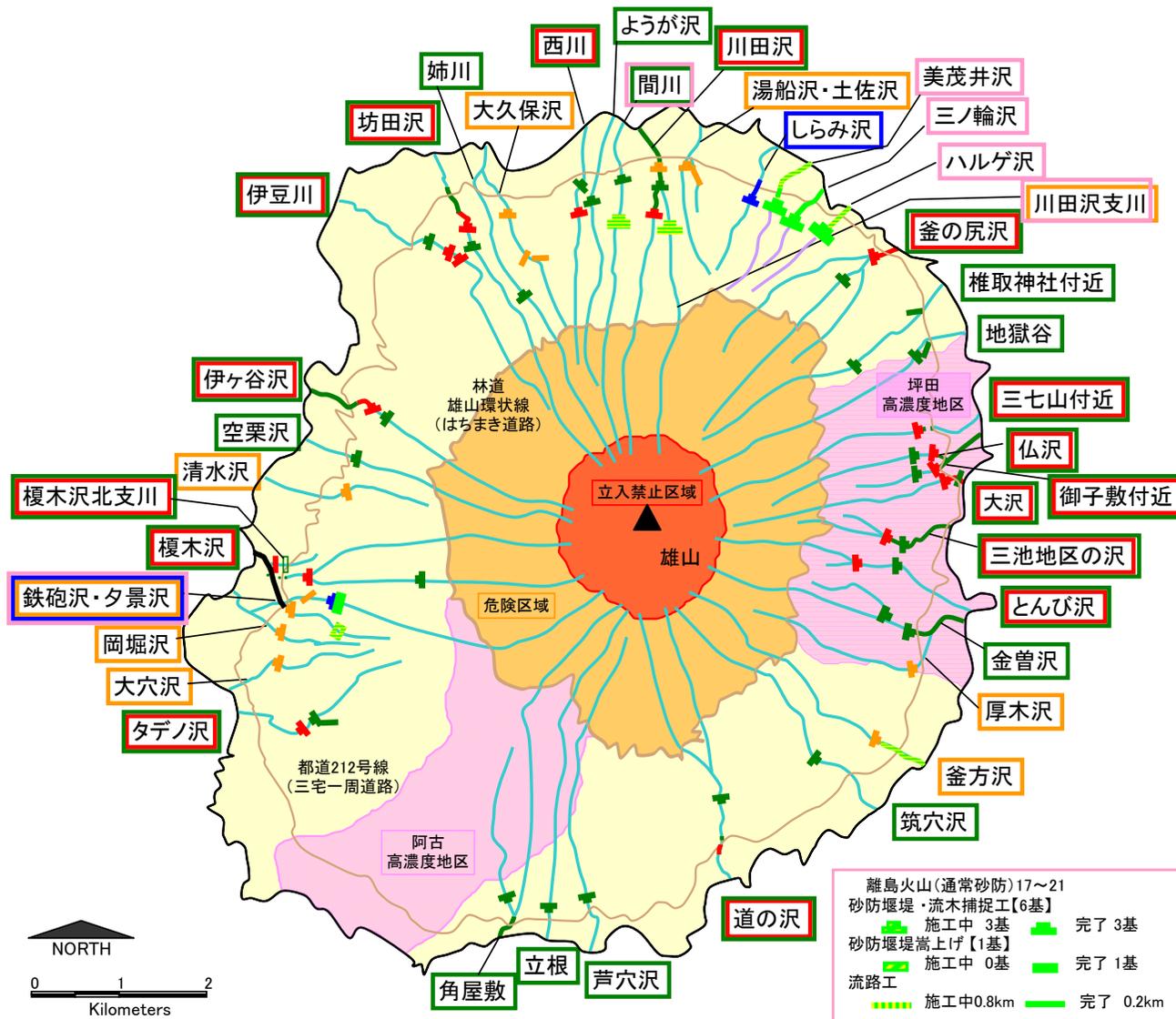
② 都建設局所管分

島別	海岸名	全体計画		実施計画(平成18年度)	
		護岸等	人工リーフ	護岸等	人工リーフ
伊豆大島	泉 浜	5,400m	0m	0m	0m
	湯 の 浜	2,900m	340m	0m	0m
	間 伏	0m	300m	0m	0m
	筆 島	1,650m	290m	0m	0m
	行 者	2,120m	0m	0m	0m
利 島	前 浜	520m	0m	15m	0m
新 島	羽 伏 浦	5,350m	0m	0m	0m
	和 田 浜	30m	750m	0m	0m
	若 郷	580m	0m	230m	0m
神 津 島	多 幸 浜	1,930m	0m	0m	0m
	沢 尻 ・ 長 浜	270m	620m	0m	26m
三 宅 島	阿 古	230m	0m	25m	0m
	ナ ゴ ラ	660m	420m	0m	0m
御 蔵 島	御 蔵	680m	0m	0m	0m
八 丈 島	乙 千 代 ヶ 浜	750m	620m	0m	0m
	洞 輪 沢	260m	0m	20m	0m
そ の 他		16,530m	0m	0m	0m
計		39,860m	3,340m	290m	26m

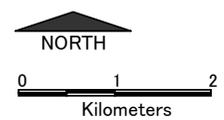
資料第12 三宅島砂防事業実施箇所図

(建設局、本文37頁)

平成21年3月末現在

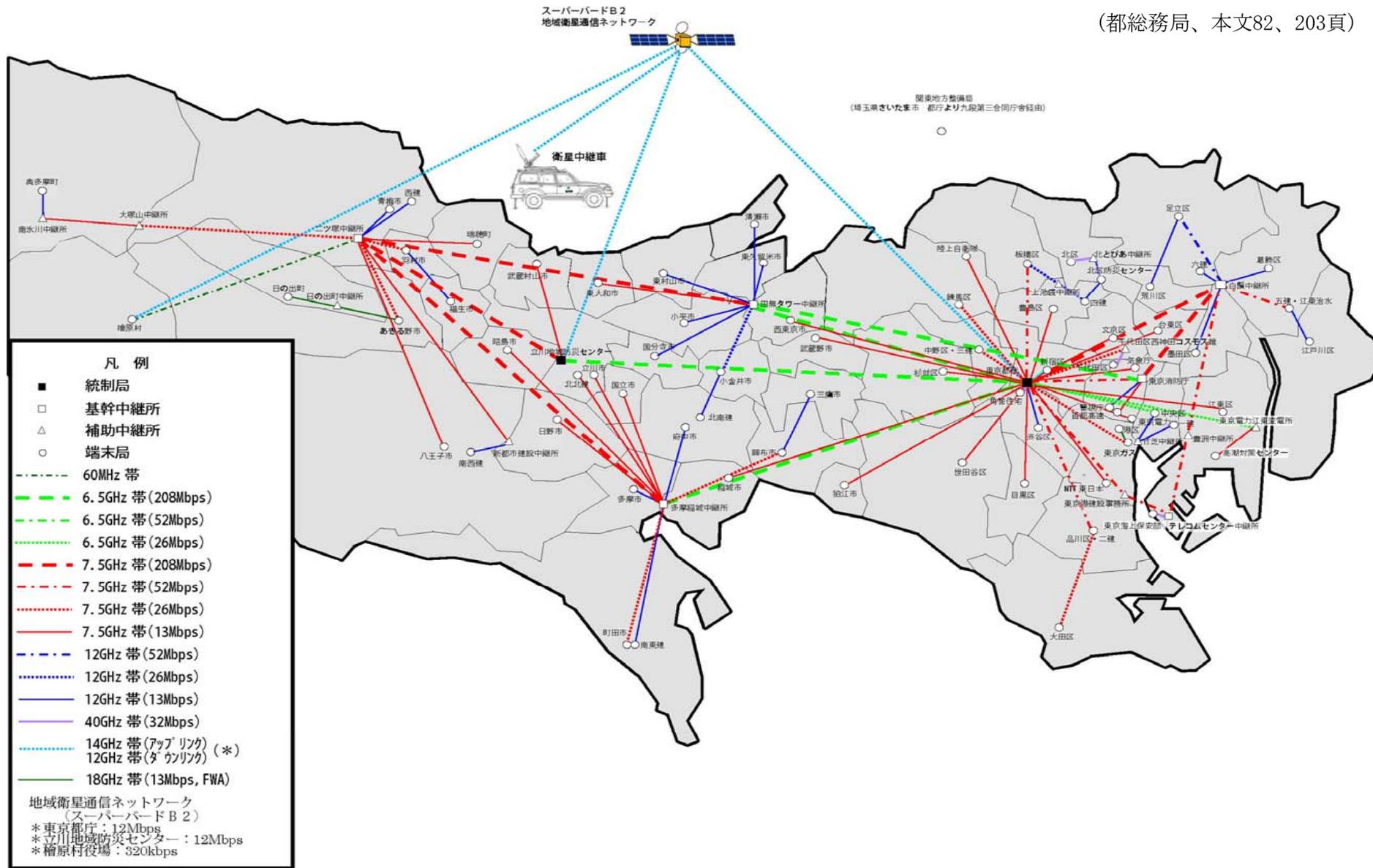


凡 例													
12災関・激特	16溪流 12災関 砂防堰堤他16基 流路工0.5km 激特 砂防堰堤他16基 流路工0.6km												
激 特	27溪流 砂防堰堤他21基 流路工2.9km												
13 災 関	9溪流 砂防堰堤他13基												
14 災 関	2溪流 砂防堰堤 2基 流路工0.2km												
12災関 砂防堰堤・流木捕捉工【15基】 流向制御等【1基】	<table border="0"> <tr> <td>🏗️</td> <td>施工中 0基</td> <td>🟩</td> <td>完了 15基</td> </tr> <tr> <td>🚧</td> <td>施工中 0基</td> <td>🟩</td> <td>完了 1基</td> </tr> </table>	🏗️	施工中 0基	🟩	完了 15基	🚧	施工中 0基	🟩	完了 1基				
🏗️	施工中 0基	🟩	完了 15基										
🚧	施工中 0基	🟩	完了 1基										
激特 砂防堰堤・流木捕捉工【25基】 流向制御等【3基】	<table border="0"> <tr> <td>🏗️</td> <td>施工中 0基</td> <td>🟩</td> <td>完了 25基</td> </tr> <tr> <td>🚧</td> <td>施工中 0基</td> <td>🟩</td> <td>完了 3基</td> </tr> </table>	🏗️	施工中 0基	🟩	完了 25基	🚧	施工中 0基	🟩	完了 3基				
🏗️	施工中 0基	🟩	完了 25基										
🚧	施工中 0基	🟩	完了 3基										
13災関 砂防堰堤・流木捕捉工【9基】 流向制御等【4基】	<table border="0"> <tr> <td>🏗️</td> <td>施工中 0基</td> <td>🟩</td> <td>完了 9基</td> </tr> <tr> <td>🚧</td> <td>施工中 0基</td> <td>🟩</td> <td>完了 4基</td> </tr> </table>	🏗️	施工中 0基	🟩	完了 9基	🚧	施工中 0基	🟩	完了 4基				
🏗️	施工中 0基	🟩	完了 9基										
🚧	施工中 0基	🟩	完了 4基										
14災関 砂防堰堤・流木捕捉工【2基】 流向制御等【0基】	<table border="0"> <tr> <td>🏗️</td> <td>施工中 0基</td> <td>🟩</td> <td>完了 2基</td> </tr> <tr> <td>🚧</td> <td>施工中 0基</td> <td>🟩</td> <td>完了 0基</td> </tr> </table>	🏗️	施工中 0基	🟩	完了 2基	🚧	施工中 0基	🟩	完了 0基				
🏗️	施工中 0基	🟩	完了 2基										
🚧	施工中 0基	🟩	完了 0基										
流路工	<table border="0"> <tr> <td>🟩</td> <td>12災関 完了:0.5km</td> <td>🟩</td> <td>激特 予定:0km</td> </tr> <tr> <td>🟩</td> <td>14災関 完了:0.2km</td> <td>🟩</td> <td>施工中:0km</td> </tr> <tr> <td>🟩</td> <td></td> <td>🟩</td> <td>完了:2.9km</td> </tr> </table>	🟩	12災関 完了:0.5km	🟩	激特 予定:0km	🟩	14災関 完了:0.2km	🟩	施工中:0km	🟩		🟩	完了:2.9km
🟩	12災関 完了:0.5km	🟩	激特 予定:0km										
🟩	14災関 完了:0.2km	🟩	施工中:0km										
🟩		🟩	完了:2.9km										
離島火山(通常砂防)17~21 砂防堰堤・流木捕捉工【6基】 砂防堰堤高上げ【1基】 流路工	<table border="0"> <tr> <td>🏗️</td> <td>施工中 3基</td> <td>🟩</td> <td>完了 3基</td> </tr> <tr> <td>🚧</td> <td>施工中 0基</td> <td>🟩</td> <td>完了 1基</td> </tr> <tr> <td>🟩</td> <td>施工中 0.8km</td> <td>🟩</td> <td>完了 0.2km</td> </tr> </table>	🏗️	施工中 3基	🟩	完了 3基	🚧	施工中 0基	🟩	完了 1基	🟩	施工中 0.8km	🟩	完了 0.2km
🏗️	施工中 3基	🟩	完了 3基										
🚧	施工中 0基	🟩	完了 1基										
🟩	施工中 0.8km	🟩	完了 0.2km										

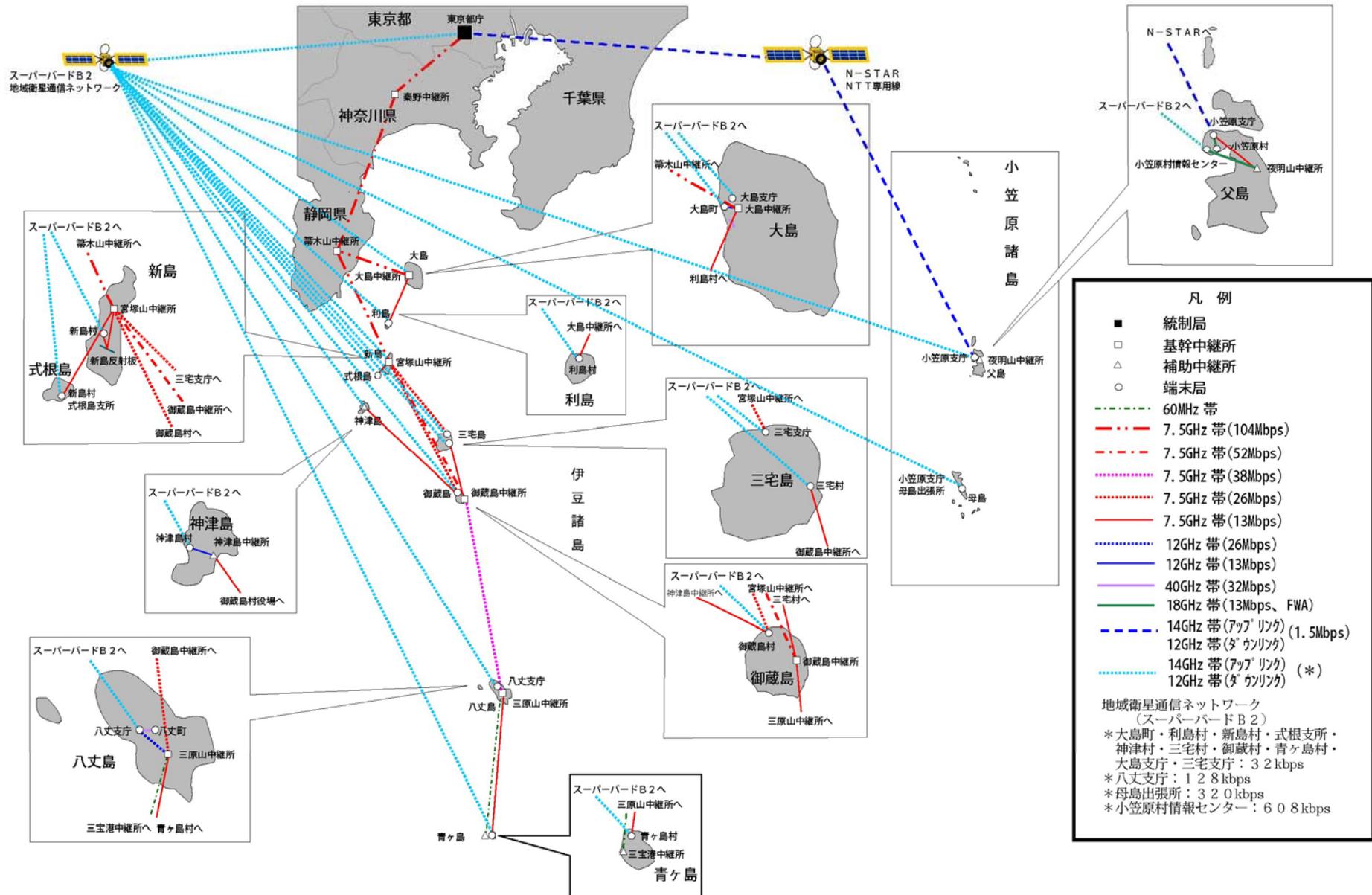


資料第13 東京都防災行政無線多重回線構成図（区部・多摩）

（都総務局、本文82、203頁）



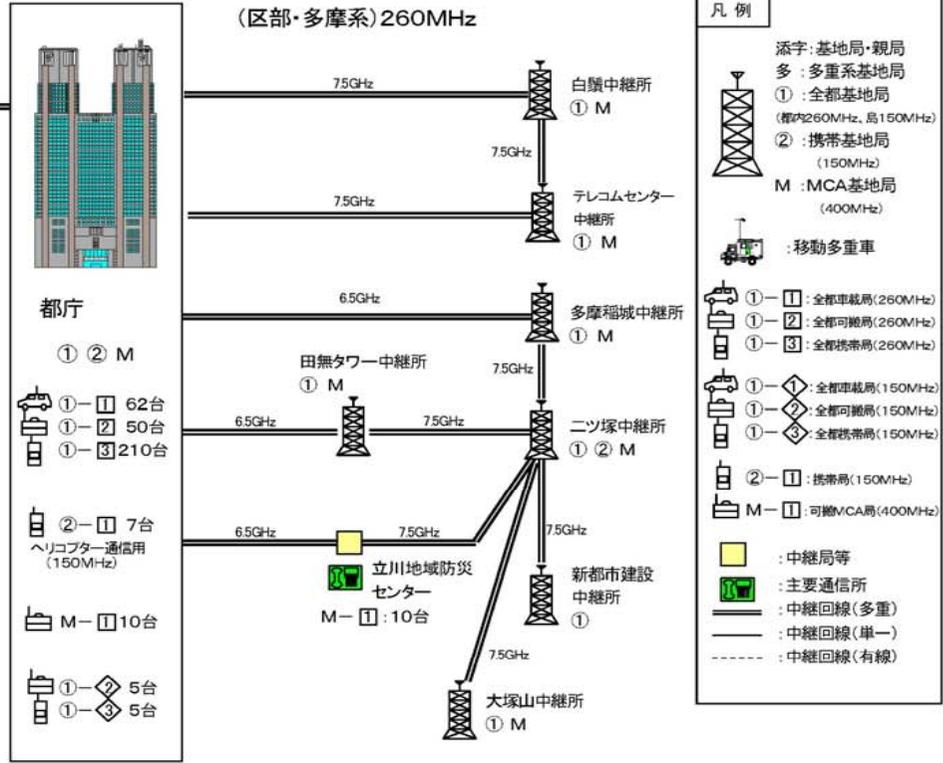
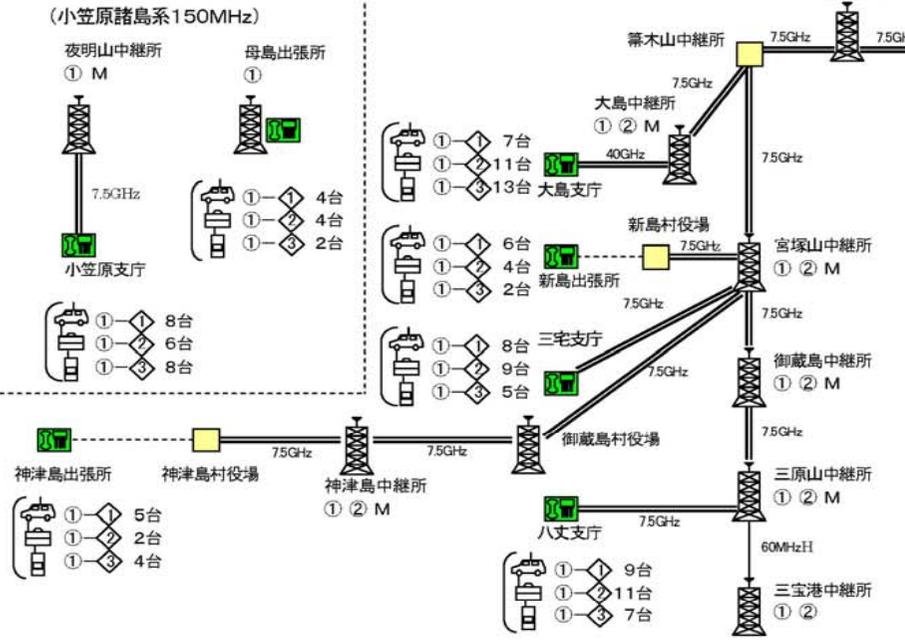
東京都防災行政無線多重回線構成図（島しょ部）



資料第14 東京都防災行政無線移動系回線構成図

(都総務局、本文82、203頁)

I. 全都移動系



凡例

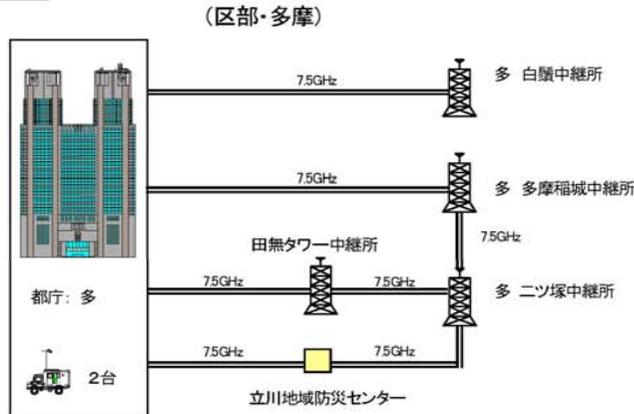
添字: 基地局・親局
多: 多重系基地局
①: 全都基地局
②: 携帯基地局 (150MHz)
③: 全都携帯局 (260MHz)
M: MCA基地局 (400MHz)

①-①: 全都車載局 (150MHz)
①-②: 全都可搬局 (260MHz)
①-③: 全都携帯局 (150MHz)

②-①: 携帯局 (150MHz)
M-①: 可搬MCA局 (400MHz)

□: 中継局等
■: 主要通信所
—: 中継回線 (多重)
—: 中継回線 (単一)
- - -: 中継回線 (有線)

II. 移動多重系 (400MHz)



移動系無線局数内訳

種別	全都移動島しょ系(150MHz)				全都移動都内系(260MHz)		携帯局	可搬MCA	移動多重
	伊豆諸島	小笠原	都内	小計	都内	小計			
基地局	7	2	—	9	8	8	9	14	4
車載	35	12	—	47	62	62	—	—	2
可搬	37	10	5	52	50	50	—	76	—
携帯	31	10	5	46	210	210	7	—	—
小計	103	32	10	145	322	322	7	76	2
計 ※	110	34	10	154	330	330	16	76	6

※1 島しょ系の全都移動局基地局と携帯局の基地局は同一設備 ※2 可搬MCAの基地局は固定系MCA親局と同一設備

資料第16 区市町村の保有する防災行政無線等一覧表

(都総務局、本文82、203頁)

(平成20年4月1日現在)

1 特別区

	固定局			移動局					
	屋外	戸別	計	小・中学校	警察署	消防署	医療機関	その他	計
千代田	69	223	292	-	-	-	-	4	4
中央	94	96	190	-	-	-	-	20	20
港	119	213	332	28	6	4	6	145	189
新宿	98	403	501	-	-	5	-	63	68
文京	86	304	390	-	-	-	-	12	12
台東	116	-	116	-	-	-	-	47	47
墨田	60	167	227	-	2	2	-	30	34
江東	112	-	112	88	4	3	14	103	212
品川	136	280	416	58	-	-	-	63	121
目黒	59	113	172	-	-	-	-	65	65
大田	200	540	740	-	-	-	-	-	0
世田谷	187	348	535	-	-	-	-	35	35
渋谷	90	144	234	28	3	1	1	54	87
中野	113	501	614	-	-	-	-	84	84
杉並	118	705	823	-	-	-	-	-	0
豊島	76	284	360	12	-	1	-	46	59
北	107	537	644	-	3	3	2	76	84
荒川	104	167	271	-	-	-	-	35	35
板橋	105	308	413	-	3	2	1	197	203
練馬	191	895	1,086	-	-	-	-	-	0
足立	183	393	576	-	-	-	-	21	21
葛飾	128	247	375	-	-	-	-	40	40
江戸川	255	332	587	-	-	-	-	28	28
区部計	2,806	7,200	10,006	214	21	21	24	1,168	1,448

2 市町村

	固定局			移動局					
	屋外	戸別	計	小・中学校	警察署	消防署	医療機関	その他	計
八王子	340	419	828	-	-	-	-	-	30
立川	69	-	69	-	-	-	-	30	30
武蔵野	41	97	304	-	-	-	-	0	10
三鷹	54	112	270	-	-	-	-	10	91
青梅	104	-	281	-	1	1	-	79	241
府中	132	45	239	33	1	1	-	125	243
昭島	62	-	310	-	1	1	-	81	198
調布	113	135	668	28	1	1	1	84	306
町田	240	180	474	-	1	1	1	188	191
小金井	54	-	100	-	-	-	-	-	18
小平	46	-	302	-	-	-	-	18	81
日野	119	137	472	-	-	-	-	63	121
東村山	60	156	257	-	-	1	-	57	112
国分寺	41	-	73	-	-	-	-	54	66
国立	32	-	106	-	-	-	-	12	12
西東京	74	-	204	-	-	-	-	-	8

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
福生	40	90	157	-	-	-	-	8	46
狛江	27	-	79	10	1	1	1	25	111
東大和	52	-	76	15	1	1	1	55	115
清瀬	21	3	118	-	-	-	-	42	45
東久留米	48	46	150	-	-	-	-	3	3
武蔵村山	56	-	289	-	-	-	-	-	136
多摩	115	118	286	-	-	1	-	135	192
稲城	53	-	94	17	-	-	1	38	119
羽村	41	-	1,007	-	1	22	-	40	188
あきる野	107	859	5,504	16	-	-	-	109	1,544
市部計	2,141	2,397	12,717	119	8	31	5	1,256	4,257

3 町村

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
瑞穂町	49	43	94	-	-	1	-	49	68
日の出町	1	1	1,036	5	1	1	-	11	33
檜原村	34	1,000	1,034	-	-	-	-	15	15
奥多摩町	5	2,758	6,654	-	-	-	-	39	161
多摩町村計	89	3,802	8,818	5	1	2	0	114	277
大島町	78	-	290	-	-	-	-	-	15
利島村	4	208	212	-	-	-	-	15	15
新島村	19	-	892	-	-	-	-	-	8
神津島村	17	856	2,217	-	-	1	1	6	56
三宅村	44	1,300	1,344	6	1	1	1	39	48
御蔵島村	-	-	4,540	-	-	-	-	-	10
八丈町	40	4,500	4,659	-	-	-	-	10	20
青ヶ島村	9	110	301	-	-	-	-	10	10
小笠原村	20	162	7,549	-	-	-	-	-	91
島しょ町村 計	231	7,136	22,004	6	1	2	2	80	273

	固 定 局			移 動 局					
	屋外	戸別	計	小・中 学校	警察署	消防署	医療 機関	その他	計
総計	5,267	20,535	53,545	344	31	56	31	2,618	6,255

資料第17 区市町村等の通信連絡態勢

(都総務局、本文82、203頁)

機関名	内 容
区 市 町 村 及び防災機関	<p>1 連絡態勢の確保 夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう通信連絡態勢を整備する。</p> <p>2 通信連絡責任者の選任等 都本部、都各部局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名する。</p>
都	<p>1 通常態勢時における通信連絡態勢 都本部が設置されるまでの間、都の通信連絡は、通常の勤務時間においては都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の時間外において災害対策要員が参集するまでの間は、東京都夜間防災連絡室が担当する。</p> <p>2 通信連絡責任者の選任 都各部局は、前記区市町村の例と同様、通信連絡責任者を選任する。</p> <p>3 即応本部を設置した場合の通信連絡態勢 (1) 即応本部が設置された場合には、原則として即応本部(都総務局総合防災部)に一元的に情報連絡を集約する。 (2) 都各部局は、各機関相互及び即応本部との連絡ならびに非常配備態勢への移行等に備えて情報連絡責任者と若干の職員を配置する。 (3) 情報連絡を密にするため、都各部局は必要に応じ、情報連絡のための要員を即応本部に派遣する。</p> <p>4 都本部設置後の通信連絡態勢 (1) 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。 (2) 都本部及び都各部局は、情報の収集、伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。</p> <p>5 通信連絡の方法 通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、システム端末及び画像端末を使用して行うものとする。</p>

資料第18 電話サービス及び電報サービスの優先利用

(NTT東日本、NTTドコモ、本文83、204頁)

(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話)

(1) 非常通話とは

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防もしくは、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話(以下「非常扱いの通話」と言う。)は、他の手動通話に先立って接続する。

(2) 非常扱いの通話の内容等

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象もしくは地象の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含みます。)の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) 緊急扱いの通話とは

非常扱いの通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する手動通話(以下「緊急扱いの通話」と言います。)は、他の手動通話(非常扱いの通話を除きます。)に先立って接続する。

(4) 緊急扱いの通話の内容等

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前表及びこの欄の(3)までのものを除く。)相互間

(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の伝送及び配達)の順序(NTTドコモ除く)

(1) 非常扱いの電報の伝送及び配達)の順序

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防もしくは、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報(以下「非常扱いの電報」と言う。)は、他の電報に先立って伝送及び配達する。

(2) 非常扱いの電報の内容

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象もしくは地動の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含みます。)の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) 緊急扱いの電報の内容

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。(NTTドコモ除く。)

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間(前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長もしくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記2の病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。)相互間

別記1(新聞社等の基準)(NTT東日本)

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

別記2 医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院(NTT東日本)

名 称	位 置	あ て 名
小樽掖済会病院	小樽市色内1の10の17	オタルエキサイ
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂51	ミヤギリフエキサイ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町1の2	ヨコハマエキサイ
名古屋掖済会病院	名古屋市中区松年町4の66	ナゴヤエキサイ
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2の1の10	オサカエキサイ
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学ヶ丘1の21の1	コウベエキサイ
日本海員掖済会門司病院	北九州市門司区清滝1の3の1	モンエキサイ
日本海員掖済会会長崎病院	長崎市樺島町5の16	カガサキエキサイ
せんぼ東京高輪病院	東京都港区高輪3の10の11	トウキョウセンインホケン
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43の1 横浜船員保険病院内	センボムセンリョウセンター又は ヨコハマセンインホケン
大阪船員保険病院	大阪市港区築港1の8の30	オサカセンインホケン

(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話の及び電報の請求)(NTTドコモ除く)

区 分	内 容
非 常 扱 い 通 話	1 非常扱い通話は、やむを得ない特別の理由がある場合を除き、あらかじめ受持ちのNTT東日本営業支店の承諾を受けた番号の加入電話によるものとする。 2 非常扱い通話の請求にあたっては、前記の承諾を受けた利用機関等が通話の必要がある場合は、市外局番なし「102番」をダイヤルし、非常扱い通話申込経由を告げて申し込むものとします。 あらかじめ届けていない加入電話でも非常扱い電話に該当することが確認できるときは、非常扱い電話として受付ける。
緊 急 扱 い 通 話	非常扱い通話の請求方法に準ずる。
非 常 扱 い 及 び 緊 急 扱 い 電 報	1 非常扱い及び緊急扱い電報は、電報取扱営業窓口であれば、どこでも発信できる。また、加入電話から申し込む場合は下記へ申し込む。 東京電報サービスセンタ(TEL 03-5820-9749) 2 非常扱い及び緊急扱い電報を発信するときは、発信人は「非常扱い及び緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。

(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話の接続及び電報の電送順位)(NTTドコモ除く)

区 分	内 容
非 常 扱 い 通 話	他の市外通話、緊急扱い通話に優先して接続する。
緊 急 扱 い 通 話	他の市外通話に優先して接続する。
非 常 扱 い 電 報	非常扱い電報は、他の電報に先立って伝送及び配達する。
緊 急 扱 い 電 報	緊急扱い電報は、他の電報(非常扱い電報を除く)に先立って伝送及び配達する。

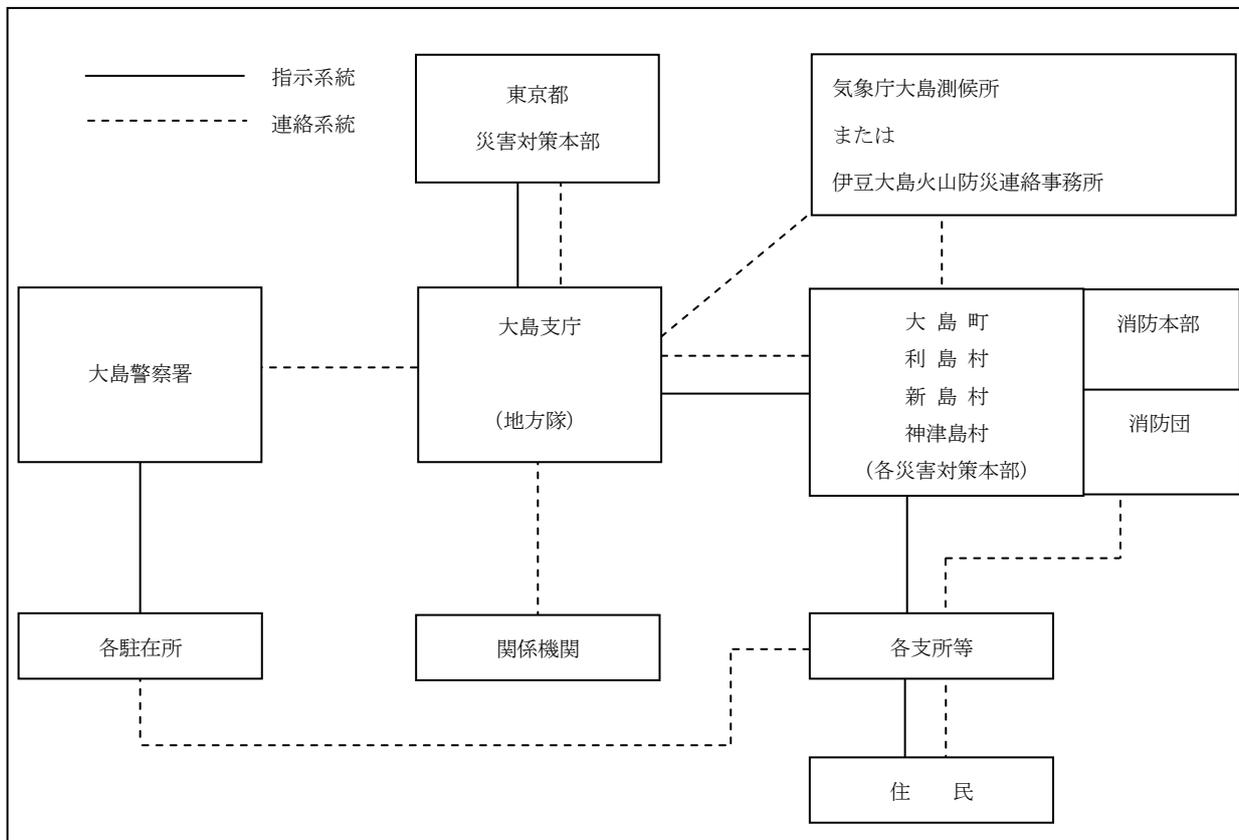
(手動接続(電話交換手扱)で優先的に接続する非常・緊急通話及び電報の料金)(NTTドコモ除く)

区 分	内 容
非 常 及 び 緊 急 扱 い 通 話	料金は普通通話料と同額とする。
非 常 及 び 緊 急 扱 い 電 報	料金は普通電報と同額とする。

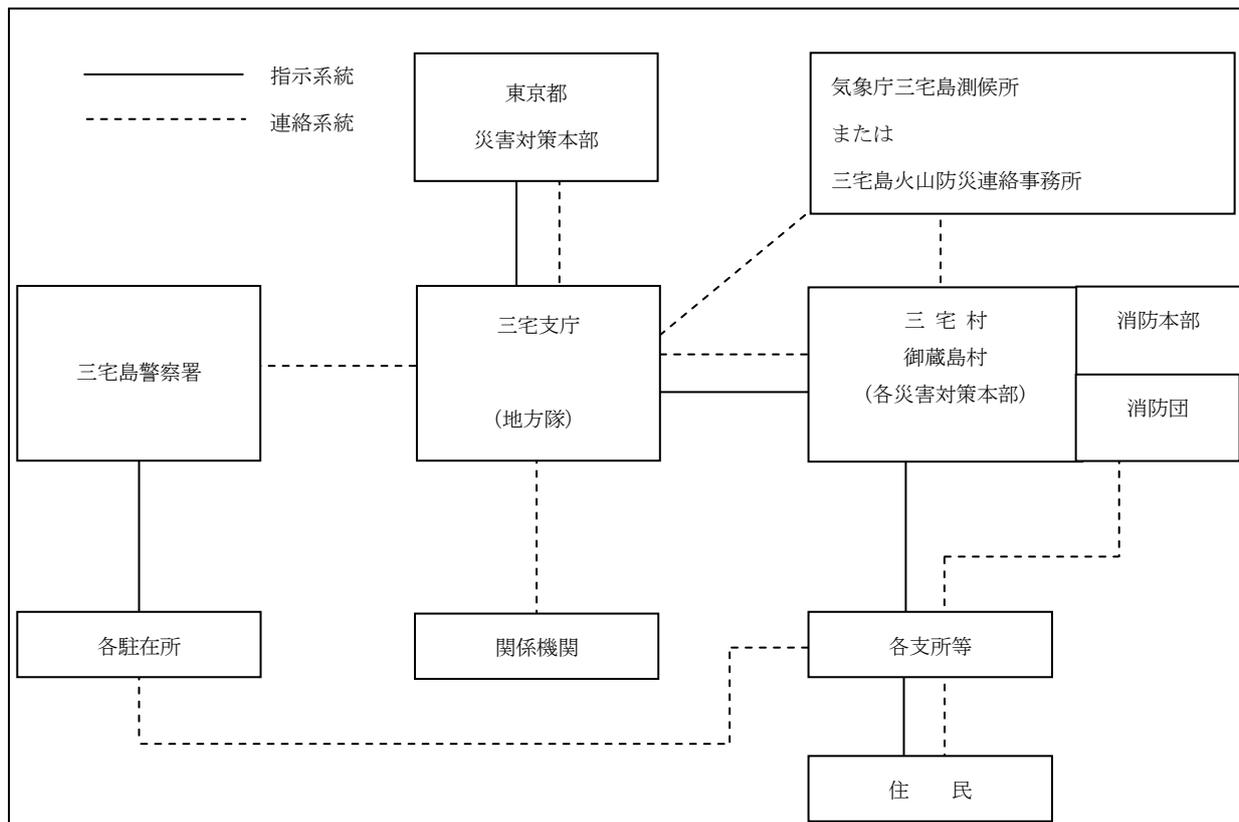
資料第19 支庁を中心とした通信連絡系統

(都総務局、本文83頁)

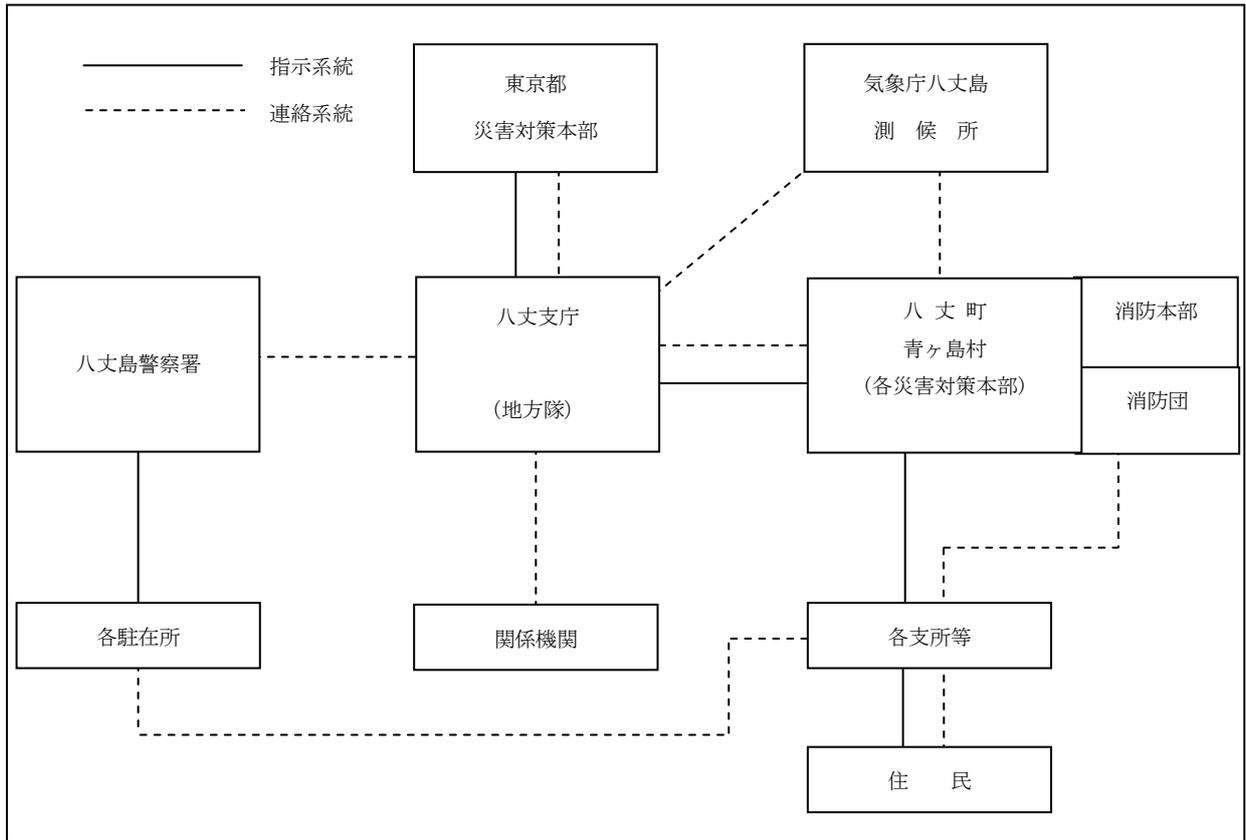
1 大島支庁通信連絡系統



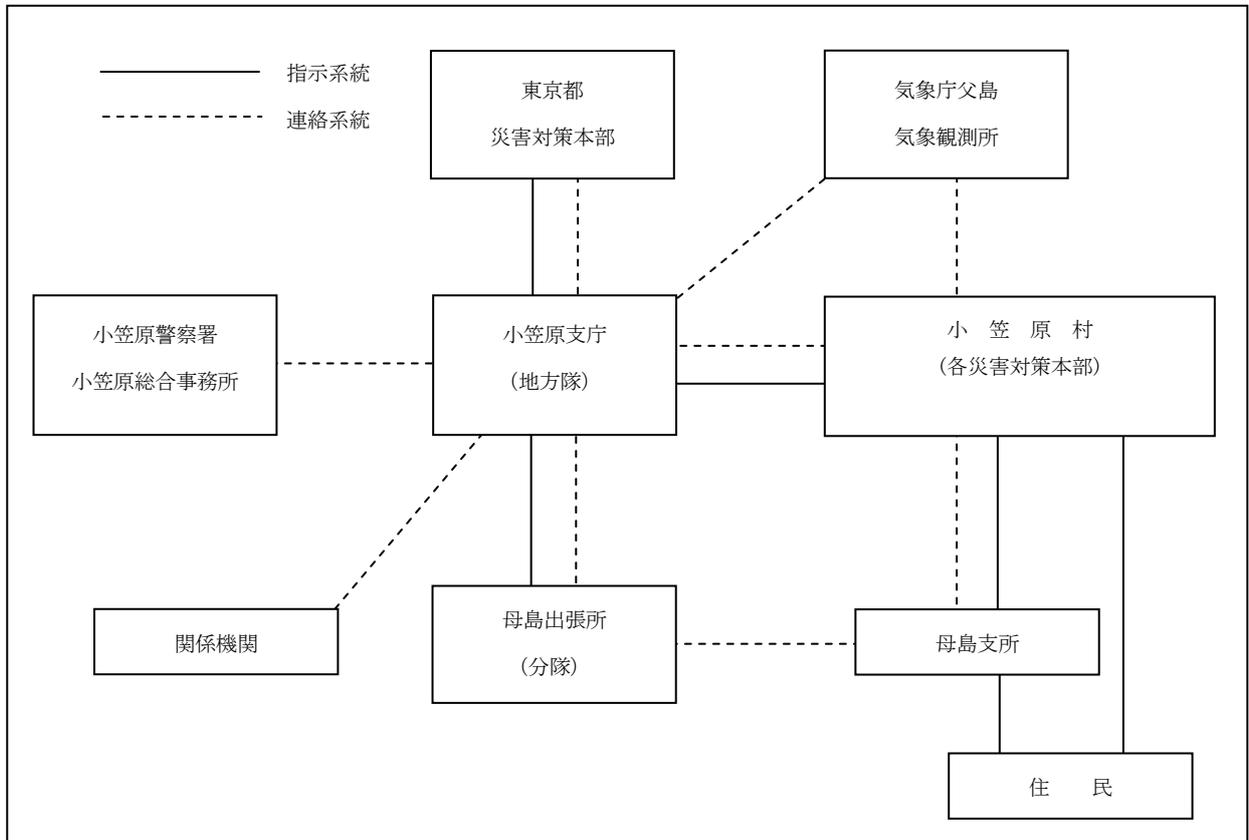
2 三宅支庁通信連絡系統



3 八丈支庁通信連絡系統



4 小笠原支庁通信連絡系統図(総務局)



資料第20 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定

(都知事本局、本文87頁)

①日本放送協会及び民間放送各社との協定「災害時等における放送要請に関する協定」

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第20条の規定に基づき、東京都知事(以下「甲」という。)が日本放送協会(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は、要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

(要請の手續)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和55年12月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年12月1日

甲 東京都知事	鈴木俊一
乙 日本放送協会会長	坂本朝一

同文の協定

昭和55年12月1日

乙 株式会社東京放送取締役社長	山西由之
乙 株式会社文化放送取締役社長	岩本政敏
乙 株式会社ニッポン放送取締役社長	石田達郎
乙 株式会社ラジオ関東取締役社長	遠山景久
乙 株式会社エフエム東京取締役社長	大野勝三
乙 日本テレビ放送網株式会社取締役社長	小林与三次
乙 株式会社フジテレビジョン取締役社長	浅野賢澄
乙 全国朝日放送株式会社取締役社長	高野信
乙 株式会社東京12チャンネル取締役社長 (現 株式会社 テレビ東京)	中川順

昭和56年1月10日

乙 株式会社日本短波放送取締役社長 (現 株式会社 日経ラジオ社)	安藤蕃
--------------------------------------	-----

平成2年7月30日

乙 株式会社エフエムジャパン取締役社長	曾山克巳
---------------------	------

同文の協定

平成8年1月31日

甲 東京都知事	青島幸男
乙 東京メトロポリタンテレビジョン 株式会社取締役社長	藤森鐵雄

平成8年4月30日

乙 エフエムインターウェーブ 株式会社取締役社長	竹内経輝
-----------------------------	------

「災害時等における放送要請に関する協定」実施細目

(趣 旨)

第1 この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」(昭和55年12月1日締結。以下「協定」という。)第6条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。

(要請の依頼先)

第2 都各局等は、協定第2条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部(災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。)に対し要請依頼する。

2 災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。

(放送要請手続の指示等)

第3 総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認められた場合は、知事本部政策部(災害対策本部の設置前においては、知事本部政策部。以下同じ。)に対し放送要請手続きをとるよう指示する。

2 夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部政策部報道課長と協議し、放送要請手続きをとる。

(要請文の作成・協議)

第4 知事本部政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文(別記第1号様式)を作成する。

(放送要請の決定)

第5 放送要請は、本部長(知事)が決定する。

(要請文の伝達方法)

第6 知事本部政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。

2 総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報(音声及びファクシミリ)にて各放送機関へ伝達する。

(知事等の直接放送)

第7 知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合(生放送)は、原則として、映像スタジオ(第1本庁舎5階)で行う。

(区市町村の放送要請)

第8 区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。

2 都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第2に準じることとし、要請依頼文は別記第2号様式により行うこととする。

(放送機関の対応)

第9 都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。

2 各放送機関は、前記第8但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な限り放送するものとする。

3 各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに報道局報道部へ報告する。

(都庁記者クラブ等への発表)

第10 知事本部長(災害対策本部の設置前においては、知事本部長)は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

(附 則)

この実施細目は昭和60年9月1日(60情報庶第96号)から施行する。

一部改正 昭和63年4月1日(62情報庶第706号)

一部改正 平成2年8月1日(2情報庶第240号)

一部改正 平成4年6月1日(4情報総第5号)

一部改正 平成13年8月20日(13知政報第86号)

②AFNとの協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(以下「災害時等」という。)公共への通知に資するため、東京都知事(以下「甲」という。)がアメリカン・フォーシズ・ネットワーク・トウキョウ(以下「乙」という。)に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害時等において、乙に放送を要請することができるものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1)放送要請の理由
- (2)放送を要請する事項
- (3)その他必要な事項

2 依頼は、有線電気通信設備、無線設備もしくは使者等により行う。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合、いかなる要請についてもこれを好意的に検討する。但し、乙は、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定する。乙は、放送を見合わせる権利を留保する。

2 乙は、放送の日時等について、すみやかに甲へ報告する。

(連絡者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、第4条第2項に掲げる報告及びこれらに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲は知事本部政策部報道課長、乙はAFNラジオチーフを連絡者として定める。

(雑則)

第6条 この協定の有効期間は、下記署名の遅い方の日付から10年間とする。ただし、この協定は、当事者双方の文書による合意により、いつでもこれを無効することができ、また当事者の一方が他方に対し最小限60日間の事前予告を文書により行うことによって、これを破棄することができる。この協定の修正は双方の文書による合意によりなされ、連番をとった補遺とする。双方はこの協定の現実性と必要性を検証するため、2年ごとに再検討を行う。

この協定は、英語及び日本語により2通を作成し、英文、日本語ともに等しく正文とするが、協定の解釈にあたっては、英文を優先する。この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各一通を保有する。

東京都知事本部長 前川耀男

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク(AFN)東京局長 キース V. レブリング

2003. 3. 13

(英文略)

③「災害時等における報道要請に関する協定」

「災害時等における報道要請に関する協定」

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都知事(以下「甲」という。)が東京都地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、東京都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲、東京都公安委員会(以下「乙」という。)及び株式会社朝日新聞社(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の各号に掲げる事項に関する広報を行う場合において、必要なときは、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 保健衛生に関する事項
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置、生活の安全に関することその他の災害応急対策に関する事項

(要請の手續)

第3条 甲又は乙は、前条に規定する報道要請を行う場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、甲又は乙から第2条に規定する報道要請を受けた場合は、適切に対応する。

(車両の通行)

第5条 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置き、東京都政策報道室広報部報道課長、警視庁総務部広報課長及び株式会社朝日新聞東京本社編集局社会部長をもってこれに充てる。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月1日	甲 東京都知事	青島 幸男
	乙 東京都公安委員会委員長	河野 義克
	丙 株式会社朝日新聞社代表取締役社長	松下 宗之

同内容の協定

平成9年9月1日	丙 社団法人共同通信社社長	犬養 康彦
	丙 株式会社読売新聞社代表取締役社長	渡辺 恒雄
	丙 株式会社毎日新聞社代表取締役社長	小池 唯夫
	丙 株式会社日本経済新聞社代表取締役社長	鶴田 卓彦
	丙 株式会社中日新聞東京本社代表取締役社長	白井 文吾
	丙 株式会社産業経済新聞東京本社代表取締役社長	清原 武彦
	丙 株式会社日刊工業新聞社代表取締役社長	溝口 勲夫
	丙 株式会社日本工業新聞社代表取締役社長	山下 幸秀
	丙 株式会社時事通信社代表取締役社長	村上 正敏
	丙 株式会社内外タイムス社代表取締役社長	恩田 貢
	丙 株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長	小笠原 敏晶

資料第21 災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル

(都総務局、本文87頁)

(番号は人事異動があれば見直しのこと)

平成 18 年 10 月改訂

東京都から AFN への災害時の報道要請の詳細な手順は以下のとおりとする。

1 東京都から AFN への要請の事前連絡

(1) AFN の執務時間内(午前 8 時～午後 4 時 30 分・月曜日～金曜日)に要請する場合

①東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN の事務所へ電話をする。

②AFN の職員へ次の内容を通知する。(日本語)

A) 通知者氏名

B) 協定に基づく要請文を送付すること

C) 要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)

(2) AFN の勤務時間外(午後 4 時 30 分～午前 8 時・月～金曜日及び土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)に要請する場合

①東京都報道課長もしくは報道課職員が、AFN 東京局長もしくは AFN 放送担当責任者へ電話をする。

②東京都は AFN へ次の内容を通知する。(英語)

A) 通知者氏名

B) 協定に基づく要請文を送付すること

C) 要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)

2 東京都から AFN への要請文の送信

東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN へ通知した方法で送信する。

ファクシミリ送付状は別紙 1 とする。(英語)

要請文は別添様式 1 の例によるものとする。(英語)

3 東京都の要請に関する AFN の確認

東京都からの電話及び要請文受領後、AFN は、東京都報道課へ電話をし、東京都が要請を行ったこと及び要請内容を確認する。(日本語または英語)

4 報告

放送を行った場合、AFN は、東京都報道課へ放送の日時を速やかに報告する。(日本語または英語)

放送をしない場合、AFN は、この旨東京都報道課へ速やかに報告する。(日本語または英語)

連絡先一覧

AFN

電話 042-552-2511 内線 52374

(AFN 勤務時間内午前 8 時～午後 4 時 30 分(月～金曜日))

電話 090-4249-7380 (AFN 東京局長)

080-6626-9217 (放送責任者)

(AFN 勤務時間外 午後 4 時 30 分～午前 8 時(月～金曜日)及び

土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)

ファクシミリ 042-552-2511 内線 57057 (24 時間 オペレータ経由)

00579-3117-55-7057 (直通)

アドレス afn.eagle810@yokota.af.mil

東京都

電話 03-5388-2210 (24 時間 報道課長)

090-3223-0255 (24 時間 報道課長)

03-5388-2211 (24 時間 報道課)

03-5388-2212 (24 時間 報道課)

ファクシミリ 03-5388-1228 (24 時間 報道課)

アドレス S0000003@section.metro.tokyo.jp

(英文略)

資料第22 給与品事前購入分一覧表

(都福祉保健局、本文94頁)

(平成20年3月31日)

区 分		数 量	金額 (評価額)	備 考	
都福祉保健局	食料品・生活必需品	クラッカー	452,289食	42,897,903円	
		アルファ化米	922,000食	171,075,115円	
		即席めん	1,200,000食	154,980,000円	
		毛布	889,403枚	2,329,487,245円	
		ビニールゴザ ・カーペット	981,337枚	965,818,825円	
		肌着	288,090組	194,479,635円	
		安全キャンドル	179,429本	132,407,770円	
		木炭	26,800袋	112,660,430円	
		コンロ	20,650個	49,426,580円	
		なべセット	23,998個	58,828,582円	
		やかん	7,998個	23,708,791円	
		簡易風呂 ・シャワー	30組	89,939,600円	
		簡易トイレ	9,690組	16,007,880円	
		折畳式リヤカー	100台	9,888,000円	
		水袋詰機	5機	44,805,000円	
		家庭用テント	964張	28,903,901円	
		ビッグテント	17張	28,191,100円	
		調製粉乳	19,033,272 g	32,201,133円	
		ほ乳びん	10,000本	5,528,250円	
		医薬品	186,195人分	464,157,202円	
合 計			4,955,392,942円		

資料第23 島しょ町村災害時相互応援に関する協定

(都総務局、本文95頁)

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村(以下「島しょ町村」という。)は、島しょ町村の区域において災害が発生し、被災町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災町村の要請にこたえ、他の町村が島しょ地域を構成する一員として、友愛精神に基づき相互に救援協力し、被災町村の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品等及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

ウ 救援及び救助活動に必要な船艇等の提供及びあっせん

エ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(2) 島外避難の支援及び避難者の受入れ

(3) その他特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する町村(以下「要請町村」という。)は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請の文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 協定第1条第1号アからウまでに掲げる応援(以下「物的応援」という。)を要請する場合は、物資等の品目、数量、受取場所及び輸送手段

(3) 協定第1条第1号エに掲げる応援(以下「人的応援」という。)を要請する場合は、活動内容、人員、活動地域、派遣の期間及び交通手段

(4) 協定第1条第2号及び3号に掲げる応援(以下「その他の応援」という。)を要請する場合は、要請措置内容、要請場所及び応援の期間等

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援実施の手続)

第3条 応援の要請を受けた町村(以下「応援町村」という。)は、次の事項について電話等により要請町村と調整の上、応援を実施するものとし、後日、速やかに応援通知の文書を送付するものとする。

(1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段及び物資の到着までの所要時間

(2) 人的応援については、活動内容、人員、派遣地域、派遣の期間及び派遣地域までの所要時間

(3) その他の応援については、応援内容及び応援の期間

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援物資の受領の通知)

第4条 要請町村は、物的応援通知書に基づく応援物資を受領した場合、応援町村に対し、応援物資の受領書を送付するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町村の負担とする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第6条 前条に定める経費のうち、応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請町村が負担する経費の額は、応援町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援町村の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町村が、要請町村への往復の途中において生じたものについては応援町村が賠償の責に任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については要請町村及び応援町村が協議して定める。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、島しょ町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成5年10月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を9通作成し、各町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平成5年10月18日

大島町	御蔵島村
町長 清水長治	村長 栗本宥吉
利島村	八丈町
村長 梅田敏雄	町長 奥山日出男
新島村	青ヶ島村
村長 市川文二	村長 佐々木宏
神津島村	小笠原村
村長 山下繁	村長 安藤光一
三宅村	
村長 桑原秀雄	

資料第24 東京消防庁相互応援協定の締結一覧

(東京消防庁、本文96頁)

1 消防相互応援協定

都府県	市町村等	締結者	都府県	市町村等	締結者	都府県	市町村等	締結者	
東京都	東久留米市	市長	神奈川県	津久井郡広域行政組合	組合長	埼玉県	川口市	市長	
	稲城市	市長		横浜市	市長		所沢市	市長	
	○大島町	町長		大和市	市長		戸田市	市長	
	○新島村	村長		相模原市	市長		鳩ヶ谷市	市長	
	○八丈町	町長		川崎市	市長		入間市	市長	
	○利島村	村長	千葉県	市川市	市長		秩父広域市町村圏組合	組合管理者	
	○神津島村	村長		松戸市	市長		埼玉西部広域事務組合	管理者	
	○三宅村	村長		浦安市	市長		朝霞地区一部事務組合	管理者	
	○御蔵島村	村長	埼玉県	三郷市	市長		山梨県	大月市	市長
	○青ヶ島村	村長		八潮市	市長			上野原町	町長
		草加市		市長	東山梨消防組合	管理者			

(注)○印は、消防応援協定を締結しているもの

2 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定

県	市町村等	締結者	県	市町村等	締結者
神奈川	津久井郡広域行政組合	組合長	山梨	河口湖町	町長
山梨	富士吉田市	市長		西桂町	町長
	都留市	市長		上野原町	町長
	大月市	市長		富士五湖消防組合	管理者

3 東京湾消防相互応援協定

県	市	締結者	県	市	締結者
神奈川	川崎市	市長	千葉	千葉市	市長
	横浜市	市長		市川市	市長

4 航空消防相互応援協定

大阪市消防局

5 航空機消防相互応援協定

県	市	締結者	県	市	締結者
神奈川	川崎市	市長	宮城	仙台市	市長
	横浜市	市長	愛知	名古屋市	市長
千葉	千葉市	市長	兵庫	神戸市	市長

6 業務協定

(1) 海上保安庁東京海上保安部

(2) 国土交通省東京国際空港事務所

7 その他の消防相互応援協定

米空軍第374空輸団

資料第25 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表)

(都総務局、本文96、97頁)

1 都

(1) 地方公共団体

項目	内容
1都9県の震災時等の相互応援	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県は、昭和52年6月「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、食料、飲料水及び生活必需物資の供給、医療救護等を中心とした応援要請手続、費用の負担等についてとりきめている。(平成16年2月24日改正)
18大都市災害時相互応援	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市は、大規模な震災が発生した場合で、被災都市のみでは十分に応急措置が実施できないときにおいて、18大都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう平成20年2月20日に「18大都市災害時相互応援に関する協定」をとりかわしている。
八都県市災害時相互応援	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市は、災害発生時の被害を最小限に止め、首都機能を維持し各方面に与える影響を軽減するために、都県市域を越えて機動的、効果的に対応するため、平成15年4月に「八都県市災害時相互応援に関する協定」を締結、同15年5月に対象を自然災害から大規模事故、テロまで広げる改正を行った。(平成17年5月18日改正)
14大都市水道局災害相互応援	都水道局は、災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互協力とその円滑かつ迅速な実施を図るため、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と平成18年2月、「14大都市水道局災害相互援助に関する覚書」を取り交わしている。
下水道災害時における相互支援	<p>1 関東ブロック災害時支援 都下水道局は、被災した自治体独自で対応できない下水道被害が発生した際に、友愛精神に基づき相互支援協力を行うためのブロック内体制を構築し、支援ルールを確立するために、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、川崎市、横浜市、川口市、八王子市、横須賀市、さいたま市の他、関係民間団体などと「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」を定めている。(平成20年8月改正)</p> <p>2 18大都市災害時相互支援(対象：区部) 都下水道局は、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」を作成している。(平成20年2月改正)</p>

(2) 防災機関等

項目	内容
日赤東京都支部との委託契約	昭和55年7月、日赤東京都支部と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」を、平成4年4月に一部改定し、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く)について委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。
日赤東京都支部等との協定	日本赤十字社東京都支部及び財団法人献血供給事業団と「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」を平成15年7月に締結し、災害時における血液製剤の供給体制の確立を図っている。
都医師会との協定	昭和51年8月「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。
都歯科医師会との協定	平成11年6月「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結し、歯科医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。
都薬剤師会との協定	平成8年2月、都薬剤師会と「災害時の救護活動に関する協定」を締結し、薬剤師班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。

項 目	内 容
日本放送協会及び民間放送各社との協定	災害対策基本法第57条の規定に基づき、昭和55年12月、日本放送協会と、また、昭和55年12月1日以降、民間放送各社と「災害時等における放送要請に関する協定」を締結している。この協定は、主として災害のため、電気通信設備等によっては、通信不能又は著しく困難な場合において、放送各社に放送を要請するときの手續きについてとりきめている。

2 防災機関

項 目	内 容
東京海上保安部と日赤東京都支部との相互協力	東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。
電力会社相互間における協力	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策用資機材等の広域運営 東京電力は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするるとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社ならびに電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。 復旧要員の広域運営 「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社ならびに電源開発株式会社と復旧要員の相互応援体制を整えている。 災害時における電力の融通 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認められた場合、東京電力は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

3 民間協力

項 目	内 容
道路応急対策業務 (東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会)	災害による道路の破損の応急修理及び道路障害物除去等を迅速かつ円滑に推進するため、東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会、西多摩建設業協同組合、南多摩建設業協会、北多摩建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を昭和50年4月以降に締結し、建設資器材と労働力の提供、緊急道路障害物除去作業を実施する路線を定めている。
河川応急対策業務 (東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、他14企業)	災害時の河川施設の応急復旧を迅速かつ円滑に推進するため、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会(以上平成9年9月)、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、水門等・排水機場26施設の施工した14企業(以上平成9年10月)と災害時における応急復旧業務に関する各種協定を平成9年10月に締結し、巡回・点検の実施と方法、建設資器材と労働力の提供を定めている。
救助救急業務 (東京建設業協会)	東京消防庁は、災害時において、現有の救助資機材では対処できない大規模な救助救急事象の発生に備え、東京建設業協会と「災害時における救助・救急業務に関する協定」(昭和57年2月)を締結し、建設資器材と労働力の確保体制の確立を図っている。
プレハブ建築協会との協定	災害により倒壊又は焼失した住宅の迅速な復旧と被災者の収容施設を確保するため、昭和54年12月、プレハブ建築協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急仮設住宅の建設及び建設資器材の提供について定めている。
東京都漬物事業協同組合等の協力	被災者に対する米飯給食に必要な副食品(梅干、しょう油漬、たくわん、つくだ煮・煮豆)、調味料(みそ、しょう油)の調達について、東京都漬物事業協同組合、東京都佃煮惣菜工業協同組合、東京都味噌工業協同組合及び東京都醤油協会と常に連絡を保ち、災害時の副食品及び調味料の円滑な確保を図ることとしている。

項 目	内 容
生活必需品関連協同組合等の協力	毛布、肌着、鍋、湯沸等生活必需品の調達について、常に関連協同組合等と連絡を保ち、調達可能数量を把握することにより、災害時の生活必需品の迅速な集荷を図ることとしている。
都柔道接骨師会との協定	平成3年3月、都柔道接骨師会と「災害時における応急救護活動についての協定」を締結し、応急救護(柔道整復師法に規定された業務)の範囲、衛生材料の提供及び費用弁償などについて定めている。
東京都医薬品卸協同組合との協定	東京都医薬品卸業協会と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、医薬品等の調達及び費用弁償などについて定めている。
大東京歯科用品商協同組合との協定	大東京歯科用品商協同組合と「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、歯科用医薬品や歯科材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本医療ガス協会関東地域本部との協定	日本医療ガス協会関東地域本部と「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、酸素ガスや液体酸素等の調達及び費用弁償などについて定めている。
商工組合東京医療機器協会との協定	商工組合東京医療機器協会と「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定」を締結し、医療機器等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本衛生材料工業連合会との協定	日本衛生材料工業連合会と「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定」を締結し、衛生材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本救急医療財団との協定	日本救急医療財団と「災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」を締結し、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務の協力の内容や費用負担などについて定めている。
日本即席食品協会との協定	社団法人日本即席食品工業協会と「災害時における食料品調達業務に関する協定」を締結し、災害時において都民生活に必要な食料品(即席めん)の供給体制の確立を図っている。

資料第26 震災時等の相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局、本文97頁)

①「震災時等の相互応援に関する協定」

(趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県(以下、「都県」という。)において、地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県(以下、「被災都県」という。)の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(応援都県・調整都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対して直接応援をする都県(以下、「応援都県」という。)をあらかじめ定めることができる。

2 都県は、複数の都県が被災し、応援都県が複数になる場合には、協議により、連絡調整の中心となる都県(以下、「調整都県」という。)を定めることができる。

3 発災時において、第1項に規定する応援都県、第2項に規定する調整都県及び被災都県に対し必要に応じて応援する都県(以下、「協力都県」という。)を設置した場合には、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県(以下、「幹事都県」という。)は、この旨をただちに都県に通報するものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容

(3) 応援の場所及び応援場所への経路

(4) 車両、航空機、船舶の派遣場所

(5) 応援の期間

- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災した都県と連絡が取れない場合、他の都県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的な情報収集を行い、その情報を被災した都県及び他の都県に提供するものとする。

2 前項の情報等により応援が必要と認められたときは、応援都県及び協力都県は、調整の上、自主的に応援活動に出動できるものとする。

3 応援する都県は、前項による自主出動した際には、被災した都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

4 応援都県及び協力都県は、前項による自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第7条 都県は、災害時における他の都県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めておくものとする。

(応援に伴う車両等の誘導)

第8条 被災都県及び応援のために出動する車両等が通行する都県は、応援車両等の誘導に可能な限り努めるものとする。

なお、応援都県は、通過時間、ルート等を関係都県に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。

3 自主出動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(訓練の実施)

第10条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第11条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年2月24日

東京都知事	石原 慎太郎	千葉県知事	堂本 暁子
茨城県知事	橋本 昌	神奈川県知事	松沢 成文
栃木県知事	福田 昭夫	山梨県知事	山本 栄彦
群馬県知事	小寺 弘之	静岡県知事	石川 嘉延
埼玉県知事	上田 清司	長野県知事	田中 康夫

②「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災都県 協定第1条に規定する、被災した都県をいう。
- (2) 応援都県 協定第4条第1項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。
- (3) 調整都県 協定第4条第2項に規定する、複数の都県が被災し、応援都県が複数になる場合に、連絡調整の中心となる都県をいう。
- (4) 協力都県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

(応援都県)

第3条 応援都県は、都県が関東地方知事会の幹事県(以下、「幹事都県」という。)に対して報告する様式1(災害対策本部設置の有無等の通知書)に基づき、幹事都県が別表1により決定する。

2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式2(応援体制通知書)により行うものとする。

3 応援都県は、主に、次のことを行う。

- (1) 被災都県との連絡手段を確保する。
- (2) 被災都県における情報を収集する。なお、調整都県が設置された場合には、収集した情報を整理したうえで、調整都県へ報告する。
- (3) 被災都県に対し応援を実施する。
- (4) 応援都県単独で対応が困難な場合には、協力都県に応援を要請する。この場合、被災都県及び協力都県との間で、連絡調整を行う。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県に対し要請を行い、連絡調整は、調整都県が行う。

(調整都県)

第4条 調整都県は、被災都県及び前条で決定された応援都県以外の都県のうち、都庁あるいは県庁が震源地から最も近くに所在する都県とし、幹事都県が決定する。

2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式第2により行うものとする。

3 調整都県は、主に、次の事項を行う。

- (1) 各都県間の連絡手段を確認する。
- (2) 情報の収集及び一元管理を行うとともに、応援都県、協力都県へ情報を提供する。
- (3) 応援都県から要請のあった応援内容について、協力都県もしくは他の応援都県へ要請を行う。
- (4) 必要に応じ広報を担当する。
- (5) 自都県も必要に応じ被災都県を応援する。

4 また、調整都県は、応援都県及び協力都県と協議し、次の事項を決定する。

- (1) 応援都県・協力都県の役割及び分担
- (2) 人的・物的支援基地の設置
- (3) 物的応援の場合は、品目、数量、輸送手段、搬入場所
- (4) 人的応援の場合は、活動内容、人数、派遣場所、派遣期間
- (5) その他応援に際し必要な事項

(連絡担当部署)

第5条 協定2条に規定する連絡担当部署は、別表2のとおりとする。

2 都県は、当該地域において、協定第2条に規定する激甚な災害が発生したときは、様式3(連絡確認書)に基づき様式3-2(相互連絡手段・担当者確認書)を作成し、各都県の連絡担当者との専用の通信手段を確保するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 協定第5条に規定する文書による応援要請は、様式4(応援要請書)により行うものとし、当該要請に際しては、様式5(規制状況報告書)により、規制状況の報告を併せて行うものとする。

2 前項に規定する応援要請、又は規制状況の報告は、応援都県に対し行うものとする。

(応援の実施)

第7条 応援都県は、応援要請を受けた事項に関する応援計画を作成するものとする。なお、必要に応じて、協力都県と調整を行うものとする。

- 2 応援計画を作成したとき、応援都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県(以下、「要請都県」という。)に連絡調整のうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式6(応援通知書)を送付するものとする。
 - (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
 - (2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時
 - (3) 施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
 - (4) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 3 調整都県が設置されたときであって、応援都県が単独で対応できない場合には、第1項の規定にかかわらず、応援都県は、調整都県に対し、様式7(応援計画調整要請書)により、応援計画の調整を要請するものとする。
- 4 調整都県は、前項の要請に基づき応援計画を調整した場合には、様式8(応援計画調整通知書)により、応援都県に通知するものとする。
- 5 前項の場合における、応援都県から要請都県への応援通知は、第2項を準用する。

(応援物資の受領通知)

第8条 要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援都県に対し様式9(応援物資受領書)を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式10(応援物資受領書(現地))を交付するものとする。

- 2 応援都県は、前項の応援物資が協力都県からのものであった場合には、様式9(応援物資受領書)を、物資を提供した協力都県に送付するものとする。なお、調整都県が設置された場合は、調整都県を経由して実施するものとする。

(応援終了要請)

第9条 要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援都県に対し様式11(応援終了要請書)により応援終了の要請をすることができる。

- 2 協力都県による応援の場合には、要請都県は、応援都県を経由してその旨の要請をするものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、応援都県から、調整都県を経由して、協力都県にその旨の要請をするものとする。

(応援終了報告)

第10条 応援都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に定める応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式12(応援終了報告書)により、その旨を報告するものとする。

- 2 協力都県が応援を実施した場合には、協力都県は、応援都県を経由して報告するものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県から応援都県を経由して報告するものとする。

(応援の自主出動)

第11条 協定第6条に規定する応援の自主出動をしたときは、後日第7条第2項に定める応援通知書を送付するものとし、第8条から第10条を準用する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第9条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請都県が負担する費用の額は、応援都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援都県の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援都県が賠償責任を負う。

(資料の交換)

第13条 協定第11条に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 協定第2条に規定する連絡担当部署

- (3) 協定第7条に規定する施設、場所
 - (4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
 - (5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地、及び緊急輸送路等の状況
 - (6) 都県の支援できる項目
 - (7) その他必要な資料
- (連絡会議の開催)

第14条 協定第12条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

- (1) 応援体制
 - (2) 各都県の備蓄体制
 - (3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
 - (4) その他必要な事項
- (活動マニュアルの見直し)

第15条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成12年2月3日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成14年3月31日から施行する。

附 則

この実施細目の改正は、平成16年2月24日から施行する。

別表 1

応 援 都 県

被災都県	応 援 都 県				
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県	山梨県	栃木県
茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	静岡県
栃木県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	長野県
群馬県	長野県	埼玉県	栃木県	山梨県	千葉県
埼玉県	千葉県	神奈川県	東京都	群馬県	長野県
千葉県	神奈川県	東京都	埼玉県	茨城県	静岡県
神奈川県	東京都	埼玉県	千葉県	静岡県	山梨県
山梨県	静岡県	長野県	東京都	神奈川県	茨城県
静岡県	山梨県	神奈川県	長野県	栃木県	茨城県
長野県	群馬県	山梨県	静岡県	埼玉県	栃木県

別表 2

震災時等の相互応援のための連絡担当部署

都県名	担当部署	所在地	電話(上段)・FAX(下段)	
			昼間	夜間
			ホームページアドレス	
東京都	総務局総合防災部 防災管理課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	03-5388-2486	03-5388-2459
			03-5388-1270	03-5388-1958
			http://www.metro.tokyo.jp	
茨城県	生活環境部 消防防災課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-2885	029-301-8800
			029-301-2898	029-301-8801
			http://www.pref.ibaraki.jp	
栃木県	総務部 消防防災課	〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20	028-623-2136	028-623-2136
			028-623-2146	028-623-2146
			http://www.pref.tochigi.jp	
群馬県	総務局 消防防災課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-2244	027-226-2251
			027-221-0158	027-221-0158
			http://www.pref.gunma.jp	
埼玉県	危機管理防災部 消防防災課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3184	048-822-4149
			048-830-4779	048-824-7079
			http://www.pref.saitama.jp	
千葉県	総務部 消防地震防災課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2176	043-223-2178
			043-222-5208	043-222-5219
			http://www.pref.chiba.jp	
神奈川県	安全防災局 災害消防課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-3430	045-210-3456
			045-210-8829	045-201-6409
			http://www.pref.kanagawa.jp	
山梨県	総務部 消防防災課	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432	055-223-1432
			055-223-1429	055-223-1753
			http://www.pref.yamanashi.jp	
静岡県	総務部防災局 防災政策室	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-3592	054-221-2072
			054-221-3252	054-221-3252
			http://www.pref.shizuoka.jp	
長野県	危機管理室 危機管理防災チーム	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7184	026-235-7184
			026-233-4332	026-233-4332
			http://www.pref.nagano.jp	

資料第27 18大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局、本文97頁)

①「18大都市災害時相互応援に関する協定」

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施)

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自発的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書18通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

- (1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
- (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書

る覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成20年2月20日

札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 東京都 川崎市 横浜市 新潟市 静岡市
浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市

②「18大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」

（趣旨）

第1条 この実施細目は、18大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- （1）応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- （2）応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- （3）応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- （4）前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
 - 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

- （1）備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- （2）車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。
- 3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1 (第5条関係)

順	都市名	順	都市名
1	神戸市	10	大阪市
2	さいたま市	11	川崎市
3	広島市	12	京都市
4	千葉市	13	横浜市
5	札幌市	14	名古屋市
6	静岡市	15	新潟市
7	福岡市	16	北九州市
8	堺市	17	浜松市
9	東京都	18	仙台市

順は、平成19年度を1とする。

資料第28 八都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局、本文97頁)

①「八都県市災害時相互応援に関する協定」

平成15年4月1日制定

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市(以下「八都県市」という。)は、八都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、八都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(災害等の定義)

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年11月15日 法律第223号第2条第1号)に規定する災害
- (2) 故意又は不法行為に起因する大規模被害、その他八都県市が必要と認める事象

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあつせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあつせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあつせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあつせん
- (3) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあつせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあつせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援の要請)

第3条 被災都県市が応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行う。

(応援の自主行動)

第4条 災害等の発生により、被災都県市との連絡がとれない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 自主出動した都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援調整都県市の設置)

第5条 八都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。なお、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

- 2 被災都県市と応援都県市の連絡調整は、原則として、前項に規定する都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第6条 前条第1項に規定する都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した都県市の負担とする。ただし、第4条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、八都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第8条 各都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 応援受入体制の整備
他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。
- (2) 通信体制の整備
複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。
- (3) 情報の共有
協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。
- (4) 訓練の実施
この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。
- (5) その他
前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項。

(協定に関する協議)

第9条 この協定に関し必要な事項は、八都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、八都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成15年4月1日から実施する。

この協定は、平成17年5月19日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年 5月18日

埼	玉	県	知	事	上	田	清	司
千	葉	県	知	事	堂	本	曉	子
東	京	都	知	事	石	原	慎	郎
神	奈	川	県	知	松	沢	成	文
横	浜	市	市	知	中	田	孝	宏
川	崎	市	市	長	阿	部	啓	夫
千	葉	市	市	長	鶴	岡	宗	一
さ	い	た	ま	市	相	川		

②「八都県市災害時相互応援に関する協定 実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、八都県市災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(応援調整都県市の設置)

第2条 協定第4条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

2 災害の規模により、応援調整都県市による調整が困難なときは、八都県市共同運営による応援調整本部を設置し、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第3条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市を経由し、応援を要請する。ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

- (1) 被害の概要
- (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援(以下「物的応援」という。)を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
- (3) 人員の派遣に関する応援(以下「人的応援」という。)を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
- (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
- (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 被災都県市は、応援要請をしたときは、できる限り速やかに応援要請書(様式1)を応援調整都県市に送付する。

(応援実施の手続)

第4条 応援都県市は、応援を行う事項について応援計画を作成する。

2 応援都県市は、次の事項についての応援計画を応援調整都県市に連絡した上、応援を実施する。また、応援調整都県市は、被災都県市との連絡が可能なときは、応援内容についての連絡調整を行う。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 応援都県市は、速やかに応援通知書(様式2)を応援調整都県市及び被災都県市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災都県市は、物的応援通知書(様式2-1)に基づく物資等を受領したときは、応援調整都県市を経由し、応援都県市に応援物資等受領書(様式3)を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援調整都県市を経由し、被災都県市に応援終了報告書(様式4)を送付する。

(連絡担当部局の設置)

第7条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第7条の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。ただし、同条ただし書に係るものについてはこの限りでない。

- (1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、平成15年4月 1日から実施する。

この実施細目は、平成17年5月19日から実施する。

別 表

実施細目第2条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

応援調整都県市			
被災都県市	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市
神奈川県 横浜市 川崎市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市

※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市及び川崎市以外の神奈川県」の場合は、横浜市及び川崎市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

資料第29 災害時における応急対策業務に関する協定

(都総務局・都建設局、本文97頁)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急事務に関する協力をを行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 東京都知事(以下「甲」という。)は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

(建設資機材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

(費用負担)

第5条 甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

(請求)

第6条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲(又は所管業務局長)と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第8条 この協定は、昭和50年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和50年4月1日

	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 東京建設業協会	戸田順之助
(同趣旨の協定 昭和51年4月1日)	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 日本道路建設業協会	清水忠雄
(同趣旨の協定 昭和62年4月1日)	甲	東京都知事	鈴木俊一
	乙	社団法人 東京都中小建設業協会	渡邊輝
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 南多摩建設業協会	横瀬喜久平
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 北多摩建設業協会	林貞夫
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	西多摩建設業協同組	入江實

資料第30 災害時における応急復旧業務に関する協定

(都建設局、本文97頁)

東京都を甲とし、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙がこれに応じて協力を行うときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧を実施することができない場合において、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第3条 甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

(請求)

第4条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて業務の実施に要した費用を甲に請求する。

(協議)

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第6条 この協定は、平成9年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 東京都知事

青島幸男

乙 東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会

会長 川田利雄

資料第31 災害時における救助・救急業務に関する協定

(東京消防庁、本文97頁)

東京消防庁(以下「甲」という。)と社団法人東京建設業協会(以下「乙」という。)とは、昭和50年4月1日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第1条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業(以下「業務」という。)とする。

(出場の要請)

第2条 甲は、消防署長(以下「署長」という。)をして、乙に属する会員(以下「会員」という。)に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

(業務等の実施)

第3条 会員は、前項の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出勤責任者、出勤時間、建設資機材等を出勤要請をした署長に通知するものとする。

3 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

(費用の請求及び支払)

第4条 会員は、前条第1項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の承認を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和41年東京都条例第84号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(建設資機材等の調査)

第7条 乙は、甲が毎年1回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適 用)

第10条 この協定は、昭和57年2月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和57年2月1日

甲 東京消防庁
消防総監 曾根晃平

乙 社団法人東京建設業協会
会長 飛島 齋

資料第32 ヘリコプターの機種及び性能基準

(警視庁、本文104頁)

1 機種

- (1) はやぶさ1・2・3号 ベル式206L型
- (2) はやぶさ4号 アグスタ式A109E型
- (3) おおとり1号 ユーロコプター式EC155B1型
- (4) おおとり3・5・6・7・8号 ベル式412型
- (5) おおとり2号 アグスタウエストランド式AW139型
- おおとり4号 アグスタベル式AB139型
- (6) おおぞら1号 アグスタ式EH101-510型
- (7) おおぞら2号 アエロスパシアル式AS332L1型

2 機種別の性能

	はやぶさ				おおとり								おおぞら			
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号		
巡航速度	218 km/h			285 km/h	271 km/h	290 km/h	226 km/h	290 km/h	226 km/h				278 km/h	250 km/h		
航続時間	2:50			3:03	4:30	5:10	3:00	5:10	3:00	3:30			5:30	4:50		
有効搭載量	736 kg	638 kg	770 kg	904 kg	1642 kg	2132 kg	1771 kg	2132 kg	1668 kg	1732 kg	1801 kg	1815 kg	4715 kg	3068 kg		
座席数	7 席			8 席	14 席	17 席	15 席	17 席	13 席				33 席	22 席		
離着陸面積	45m×45m															
使用燃料	航空用ジェットA-1															
耐風性	14.4 m/s			16.6 m/s	19.4 m/s								22.2 m/s	19.4 m/s		
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上															
最低雲高	450m以上															
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能															
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能															
テレビカメラ 搭載装置	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	※1	※1	—	—
救助用吊上装 置	136kg			272kg	272kg								272kg			
吊下装置(カー ゴフック)	907kg			1000 kg	2041kg			—	2041kg			—	—	4500kg		
担架装置(リッ ターキット)	2人			1	—	3人		—	3人			—	—	8人	3人	
投光機(サー チライト)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
拡声器(スピー カー)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	
地震判読システ ム搭載用装置	—	—	—	—	—	○	—	—	○	○	—	—	—	—		
備 考	1 飛行速度、航続時間、搭載量、停止飛行ともに機種別の全重量を基本に算出しているが、重量が軽くなれば効率 がよくなる。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。 3 ※1 機内用赤外線カメラ															

※ はやぶさ3号、おおとり1号、おおとり4号は、ハイビジョンカメラを搭載している。

資料第33 東京都関係部署所属船艇一覧表

(第三管区海上保安部、本文105頁)

1 船 艇(巡視船7隻、巡視艇17隻、消防船1隻)

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	喫 水 (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-56 ☎ 03-5564-2021 緊急通報用 03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	204	38	3.3
		ゆりかぜ	24	20	2.3
		ゆめかぜ	24	20	2.3
		いそぎく	26	18	2.3
		やまぶき	26	18	2.3
		はやかぜ	19	17	0.4
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎ 045-201-1673 緊急通報用 045-641-4999	ヘリコプター 搭載型 巡視船	しきしま	6,500	150	10.0
		やしま	5,204	130	8.8
	巡視船	いず	3,680	110	7.5
		あまぎ	960	78	5.3
		しきね	959	78	5.3
	消防船	ひりゅう	322	35	5.5
	巡視艇	はまなみ	113	35	3.4
		はまぐも	116	35	3.4
		いそづき	123	26	3.3
		きりかぜ	24	20	2.3
		はまかぜ	24	20	2.3
		やまゆり	26	20	2.3
		しおかぜ	24	20	2.3
		たまつばき	21	18	2.3
		いそかぜ	17	19	2.0
のげかぜ	25	20	2.3		
下田海上保安部 (所在地)静岡県下田市 3-18-23 ☎ 0558-22-0650 緊急通報用 0558-22-4999	巡視船	するが	960	78	5.3
		かの	330	69	4.4
	巡視艇	いずなみ	104	32	3.3

2-(1) 航空機(固定翼5機、回転翼7機)

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	大型ジェット飛行機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G-V型 (ガルフV)
		LAJ501	
	大型飛行機	LA 701	日本航空機製造式 YS-11A型 (YS11A)
		LA 702	
	中型回転翼航空機	MH 805	ユーロコプター式 AS332L1型 (スーパーピューマ)
		MH 806	
巡視船「ししま」搭載機	中型回転翼航空機	MH 685	ユーロコプター式 AS332L1型 (スーパーピューマ)
		MH 686	
巡視船「やしま」搭載機	中型回転翼航空機	MH 684	ベル式212型 (ベル212)
		MH 931	

2-(2) 航空機性能(羽田駐機分)

区 分	性能諸元							
	巡回速度 (k t)	航続時間 (h)	搭載能力			離着陸場 所要面積 長さ×幅 (m)	使用 燃料	
			人	物資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (Cm)			
固 定 翼	ガルフV	510	11:45	22	1,136	78×90×95	1,700×45	JETA-1
	YS-11A	180	7:10	26	2,300	160×100×80	1,200×45	JETA-1
回 転 翼	スーパーピューマ	119	4:45	19	530	135×135×160	60×60	JETA-1
	ベル 206B	90	3:10	5	75	70×40×40	30×30	JETA-1

- * 1 搭載能力については、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- * 2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- * 3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- * 4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数である。

資料第34 避難の勧告及び指示者一覧表

(都総務局、本文110頁)

実 施 責 任 者	災 害 の 種 別	根 拠 法
区市町村長又は知事 (勧告・指示)	災 害 全 般	災 害 対 策 基 本 法 60 条
警 察 官 (指示)	同 上	災 害 対 策 基 本 法 61 条
海上保安官 (指示)	同 上	警 職 法 4 条
水防管理者 (指示)	洪 水 高 潮	災 害 対 策 基 本 法 61 条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	洪 水 高 潮	水 防 法 22 条
" (指示)	地 す べ り	水 防 法 22 条
自 衛 官 (指示)	災 害 全 般	地 す べ り 等 防 止 法 25 条 自 衛 隊 法 94 条

資料第35 警視庁の車両・資器材

(警視庁、本文119頁)

1 車両

機動救助車(人員)	10
機動救助車(資材)	10
災害用資材車	112
多目的災害用車	10
災害用広報車	10
水難救助車	3
山岳救助車	3
クレーン付資材車	20
災害用ショベル車	20
災害用フォークリフト車	12
災害用投光車	2
給水車	4
衛星通信車	1

2 舟艇一覧表

船種	隻数
警備艇	25

3 ヘリコプター

所属	機数
航空隊	14

4 災害用資材

救命ボート	361
船外機	186
救命索発射器	68
可搬式膨張堰	5セット
チェンソー	289
エンジンカッター	386
携帯型簡易救助セット	333セット

資料第36 ヘリコプター性能諸元

(東京消防庁、本文119頁)

(平成20年5月1日現在)

項目		機体名	ゆりかもめ	ひばり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ	おおたか
機体	型式	ユーロコプター式 EC225LP型 スーパーピューマ	アエロスマシアル式 AS332L1型 スーパーピューマ	アエロスマシアル式 AS365N2型 ドーファンII	アエロスマシアル式 SA365N1型 ドーファンII	アエロスマシアル式 AS365N3型 ドーファンII	
	性能	巡航速度	260km/h	240km/h	220km/h	220km/h	220km/h
	航続時間	3時間30分	4時間	3時間20分	3時間20分	3時間20分	
	搭載能力	3,100kg	1,400kg	662kg	512kg	712kg	
	座席数 (乗務員を含む)	23席	はくちょう:27席 ひばり:23席	14席	14席	14席	
	最小離着陸 面積	24m×20m	23m×19m	17m×15m	17m×15m	17m×15m	
	ホバリング 性能	地面効果内:1,800m	地面効果内:3,300m	地面効果内:1,950m	地面効果内:1,800m	地面効果内:2,400m	
	使用燃料	航空用ジェットA-1	航空用ジェットA-1	航空用ジェットA-1	航空用ジェットA-1	航空用ジェットA-1	
	耐風制限	25.7m/s	33.4m/s	28.3m/s	28.3m/s	28.3m/s	
	最小視程	1,500m	1,500m	1,500m	1,500m	1,500m	
	最低雲高	300m	300m	300m	300m	300m	
	洋上飛行 最大航続距離	947Km	960km	726km	726km	726km	
	夜間飛行の照明	サチハト:1,600W LEDインテグレート:600W×2	サチハト:1,600W LEDインテグレート:600W×2	サチハト:1,600W LEDインテグレート:450W×2	サチハト:1600W LEDインテグレート:450W×1	サチハト:1,600W LEDインテグレート:450W×2	
消火装置	胴体下部 取付け式	2,700L	2,000L	900L	900L	900L	
	バケット 式	1,500L	1,500L	500L	500L	500L	

備考 1 ホバリング性能、巡航速度、航続時間ともに機種別の全備重量を基準として算出しているが、全備重量を軽くすれば、いずれも効率は良くなる。

2 性能は、高度0m、地上温度15℃の標準大気状態としており、気温が上昇すれば性能は低下する。

3 航続距離等は、予備燃料を30分(EC225型:400L、AS332型:300L、AS365型:150L)として算出した。

4 搭載能力は、乗組員4名、燃料1,500L(大型機)、600L(中型機)で算出した。

資料第37 島しょ医療機関一覧

(都福祉保健局、本文121頁)

(平成20年4月1日現在)

町村名	面積 km	人口 20.1.1現在	一般医療機関							歯科医療機関					
			診療所名	開設	特記	電話	住所	医師	診療科目	病床	歯科診療所名	開設	電話	歯科医師	
大島町	91.06	8,898	大島医療センター	町立		04992-2-2345	大島町元町3-2-9	7	内・外・整・産・小・皮・神・眼・耳	19	岡田歯科	個人	04992-2-9358	1	
			南部診療所	町立	出張	04992-4-0388	差木地字クダッチ		内・外	0	岡山歯科医院	個人	04992-2-4747	1	
			前田内科クリニック	個人		04992-2-7700	大島町岡田字助田56	1	内	0	南部歯科	個人	04992-4-0770	1	
												まきテントクリニック	個人	04992-2-4182	1
										増木歯科医院	個人	04992-2-0648	1		
利島村	4.12	293	利島村診療所	国保		04992-9-0016	利島村105	1	内・外	0	[歯科]				
新島村	27.77	3,121	本村診療所	国保		04992-5-0083	新島本村4-10-3	3	内・外・産	10	本村診療所(歯科)	国保		2	
			若郷診療所	国保	出張	04992-5-0185	新島村若郷1-5		内・外	0					
			式根島診療所	国保		04992-7-0019	式根島311-1	1	内・外	2	式根島診療所(歯科)	国保		1	
神津島村	18.87	2,050	神津島村診療所	国保		04992-8-1121	神津島村1009-1	2	内	6	神津島村診療所(歯科)	国保		1	
												清水歯科医院	個人	04992-8-1084	1
三宅村	55.5	2,897	中央診療所	国保		04994-2-0016	三宅村神着937	3	内・小・外・産・呼・消・精・耳・皮・精	12	三宅島歯科診療所	国保	04994-2-0601	1	
			坪田診療所	国保	休診	04994-6-1125	三宅村坪田4999		内	0	三宅島科クリニック	個人	04994-5-0563	1	
			阿古診療所	国保	休診	04994-5-0041	三宅村阿古2224		内	0					
御蔵島村	20.58	279	御蔵島村診療所	国保		04994-8-2206	御蔵島村	1	内・外・小・整	2	[歯科]				
八丈町	72.62	8,594	町立八丈病院	国保		04996-2-1188	八丈町三根2	7	内・小・外・産・消・精・神・整・耳・皮	54	坂上歯科診療所	個人	04996-7-0271	1	
			徳重医院	個人		04996-2-0086	八丈町三根426	1	内	0	八丈町歯科診療所	個人	04996-2-3717		
			村井診療所	個人		04996-2-0162	八丈町大賀郷1479	1	内	0	八丈島協立歯科診療所	法人	04996-2-3560	1	
												浅沼歯科医院	個人	04996-2-3760	1
												伊澤歯科医院	法人	04996-2-1372	1
										大賀郷歯科クリニック	個人	04996-2-1354	1		
青ヶ島村	5.98	193	青ヶ島村診療所	国保		04996-9-0123	青ヶ島村	1	内・産・外	2	[歯科]				
小笠原村	104.41	2,416	小笠原村診療所	村立		04998-2-3800	小笠原村父島清瀬	2	内・産・外・小・精・眼・耳・整・皮	4	小笠原村診療所(歯科)	村立		1	
												南歯科医院	個人	04998-2-3331	1
			母島診療所	村立		04998-3-2115	小笠原村母島元地	1	内・産・外・小・精・眼・耳・整・皮	4	母島診療所(歯科)	村立		1	
島部計	400.91	28,741			18			32		115		20	20		
檜原村	105.42	2,885	檜原診療所	国保		042-598-0115	檜原村2717	2	内・小・外	2	檜原診療所(歯科)	国保		1	
奥多摩町	225.63	6,618	奥多摩病院	国保		0428-83-2145	奥多摩町氷川1111	2	内・外・整	49					
			日原診療所	国保	出張	0428-83-3550	奥多摩町日原768-3		内・整	0	高橋歯科医院	個人	0428-83-2148	1	
			峰谷診療所	国保	出張		奥多摩町川野529-1	1	内・整	0					
			古里診療所	公民		0428-85-2226	奥多摩町小丹波108	1	内・外	0	古里歯科診療所	公民	0428-85-2366	1	
			川辺医院	個人		0428-83-2136	奥多摩町氷川177	1	内・外	8					
			双葉会診療所	法人		0428-83-3454	奥多摩町梅澤500	1	内・外・精・放射線	10					
郡部計	331.1	9,503			7			8		69		3	3		
合計	732.0	38,244			25			40		184		23	23		

【注】(注)人口は、平成20年1月1日現在の「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」による。
 (歯科)は、各診療所の診療科目としての歯科。 [歯科]は専門診療として実施
 国保…町村が開設した国民健康保険直営診療所及び病院

資料第38 都医師会等との協定

(都福祉保健局、本文122頁)

① 都医師会「災害時の医療救護活動についての協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人東京都医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第 223号)に基づき区市町村が行う医療救護について、災害対策の広域性連続性に鑑み、本協定に準じて地区医師会の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、地区医師会に対し、前項の定めによる区市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、東京都地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---|-----|
| (1) 医 師 | } | 若干名 |
| (2) 看護婦 | | |
| (3) その他補助事務 | | |

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動 を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設の指定)

第9条 乙は、甲が東京都地域防災計画に基づく後方医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和51年8月17日

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 美濃部 亮 吉

東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

乙 社団法人東京都医師会

代表者 東京都医師会長 渡 辺 真 言

② 都歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」

東京都(以下「甲」という。)と社団法人東京都歯科医師会(以下「乙」という。)との間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書(平成8年2月1日)の全部を次のように改正する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、東京都地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 歯科医師 | } 若干名 |
| (2) 歯科衛生士又は歯科技工士等 | |
| (3) その他の補助事務 | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの
 - ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
 - イ 歯科医療救護班が持参した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合
- (2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成11年6月28日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区九段北四丁目1番20号
乙 社団法人東京都歯科医師会
代表者 会長 西村 誠

③ 都薬剤師会「災害時の救護活動に関する協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人東京都薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、東京都地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの
 - ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
 - イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細 目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成8年2月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 青島幸男

東京都千代田区神田錦町一丁目21番地
乙 社団法人 東京都薬剤師会
代表者 会長 神原 越

資料第39 災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文122頁)

東京都を「甲」とし、日本赤十字社東京都支部を「乙」とし、財団法人献血供給事業団を「丙」として、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における血液製剤の確保業務に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において血液製剤の供給の必要が生じたときは、乙及び丙に対し、血液製剤の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(血液製剤の範囲)

第4条 甲が供給を要請する血液製剤の範囲は次のとおりとする。

医療救護活動に必要となる輸血用血液及び血しょう分画製剤

(搬送体制)

第5条 血液製剤の搬送は、乙及び丙が密接な連携の下に行うものとする。ただし、甲は、乙及び丙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第6条 第2条の規定により供給された血液製剤について、甲は、その実費を負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙と丙とは、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成15年7月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都新宿区大久保一丁目2番15号
乙 日本赤十字社東京都支部
副支部長 田中 順一郎

東京都渋谷区広尾四丁目1番31号
丙 財団法人 献血供給事業団
理事長 青木 繁之

資料第40 災害時における応急救護活動についての協定書

(都福祉保健局、本文122頁)

東京都を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。
(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)に基づき区市町村が行う医療救護活動について、本協定に準じた協力を努めるものとする。

3 甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力をを行うものとする。

ア 傷病者に対する応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)の実施

イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う応急救護は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

(費用弁償)

第3条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供資料について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害補償については、「災害時において応急救護の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)の例による。

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力をを行うものとする。

(応急救護計画の策定)

第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、社団法人東京都医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成3年3月8日から平成4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各一通保有する。

平成3年3月8日

甲 東京都
代表者 東京都知事 鈴木俊一

乙 社団法人東京都柔道接骨師会
代表者 東京都柔道接骨師会長 市毛富士穂

資料第41 災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文122頁)

東京都を「甲」とし、大東京歯科用品商協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。
(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における歯科用医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における歯科用医薬品等の確保を図るため、歯科用医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(歯科用医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する歯科用医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる歯科用医薬品及び歯科材料
- (2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(歯科用医薬品等の引取り)

第6条 歯科用医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 歯科用医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された歯科用医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都文京区本郷一丁目25番25号
大東京歯科用品協同組合
代表者 理 事 長 井上 恒雄

資料第42 医薬品等の供給体制

(都福祉保健局、本文122頁)

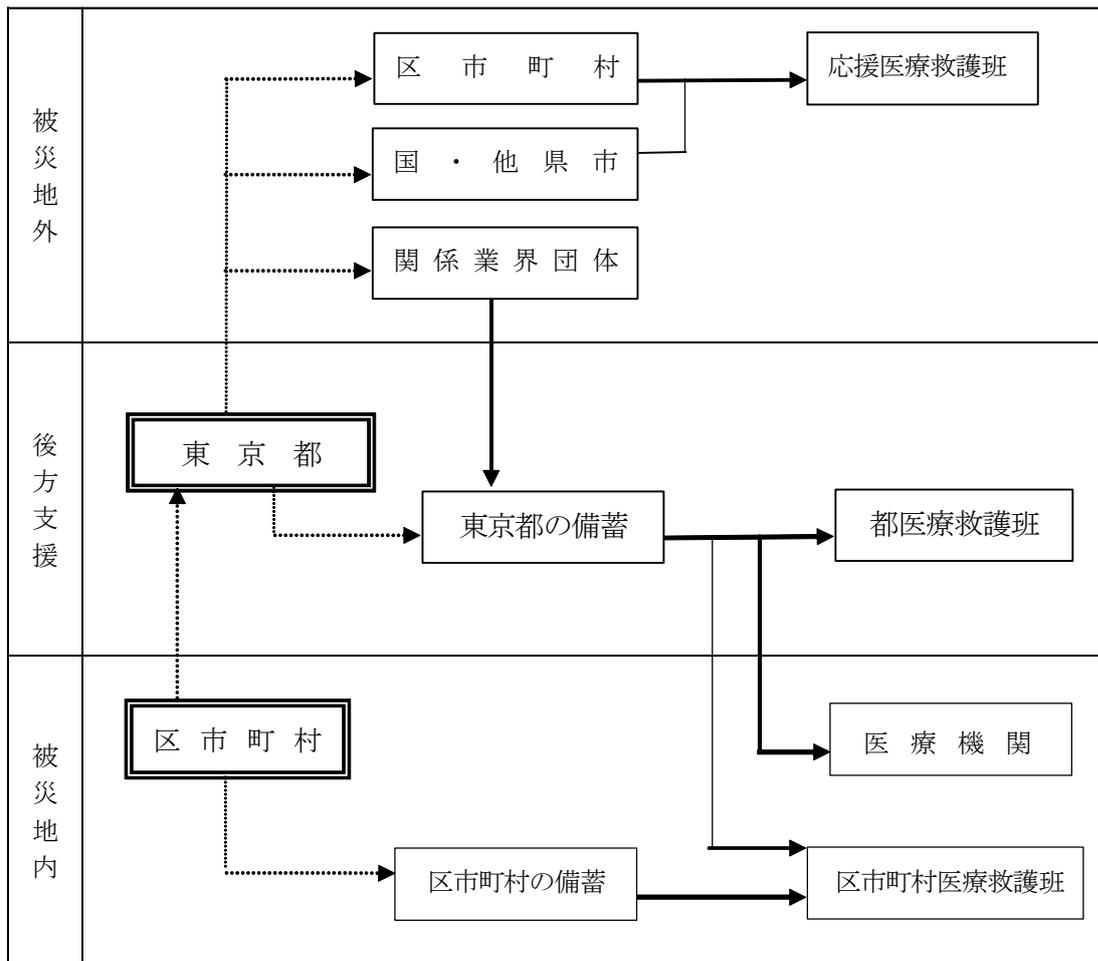
1 供給体制の基本的考え方

- ① 備蓄医薬品等の供給
災害発生後おおむね2日間は、被災地内の区市町村が自ら備蓄する医薬品等により対応する。
- ② 医薬品ストックセンターからの供給
被災地内の区市町村は、災害発生後、速やかに地区薬剤師会と連携の上、原則として、あらかじめ選定した候補地に「医薬品ストックセンター」を設置する。
医薬品ストックセンターは、医療救護所や医療機関等への医薬品等の供給拠点としての機能を果たす。
- ③ 医薬品集積センターからの供給
医薬品のストックセンターが複数設置された場合、都は被災地外に「医薬品集積センター」を設置する。
医薬品集積センターは、被災地外からの救援医薬品等の受入れ・仕分を行った上で必要な医薬品等を医薬品ストックセンターへ供給する。
- ④ 各施設間の医薬品等の搬送は、原則として、都又は区市町村が行う。

2 初動期の体制

- ① 被災地内の区市町村の医療救護班は、各区市町村が備蓄している緊急用医薬品等を使用して救護活動を行う。
- ② 医薬品等が不足する場合は、区市町村は都へ供給を要請する。
なお、緊急時には地区薬剤師会に対し、当該地区にある医薬品管理センター、薬局在庫等からの補充供給を要請する。
- ③ 都は、区市町村の要請を受け、備蓄医薬品を医療機関へ供給するとともに、被災地外の区市町村、国、他縣市及び関係業界団体へ、医薬品等の供給を要請する。

初動期(医薬品ストックセンター設置前)の供給体制

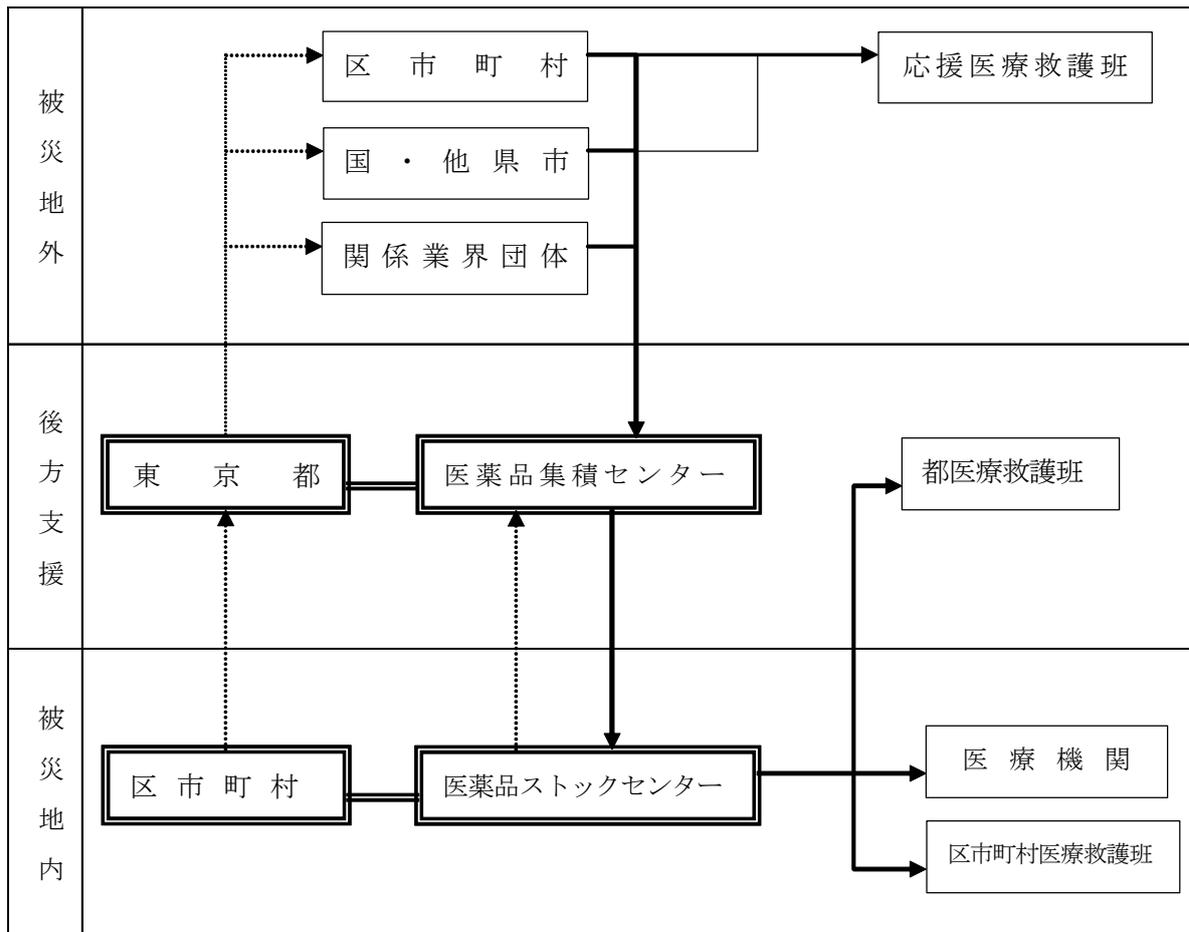


[..... 情報の流れ ———— 医薬品の流れ ————— 医薬品等の主な流れ]

3 医薬品ストックセンター設置後の体制

- ① 各医療機関及び救護班は、医薬品ストックセンターに、不足医薬品等の供給を要請する。
- ② 被災地内の区市町村は、地域内の必要量を把握集約し、支援必要量の供給を都へ要請する。
- ③ 都は、被災地外の区市町村、国・他縣市、医薬品卸等の関係業界団体へ、医薬品等の供給を要請する。
- ④ 都から要請を受けた被災地外の区市町村、国、他縣市及び関係業界団体は、医薬品集積センターへ医薬品等を供給する。
- ⑤ 医薬品集積センターは、受け入れた医薬品等を仕分した上、医薬品ストックセンターの要請に基づき、必要な医薬品等を医薬品ストックセンターへ供給する。
- ⑥ 医薬品ストックセンターは、医薬品集積センターから受け入れた医薬品等を、各医療機関及び医療救護班(医療救護所)へ供給する。

医薬品ストックセンター設置後の供給体制



[..... → 情報の流れ ———→ 医薬品の流れ ———→ 医薬品等の主な流れ]

《医薬品ストックセンターが取扱う医薬品等の範囲》

- ・ 医療用医薬品
- ・ 一般用医薬品
- ・ 医療用具
- ・ 医療救護活動に必要な衛生材料
- ・ 酸素ガス及び液体酸素(※1)
- ・ 歯科用医薬品等(※2)

(※1) 供給要請の受理及び供給指示は医薬品ストックセンターが行うが、酸素ガス及び液体酸素は、関係業界団体等から直接、医療救護所へ搬入する。

(※2) 歯科用医薬品及び歯科材料の仕分・管理・供給は、原則として歯科用医薬品の担当者が行うものとする。

資料第43 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文122頁)

東京都を「甲」とし、有限責任中間法人東京都医薬品卸業協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医薬品等の引取り)

第6条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都中央区日本橋本町二丁目1番5号
有限責任中間法人東京都医薬品卸業協会
代表者 理 事 長 内匠屋 理

資料第44 災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文122頁)

東京都を「甲」とし、商工組合東京医療機器協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療機器等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医療機器等
- (2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医療機器等の引取り)

第6条 医療機器等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都文京区本郷三丁目39番15号
商工組合東京医療機器協会
代表者 理事長 松原一雄

資料第45 災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文122頁)

東京都を「甲」とし、社団法人日本衛生材料工業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における衛生材料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における衛生材料の確保を図るため、衛生材料を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(衛生材料の範囲)

第4条 甲が供給を要請する衛生材料の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる衛生材料
- (2) 避難所等で使用される衛生材料
- (3) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙傘下の組合又は乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(衛生材料の引取り)

第6条 衛生材料の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第7条 衛生材料の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第8条 甲は、乙の協力により調達された衛生材料について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第9条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都港区芝大門二丁目10番1号
社団法人 日本衛生材料工業連合会
代表者 会 長 高原慶一朗

資料第46 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文122頁)

東京都を「甲」とし、有限責任中間法人日本医療ガス協会関東地域本部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療ガス等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ガス及び液体酸素
- (2) 酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等
- (3) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第5条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医療ガス等の引取り)

第6条 医療ガス等の引き取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引取るものとする。

(医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認)

第7条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

(搬送体制の確保)

第8条 医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第9条 甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 東京都港区西新橋1丁目16番7号太陽日酸新宿ビル6階
有限責任中間法人日本医療ガス協会 関東地域本部
代表者 本部長 鈴木慶彦

資料第47 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

(都福祉保健局、本文122頁)

東京都を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務(以下「本業務」という。)の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙が協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社(以下「指定航空会社」という。)に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第3条 乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第4条 甲は、災害の状況に応じて、東京都地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

2 乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

3 甲は、前2項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第5条 乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

(1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送

(2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第6条 乙は、指定航空会社に対して、航空保険(機体、第三者・乗客包括賠償責任保険)に加入させるものとする。

(費用負担)

第7条 甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 航空機運航に係る経費

(2) その他本業務遂行に必要な経費

2 前項第1号の定めによる費用弁償等の額については、運輸大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種種の貸切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。

3 前項の本業務に要した時間については、1時間以下の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は30分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第8条 本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第9条 甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和38年東京都条例第38号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間及び解除)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期1か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き2年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

2 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の解釈等)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成13年3月1日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年3月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎 太 郎

東京都文京区湯島三丁目37番4号

乙 財団法人日本救急医療財団

理 事 長 大 塚 敏 文

資料第48 都における医薬品・医療資器材の備蓄状況

(都福祉保健局、本文122頁)

(平成20年10月1日現在)

品名	数量	備蓄場所	対応人員
災害用救急医療資器材 (7点セット)	93セット	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 11セット 立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 10セット 都立駒込病院 5セット 東京都災害拠点病院 67セット	46,500人分
現場携行用医療資器材	67セット	東京都災害拠点病院 66セット 災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 1セット	201人分
セルフケアセット (救急箱)	229セット	都立学校 224セット 都営大江戸線災害備蓄倉庫 5セット	114,500人分
単品補充用医薬品		立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 板橋区若木原公園内倉庫 大田区田園調布南倉庫 大田区南六郷倉庫 白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000人分
合計			235,201人分

資料第49 東京都災害拠点病院施設状況一覧

(都福祉保健局、本文123頁)

平成20年 4月現在

二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	防災無線
区中央部	★ 東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	03-3451-8211	535		○
	★ 駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3293-1711	409	○	○
	★ 日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131	1,151	○	○
	★ 東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111	1,075		○
	★ 聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03-3541-5151	520	○	○
	★ 都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	03-3823-2101	906		○
	★ 順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03-3813-3111	1,020		○
	★ 北里研究所病院	港区白金5-9-1	03-3444-6161	294		○
	★ 東京医科歯科大学医学部付属病院	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	800	○	○
	★ 東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411	1,193		○
区南部	★ 永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03-3833-8381	400		○
	★ 荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03-5734-8000	506		○
	★ 東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	1,041	○	○
	★ 昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000	853	○	○
	★ N T T 東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03-3448-6181	665		○
区西南部	★ 都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181	500	○	○
	★ 日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	03-3400-1311	733		○
	★ 至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	03-3300-0366	310		○
	★ 国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	780	○	○
	★ 公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03-3429-1171	470		○
	★ 都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03-3303-7211	1,360		○
区西部	★ 荻窪病院	杉並区今川3-1-24	03-3399-1101	217		○
	★ 立正佼成会付属佼成病院	中野区弥生町5-25-15	03-3383-1281	363		○
	★ 慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03-3353-1211	1,072		○
	★ 東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03-3353-8111	1,423	○	○
	★ 東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111	1,091	○	○
	★ 東京医療生活協同組合中野総合病院	中野区中央4-59-16	03-3382-1231	283		○
	★ 大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	03-5273-7711	304		○
	★ 国立国際医療センター	新宿区戸山1-21-1	03-3202-7181	925		○
	★ 社会保険中央総合病院	新宿区百人町3-22-1	03-3364-0251	418		○
	★ 東京警察病院	中野区中野4-22-1	03-5343-5611	431		○
区西北部	★ 日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111	1,103	○	○
	★ 帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211	1,154	○	○
	★ 日本大学医学部附属練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	03-3979-3611	344		○
	★ 都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	03-3941-3211	508		○
	★ 順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	03-5923-3111	400		○
	★ 都立豊島病院	板橋区栄町33-1	03-5375-5489	478		○
区東北部	★ 西新井病院	足立区西新井本町5-7-14	03-3840-7111	317		○
	★ 博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1	03-3899-1311	341		○
	★ 東京慈恵会医科大学附属青戸病院	葛飾区青戸6-41-2	03-3603-2111	390		○
	★ 東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	03-5682-5111	313		○
	★ 東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10	03-3810-1111	486	○	○
区東部	★ 江東病院	江東区大島6-8-5	03-3685-2166	316		○
	★ 都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151	772	○	○
	★ あそか病院	江東区住吉1-18-1	03-3632-0290	265		○
	★ 白鬚橋病院	墨田区東向島4-2-10	03-3611-2571	199		○
	★ 順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	03-5632-3111	348		○
	★ 財団法人癌研究会 有明病院	江東区有明3-10-6	03-3520-0111	700		○
	★ 東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	03-5605-8811	400		○
西多摩	★ 青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191	562	○	○
	★ 公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	0425-58-0321	310		○
南多摩	★ 東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	0426-65-5611	621	○	○
	★ 東海大学医学部付属八王子病院	八王子市石川町1838	0426-39-1111	500		○
	★ 日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	0423-71-2111	401	○	○
	★ 多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	0423-38-5111	318		○
	★ 稲城市立病院	稲城市大丸1171	0423-77-0931	290		○
北多摩西部	★ 町田市市民病院	町田市旭町2-15-41	0427-22-2230	440		○
	★ 国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	0425-26-5511	455	○	○
北多摩南部	★ 東大和病院	東大和市南街1-13-12	042-562-1411	274		○
	★ 武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111	611	○	○
	★ 都立府中病院	府中市武蔵台2-9-2	0423-23-5111	820	○	○
	★ 杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511	1,153	○	○
北多摩北部	★ 東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	03-3480-1151	638		○
	★ 公立昭和病院	小平市天神町2-450	0424-61-0052	546	○	○
	★ 佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	0424-61-1535	183		○
	★ 都立清瀬小児病院	清瀬市梅園1-3-1	0424-91-0011	266		○
北多摩北部	★ 多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	0423-96-3811	344		○
	★ 合計	67施設		39,614	22	65

★印は広域基幹災害医療センター、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。
三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。

資料第50 東京都災害拠点病院設置運営要綱

(都福祉保健局、本文123頁)

第1 目的

この要綱は、災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院(以下「災害拠点病院」という。)を整備し、被災現場において応急医療救護を行う救護所との円滑な連携のもとに、災害時における重症者の適切な医療を確保することを目的とする。

第2 設置運営主体

災害拠点病院を設置運営する者は、次のとおりとする。

- (1) 東京都
- (2) 東京都知事の要請を受けた病院の開設者

第3 運営方針

- (1) 災害拠点病院は、東京都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、東京都知事の要請により傷病者の受入及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行うものとする。
- (2) 災害拠点病院の管理者(以下「施設管理者」という。)、傷病者の収容場所の確保に努めるとともに、救護活動に従事可能な職員並びに可動可能な設備及び資器材をもって、傷病者の救護活動に当たるものとする。
- (3) 施設管理者は、東京都及び施設の所在地を管轄する区市町村の地域防災計画に従って行う諸活動との協力連携の下に、医療救護活動を行うものとする。
- (4) 災害拠点病院への収容対象者は、原則として、東京都及び近隣県市等又は区市町村において設置した医療救護所に対応できない重症者であって、医療救護所等から依頼されたものとする。
- (5) 施設管理者は、当該施設の被害状況の把握に努め、可能な限り、傷病者の受入等の救護活動状況を施設の所在地を管轄する区市町村災害対策本部等に連絡するものとする。
- (6) 施設管理者は、あらかじめ医療救護班を編成し、都から要請があった場合には直ちに、指定する医療救護所に派遣するものとする。
- (7) 災害拠点病院における収容活動及び応急医療の期間は、原則として、災害発生時の14日以内とする。
- (8) 受療者の医療費の取扱いは、災害救助法が適応された場合は、同法第33条の規定によるものとする。

第4 災害拠点病院の基準

(1) 選定基準

- ア 災害に対する総合地域危険度及び東京都二次保健医療圏毎の適正配置等を勘案して選定する。
- イ 原則として200床以上の病床を有する救急告示医療機関であること。
- ウ 建物が耐震耐火構造であること。
- エ 重症者を応急的に収容するための講堂、会議室の転用面積が広いこと。

(2) 整備基準

- ア 施設管理者は、外部から見やすい場所に「東京都災害拠点病院」の掲示を行うこと。
- イ 国の「災害拠点病院整備事業実施要綱」(健政発第435号)第4の整備基準を基本とし、原則として次の施設及び設備を有するものとする。
 - (ア) 災害拠点病院として必要な施設
 - a 病棟(病室・集中治療室等)、救急診療に必要な診療棟(診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等)及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - b 電気等の生活必需基盤の維持機能
 - c 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。
 - (イ) 災害拠点病院として必要な設備
 - a 広域災害・救急医療情報システムの端末
 - b 多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
 - c 患者の多数発生時用の簡易ベッド
 - d 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、

テント、発電機等

第5 災害拠点病院の組織

- (1) 災害拠点病院は、広域基幹災害医療センター、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院から構成される。
- (2) 広域基幹災害医療センターは、災害拠点病院の役割の他、他の災害拠点病院への訓練・研修機能等を有するものとする。
- (3) 地域災害拠点中核病院は、東京都二次保健医療圏毎のブロック代表病院として、ブロック内の情報連絡機能等を有するものとする。
- (4) (2)及び(3)に該当しない災害拠点病院を、「地域災害拠点病院」とする。

第6 施設及び設備の整備

東京都知事の要請を受けた病院の開設者が行う整備事業に対し、次により補助するものとする。

(1) 内容

災害拠点病院として必要な施設及び設備の整備費

(2) 手続き等

ア 施設の整備については、東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱(平成10年8月21日付10衛医救第211号)による。

イ 設備の整備については、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助交付金要綱(昭和61年1月17日付60衛医対第815号)及び東京都災害拠点病院における応急用資器材の整備及維持に関する要領(平成10年7月1日付10衛医救第236号)による。

第7 備蓄品の管理及び報告

- (1) 施設管理者は、東京都の補助(都立病院にあっては、寄託)を受けて整備した資器材(以下「備蓄資器材」という。)の適正な維持管理に努めるものとし、別紙第1号様式による管理台帳を備えるものとする。
- (2) 備蓄資器材のうち、備品については、「東京都災害用品」の表示を付するものとする。
- (3) 施設管理者は、毎年3月31日現在の備蓄資器材の保管状況を別紙第1号様式の写しにより翌月の5日までに福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

第8 防災訓練等の実施

- (1) 施設管理者は、防災訓練及び備蓄資器材の点検を毎年1回以上行うものとし、実施の概要について、別紙第2号様式(第1片)により福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。
- (2) 施設管理者は、災害時における医療体制を実効のあるものとするため、平常時から動員体制の確立等に努めるものとし、その概要を、別紙第2号様式(第2片)に記入するものとする。

第9 災害拠点病院運営協力金の交付

第5の規定に基づき補助を受けた病院の開設者に対し、備蓄資器材の適正な維持管理、防災訓練の実施及び災害時動員体制の確立等の災害発生時における即応体制の整備を推進するための、次により運営協力金を交付する。

(1) 交付対象

災害拠点病院(都立、国立病院を除く。)の開設者に対し、各施設ごとに交付する。

(2) 交付金額

災害医療施設運営協力金は、予算の範囲内で交付する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月17日から施行する。

この要綱は、平成2年3月20日から施行する。

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

この要綱は、平成2年12月20日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

資料第51 東京都災害拠点病院標準整備品目

(都福祉保健局、本文124頁)

(平成20年10月現在)

品 名		数 量
1	救急医療資材セット新7点セット (医療器具及び薬品)	1セット
2	現場携行用医療資器材	1セット
3	トリアージ・タグ	500枚
4	ベット兼担架	100台
5	毛布	100枚
6	空気枕	100個
7	ガートル台	30台
8	煮沸消毒用器材	5式
9	ポータブル発電機及び付属品	病院の規模等に応じて、整備量を設定すること。 ただし、水、常用発電、トイレ(簡易方式)は、使用可能な状況を必ず確保すること。
10	大型投光器	
11	非常用キャンドル	
12	組立水槽	
13	浄水セット	
14	組立式簡易トイレ	
15	野外炊飯設備	
16	非常食	

資料第52 災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書

(都福祉保健局、本文124頁)

東京都(以下「甲」という。)と日本赤十字社東京都支部(以下「乙」という。)との間に、災害救助又はその応援の実施に関し、下記のとおり委託契約を締結する。

記

第1条 甲は乙に対し、災害救助法(以下「法」という。)第32条の規程に基づき、甲の行う災害救助業務のうち、次の事項を委託する。

- (1) 医 療
- (2) 助 産
- (3) 死体の処理(一時保存を除く)

第2条 乙が行う医療、助産及び死体の処理(以下「委託業務」という。)は、原則として、甲の指示によりこれを行うものとする。

第3条 委託業務の実施の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医 療
 - イ 診 察
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療
 - ニ 看 護
- (2) 助 産
 - イ 分娩の介助
 - ロ 分娩前後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給
 - ニ 看 護
- (3) 死体の処理(一時保存を除く)
 - イ 死体の縫合、洗浄、消毒等の処置
 - ロ 検案

2 医療の期間は、災害発生の日から14日以内、助産の期間は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって、分娩の日から7日以内、死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により甲は、乙と協議のうえ期間の延長を行うことができる。

第4条 委託業務は、乙の編成する救護班によって、これを行うことを原則とする。

第5条 委託業務を実施するために要した費用については、甲が支弁するものとする。

2 前項の定めによる支弁費用については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第6条 第3条の範囲を越えて委託業務を行った場合の費用は、これを乙において負担するものとする。

ただし、災害の状況によっては、甲乙協議のうえ甲において負担することができる。

第7条 甲は、この契約による委託業務について乙を指導監督するものとする。

第8条 乙は救護活動実施に際しては、東京都衛生局及び区市町村との連絡を密にし、救助に遺憾なきを期するものとする。

第9条 本契約の実施について必要な事項は、別に定める。

第10条 前各条に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第11条 本契約の有効期間は、契約の日から、満1箇年とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、契約当事者のどちらからも何らかの意思表示がないときは、満了の日の翌日から向こう1箇年間、契約を更新したものとみなし、以下同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持する。

平成4年4月1日

甲 東 京 都

代 表 者 東京都知事 鈴木 俊 一

乙 日本赤十字社東京都支部

代 表 者 東京都支部長 鈴木 俊 一
上記代理人 副支部長 金 平 輝 子

資料第53 主食の備蓄現況一覧表

(都総務局、本文128頁)

1 特別区

(平成20年4月1日現在)

区分	主 食				区 市 町 村 備 蓄 分									区分	
	東京都備蓄分(クラッカー・アルファ化米・即席麺)(単位:食数)				(単位:食数 但し水は?表示)										
	都有倉庫	寄託倉庫	ランニングストック	計	乾パン	インスタント	米	缶詰主食	缶詰副食	その他		計	水		
										内容	食数				
千代田	-	20,500	-	20,500	36,214	-	67,550	-	58,524	-	-	-	162,288	8,400	千
中央	-	25,000	-	25,000	-	-	5,100	10,000	51,000	-	-	-	66,100	12,300	中
港	-	51,000	-	51,000	50,850	-	11,255	18,248	-	-	-	-	80,353	9,000	港
新宿	30,749	31,200	-	61,949	-	79,000	178,000	16,000	198	離乳食	5,600	278,798	5,700	新	
文京	-	23,000	-	23,000	-	-	5,040	-	-	クラッカー	187,560	192,600	2,376	文	
台東	-	-	-	0	39,970	-	-	200,000	100,000	-	-	339,970	28,272	台	
墨田	39,000	37,430	-	76,430	-	-	13,005	30,810	4,504	ビスケット、クラッカー	164,612	212,931	36,360	墨	
江東	-	-	-	0	199,000	-	16,700	-	-	-	-	215,700	10,800	江	
品川	-	-	-	0	149,200	-	27,538	-	-	-	-	176,738	3,000	品	
目黒	-	-	-	0	75,200	-	13,450	-	-	-	-	88,650	30,552	目	
大田	304,700	20,000	-	324,700	307,580	-	15,375	-	-	梅干し 1200kg 食塩 1500kg	-	322,955	26,640	大	
世田谷	1,400	-	-	1,400	-	-	17,000	54,000	-	ビスケット	345,600	416,600	6,500	世	
渋谷	-	11,200	-	11,200	-	-	50,000	30,000	-	クラッカー	100,000	180,000	14,600	渋	
中野	-	10,000	-	10,000	-	-	3,845	24,126	-	-	-	27,971	-	野	
杉並	-	-	-	0	228,310	-	21,085	10,048	-	ビスケット	268,000	527,443	55,344	杉	
豊島	-	43,820	-	43,820	195,884	-	12,955	-	-	-	-	208,839	29,232	豊	
北	-	51,000	-	51,000	-	-	32,200	99,600	-	-	-	131,800	37,200	北	
荒川	3,880	15,000	-	18,880	96,700	-	9,900	-	-	-	-	106,600	2,814	荒	
板橋	-	-	-	0	764,650	-	21,350	-	-	-	-	786,000	-	板	
練馬	-	44,310	-	44,310	126,026	-	8,480	-	-	-	-	134,506	1,236	練	
足立	-	48,000	-	48,000	-	-	41,440	-	-	クラッカー	204,540	245,980	610,404	足	
葛飾	90,000	14,000	-	104,000	281,664	-	15,370	1,760	-	-	-	298,794	40,656	葛	
江戸川	14,000	-	-	14,000	200,375	-	-	6,828	-	粉ミルク	20,428	227,631	-	戸	
区計	483,729	445,460	0	929,189	2,751,623	79,000	586,638	501,420	214,226		1,296,340	5,429,247	971,386	計	

2 市

区分	主 食				区 市 町 村 備 蓄 分									区分
	東京都備蓄分(クラッカー・アルファ化米・即席麺)(単位:食数)				(単位:食数 但し水は?表示)									
	都有倉庫	寄託倉庫	ランニングストック	計	乾パン	インスタント	米	缶詰主食	缶詰副食	その他		計	水	
									内容	食数				
八王子	-	5,530	-	5,530	195,712	-	241,850	-	-	-	-	437,562	84,840	八
立川	130,000	-	-	130,000	5,040	-	10,800	12,960	-	-	-	28,800	-	立
武蔵野	-	6,930	-	6,930	122,850	-	12,150	30,048	37,500	粉ミルク	1,008	203,556	1,968	武
三鷹	-	14,000	-	14,000	78,048	-	190,450	-	-	-	-	268,498	-	三
青梅	-	9,900	-	9,900	24,816	-	6,300	-	-	おかゆ	4,500	35,616	-	青
府中	-	5,000	-	5,000	79,089	-	284,850	3,000	-	-	-	366,939	-	府
昭島	-	6,300	-	6,300	23,664	-	5,070	36,736	-	-	-	65,470	-	昭
調布	-	-	-	0	-	-	20,970	-	-	-	-	20,970	32,640	調
町田	-	6,600	-	6,600	71,680	-	149,000	-	-	-	-	220,680	45,516	町
小金井	-	1,700	-	1,700	-	-	3,275	-	-	-	-	3,275	-	金
小平	-	5,000	-	5,000	35,700	-	6,057	-	-	-	-	41,757	-	平
日野	-	2,700	-	2,700	-	-	29,400	-	-	ファイバービスケット 粉ミルク	2,480	31,880	8,244	日
東村山	-	-	-	0	-	-	985	-	-	-	-	985	13,440	東
国分寺	-	7,000	-	7,000	47,800	-	4,372	-	6,993	-	-	59,165	94,116	分
国立	-	11,970	-	11,970	7,368	-	7,302	-	-	-	-	14,670	4,020	国
西東京	-	-	-	0	-	-	15,800	-	-	-	-	15,800	100	西
福生	-	-	-	0	12,056	-	1,477	9,040	-	3日間食料セット	15,795	38,368	-	福
狛江	-	1,000	-	1,000	-	-	3,035	-	-	アルファ化米	26,050	29,085	840	狛
東大和	-	14,700	-	14,700	23,580	-	3,615	-	-	-	-	27,195	-	東
清瀬	-	-	-	0	-	-	-	32,410	3,000	餅、梅かゆ、黒豆パン、ビスケット、 けんちん汁、とん汁	11,132	46,542	4,590	清
東久留米	-	3,890	-	3,890	44,100	-	31,650	5,520	900	-	-	82,170	-	久
武蔵村山	-	12,000	-	12,000	-	-	2,630	24,080	22,910	-	-	49,620	-	武
多摩	-	22,600	-	22,600	115,200	600	5,000	-	540	ベビーフード	7,488	128,828	8,700	多
稲城	-	2,100	-	2,100	5,248	-	107,750	-	-	サバイバルフーズ・梅がゆ	8,830	121,828	-	稲
羽村	-	2,100	-	2,100	-	-	2,270	-	-	-	-	2,270	-	羽
あきる野	-	5,000	-	5,000	-	-	7,915	-	-	-	-	7,915	1,200	あ
市計	130,000	146,020	0	276,020	891,951	600	1,153,973	153,794	71,843		77,283	2,349,444	300,214	計

3 町村

区分	主 食				区 市 町 村 備 蓄 分									区分	
	東京都備蓄分(クラッカー・アルファ化米・即席麺)(単位:食数)				(単位:食数 但し水は?表示)										
	都有倉庫	寄託倉庫	ランニングストック	計	乾パン	インスタント	米	缶詰主食	缶詰副食	その他		計	水		
									内容	食数					
瑞穂町	-	1,000	-	1,000	17,675	-	-	2,121	-	-	-	-	19,796	8,646	瑞
日の出町	-	4,900	-	4,900	-	-	32,700	3,600	-	-	-	-	36,300	-	日
檜原村	-	-	-	0	1,128	-	12,700	7,620	-	-	-	-	21,448	6,000	檜
奥多摩町	-	-	-	0	-	-	2,260	-	-	-	-	-	2,260	660	奥
多摩町村計	0	5,900	0	5,900	18,803	0	47,660	13,341	0		0	79,804	15,306	計	
大島町	12,000	-	-	12,000	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	大
利島村	-	4,200	-	4,200	4,480	-	145	50	80	おかゆ	2,970	7,725	1,404	利	
新島村	-	60,690	-	60,690	57,610	-	3,800	-	-	-	-	61,410	150	新	
神津島村	-	13,300	-	13,300	12,000	-	-	-	-	-	-	12,000	-	神	
三宅村	5,000	5,390	-	10,390	5,400	-	-	-	-	-	-	5,400	-	三	
御蔵島村	-	3,850	-	3,850	4,200	-	-	-	-	-	-	4,200	-	御	
八丈町	16,100	7,000	-	23,100	7,000	-	-	-	-	-	-	7,000	-	八	
青ヶ島村	-	700	-	700	-	-	-	-	200	クラッカー	400	600	156	青	
小笠原村	34,950	-	-	34,950	-	-	3,395	-	-	-	-	3,395	34,560	小	
島しょ町村計	68,050	95,130	0	163,180	90,690	0	7,340	50	280		3,370	101,730	36,270	計	
都外				0											外
総計	681,779	692,510	0	1,374,289	3,753,067	79,600	1,795,611	668,605	286,349		1,376,993	7,960,225	1,323,176	総計	

資料第54 東京都生活協同組合連合会との協定

(都生活文化スポーツ局、本文128頁)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」

東京都(以下「甲」という。)と東京都生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、都民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、応急生活物資の調達と安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(応急生活物資の調達と安定供給)

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はそれを受けて、乙に加盟する各生活協同組合(以下「会員生協」という。)に対し、必要な指導・要請を行うものとする。

2 甲は、会員生協が、区市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して、同協定の締結を促進する指導・要請を行うものとする。

3 甲が乙に対し要請する応急生活物資についての細目は、別途定めるものとする。

(医療・保健活動への支援)

第3条 災害時の救急医療活動その他の医療・保健活動を円滑に行うため、乙は、甲が東京都医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」に沿って協力するものとする。

(ボランティア活動の推進)

第4条 乙は、災害時において、会員生協組合員のボランティア活動を積極的に推進し、甲の行う応急対策事業に協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第5条 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して都民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(防災意識の向上)

第6条 乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に務め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(その他必要な支援)

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、東京都以外を事業区域とする他の生活協同組合や日本生活協同組合連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(協定事項の発効)

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(連絡協議会の設置)

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会の開催及び運営については、甲と乙とが協議の上、別途定める。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年1月22日

甲 東京都

代表者 東京都知事 青島 幸男

乙 東京都生活協同組合連合会

代表者 会長理事 野村 銀市

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定 実施細目」

東京都(以下「甲」という。)と東京都生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」(以下「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第1条 この実施細目に定める災害時の事項は、原則として甲が東京都災害対策本部を設置し、要請を行ったときをもって発効する。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急生活物資の供給業務について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

(業務の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合及び生活協同組合連合会(以下「会員生協等」という。)が保有する応急生活物資の供給業務及び輸送業務(以下「業務」という。)に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、会員生協等が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給・輸送業務等要請書(第1号様式)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に連絡がとれない場合は、乙があらかじめ定めた会員生協等に対し、文書又は電話等により直接要請を行うことができる。

3 連絡責任者は、甲にあつては業務所管局の担当課長とし、乙にあつては東京都生活協同組合連合会専務理事とし、乙に連絡がとれない場合は、あらかじめ乙が定めた会員生協等の担当理事とする。

4 乙は、連絡する順位を定めた名簿を毎年度当初、甲に提出するものとし、会員生協等の担当理事に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、都民に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

2 乙は、会員生協等をして業務実施区域の被災状況及び生活物資の供給状況等を把握させ、甲に対してその情報を提供するものとする。

(輸送)

第7条 業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び会員生協等が使用する車両を用いて乙及び会員生協等が行うものとする。ただし、車両が使用不可能な場合は、他の手段を用いて行うものとする。

2 甲は、乙が実施する業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第8条 甲は、甲が指定した場所において乙及び会員生協等が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第9条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を、「応急生活物資の供給・輸送業務等報告書(第2号様式)」により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 第3条及び第7条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の対価については災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、輸送等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第12条 第3条及び第7条の規定に基づく業務により生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第13条 甲は、乙及び会員生協等の業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和38年東京都条例第38号)」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(協議)

第14条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項を生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年6月17日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都中野区中央5-41-18東京都生協連会館

乙 東京都生活協同組合連合会

代表者 会長 理事 浅井 康男

<別 表>

災害時における応急生活物資〔供給想定品目〕一覧

◆ 最優先供給品目（災害直後に最優先で調達・供給することが想定される物資）

品 名
・容器入り水、飲料
・パン(菓子パン、調理パン、食パン)
・牛乳(L Lその他)
・果物(バナナ等)
・レトルト食品(ごはん、おかず類)

◆ 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
◎ 缶詰(イージーオープン)	△ 飲料用ポリタンク
◎ ハム、ソーセージ	△ カセット式ガスコンロ及びボンベ
◎ インスタントラーメン	◎ 紙コップ、紙皿
◎ バター、ジャム	◎ トイレットペーパー
◎ 緑茶、コーヒー、紅茶	◎ 洗剤、石けん
米	紙おむつ
粉ミルク	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	◎ ゴミ袋
△ ローソク	△ 運動靴
△ マッチ、簡易ライター	かとり線香(夏)
軍手	使い捨てカイロ(冬)
△ ポリバケツ	◎ ラップ、ホイル、ビニール袋

(注)◎印=比較的の大量に供給可能な品目、△印=取扱量が少ない品目

◆ 上記に規定する応急生活物資以外のその他の物資（被害状況により甲が特に必要と認めた物資）

(第1号様式)

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

年 月 日

様

東京都知事

(印)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請業務

事 項	内 容
要請業務	
実施日時	
実施場所	
連絡先	
備考	

2 供給要請物資等

品 目	仕 様	数 量	備 考

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(第2号様式)

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

年 月 日

東京都知事 様

東京都生活協同組合連合会
会長理事 (印)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
業 務 従 事 者	
使 用 車 両	
備 考	

2 供給物資等

品 目	仕 様	数 量	備 考

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する

。

資料第55 都備蓄倉庫一覽

(都福祉保健局、本文128頁)

(平成20年4月1日現在)

倉庫名		所在地	規模
直 営 倉 庫	毛利	江東区毛利 2-1-12	1,166 m ²
	北烏山	世田谷区北烏山 7-1, 8-1	540 m ²
	塩浜	江東区塩浜 2-26-13	2,023 m ²
	船橋	世田谷区船橋 4-41-17	1,569 m ²
	西新小岩	葛飾区西新小岩 2-1	1,096 m ²
	白鬚東	墨田区堤通 2-8-14ほか	9,724 m ²
	城南大橋第二	大田区東海 3-4-2	3,497 m ²
	南千住	荒川区南千住 6-45-41	2,120 m ²
	麻布十番駅地下	都営大江戸線麻布十番駅	1,480 m ²
	清澄白河駅地下	都営大江戸線清澄白河駅	767 m ²
兼 用 倉 庫	五色橋教育庁倉庫	港区港南 3-1	389 m ²
	立川地域防災センター	立川市緑町 3233	1,686 m ²
	都庁第二本庁舎	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎	60 m ²
	江戸川区中央	江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所	173 m ²
	葛飾区	葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所	177 m ²
	西多摩福祉事務所	青梅市河辺 6-4-1 青梅合同庁舎	32 m ²
	大島支庁	大島町元町字小清水	130 m ²
	三宅支庁	三宅村三宅字伊豆	150 m ²
	八丈島支庁	八丈町大賀郷	40 m ²
	小笠原支庁	小笠原村父島字西町	50 m ²
契 約 倉 庫	テレコムセンター備蓄倉庫	江東区青海 2-38	2,907 m ²
計		21か所	29,776 m ²

資料第56 食料等の備蓄状況

(都福祉保健局、本文128頁)

(都：平成20年10月1日現在)

(区市町村：平成19年4月1日現在)

① 主食の備蓄状況

品 目	都	区	市 町 村	合 計
クラッカー等	50 万食	238 万食	121 万食	409 万食
アルファ化米	108 万食	337 万食	207 万食	652 万食
即 席 め ん	120 万食			120 万食
そ の 他		258 万食	67 万食	325 万食
計	278 万食	833 万食	395 万食	1,506 万食

② 調製粉乳の備蓄状況 (平成20年10月1日現在)

品 目	都
調 製 粉 乳	19,250,352 g
ほ 乳 び ん	10,000 本

③ 生活必需品等の備蓄状況

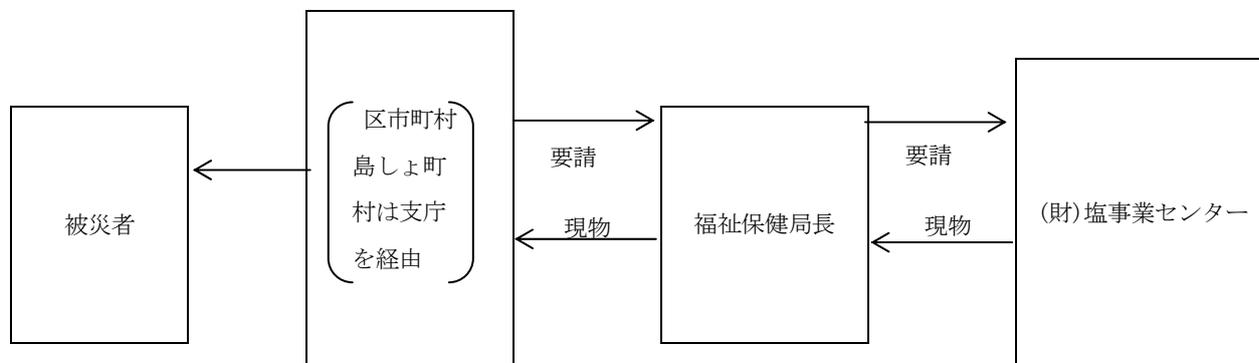
(都：平成20年10月1日現在)

(区市町村：平成19年4月1日現在)

品 目	都	区	市 町 村	合 計
毛 布	889 千枚	1,521 千枚	432 千枚	2,842 千枚
敷 物	981 千枚	933 千枚	181 千枚	2,095 千枚
コ ン ロ	21 千個			21 千個
木 炭	27 千袋			27 千袋
肌 着	288 千組	305 千組	82 千組	675 千組
簡 易 ト イ レ	9 千個	322 千個	65 千個	396 千個
鍋 ・ や か ん	32 千個			32 千個
簡 易 風 呂	30 個			30 個

資料第57 食塩調達経路図

(都福祉保健局、本文129頁)



(財)塩事業センターが契約している塩卸売会社

会社(営業所)名	所在地	電話
シヤハン・シースニング(株)		
本社	中央区日本橋小網町1-4 淳和ビル4F	(5623)2550
世田谷	世田谷区三軒茶屋2-47-11	(3424)3701
城東	墨田区横川1-1-10	(5637)9380
大島元町	大島町元町2-2-4	04992(2)1250
新島	新島村本村1-5-9	04992(5)0046
三宅島	三宅村坪田3078-3	04994(6)1124
八丈島	八丈町大賀郷1536	04996(2)1221
入間	入間市大字中神573	0429(36)5861
関東塩業(株)		
東京	練馬区関町南2-2-4	(5927)0271
東京ソルト(株)		
横浜	横浜市栄区长沼町316-2	045(865)3250

資料第58 調製粉乳等備蓄等一覧

(都福祉保健局、本文129頁)

(平成20年10月1日現在)

品名	数量	所在			製品名	
		名称	住所	電話		
備 調製粉乳	6,350,400 g (19,845 缶)	鴻池運輸(株)東京支店青梅流通センター営業所	青梅市今井3-8-4	0428(32)4551	森永ドライミルクはぐくみ 320g缶	
	6,463,152 g (9,974 箱)	明治乳業(株)埼玉工場倉庫	埼玉県春日部市南栄町1-5	048(754)7101	明治おまへみらくらくキューブ 648g箱	
	6,436,800 g (21,456 缶)	ビーンスターク・スノー(株)群馬工場	群馬県邑楽郡大泉町吉田1201	0276(63)1211	ビーンスタークすこやか 300g缶	
計	19,250,352 g				(管理) 福祉保健局 少子社会対策部 子ども医療課	
ほ乳びん	本 10,000	ピジョン(株)筑波事務所	茨城県稲敷郡阿見町香澄の里36-3	029(889)3625	プラスチック製 珪びん シリコンゴム乳首付 240ml 5,000本 160ml 5,000本	
計	本 10,000				(管理) 福祉保健局 少子社会対策部 子ども医療課	
蓄	調達連絡先			調達在庫場所	製品名	
	品名	名称	住所			電話
	調製粉乳	森永乳業(株)	港区芝5-33-1	(5479)4671	鴻池運輸(株)東京支店	森永ドライミルクはぐくみ 320g缶
	ほ乳びん	ピジョン(株)	中央区日本橋久松町4-4	(3661)4271	ピジョン(株)筑波事務所	
調	製粉乳	明治乳業(株)	江東区新砂1-2-10	(5653)0381	明治乳業(株)埼玉工場倉庫	明治おまへみらくらくキューブ 648g箱
	製粉乳	ビーンスターク・スノー(株)	新宿区本塩町13番地	(3226)2130	ビーンスターク・スノー(株)群馬工場	ビーンスタークすこやか 300g缶
	ほ乳びん	ピジョン(株)	中央区日本橋久松町4-4	(3661)4271	ピジョン(株)筑波事務所	

資料第59 災害時における食料品調達業務に関する協定

(都福祉保健局、本文129頁)

東京都(以下「甲」という。)と社団法人日本即席食品工業協会(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して、都民生活の早期安定を図るため、都民生活に必要な食料品を甲が乙から受ける供給に関して、この協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における食料品の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は災害時における食料品の確保を図るため、食料品を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 甲は乙に対し食料品の数量及び輸送先を定めて要請し、当該場所において甲又は区市町村職員責任者が数量を確認のうえこれを引き取るものとする。

(協 力)

第3条 乙は、甲から要請を受けた時は、食料品の供給に可能な限り協力するものとする。

(食料品の種類)

第4条 甲がこの協定に基づき、乙から供給を受ける食料品は、即席めん(スナックめん)とする。

(要請方法)

第5条 甲の乙に対する要請方法は文書によるものとする。ただし、緊急を要する時又は文書によることが困難な場合は電話等の方法により要請し、文書は事後行うものとする。

(運 搬)

第6条 食料品の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 この協定に基づき、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が食料品の供給・運搬終了後、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期限)

第8条 協定期間は平成12年6月19日から平成13年3月31日までとする。ただし、双方から申出のない場合には、更に1年間延長され、以降、この例によるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年6月19日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都福祉局長
神 藤 信 之

東京都台東区浅草橋五丁目5番5号
乙 社団法人 日本即席食品工業協会
代表者 理事長
井 田 毅

資料第60 乾パン及び米穀の調達先一覧表

(都産業労働局、本文129頁)

(平成20年9月末現在)

区分	調達先(予定)		即時調達	
	住所・名称	電話	数量	
乾パン	千代田区大手町1-3-3 東京農政事務所	(3214)7313	50,040 食	<p>【立川政府倉庫】 数量：50,040 食 住所：立川市緑町無番地 電話：042(525)5381</p> <p>*さらに長期にわたった場合は、農政事務所にて他の常備地農政事務所、自衛隊より調達予定</p>
米穀	千代田区大手町1-3-3 東京農政事務所	(3214)7313	56,500 万食	<p>【深川政府倉庫】 数量：25,000 万食 (50,000 玄米 t) 住所：江東区塩浜1-4-41 電話：03(3647)3751</p> <p>【立川政府倉庫】 数量：6,500 万食 (13,000 玄米 t) 住所：立川市緑町無番地 電話：042(525)5381</p> <p>【農水省指定倉庫(18か所)】 数量：11,500 万食 (23,000 精米 t)</p> <p>※都内等の12社の大型精米工場にて精米し調達する。</p>

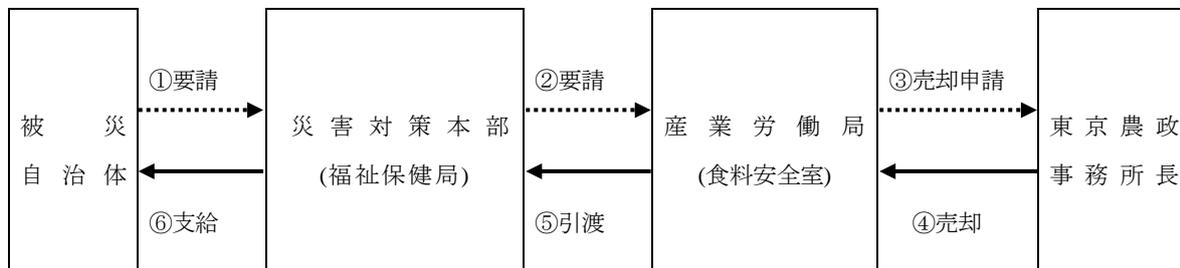
注) 1. 乾パンの1食は、115g

2. 米穀については、昭和60年12月11日付け60生文価米第347号「東京都米穀関係災害対策実施要綱」により、災害時において調達する基準量は、1食あたり精米で180gとなっている。とう精歩留まりが約90%であるため、玄米の調達量は200gである。外米は除く。

資料第61 乾パン及び米穀等の調達経路

(都産業労働局、本文129頁)

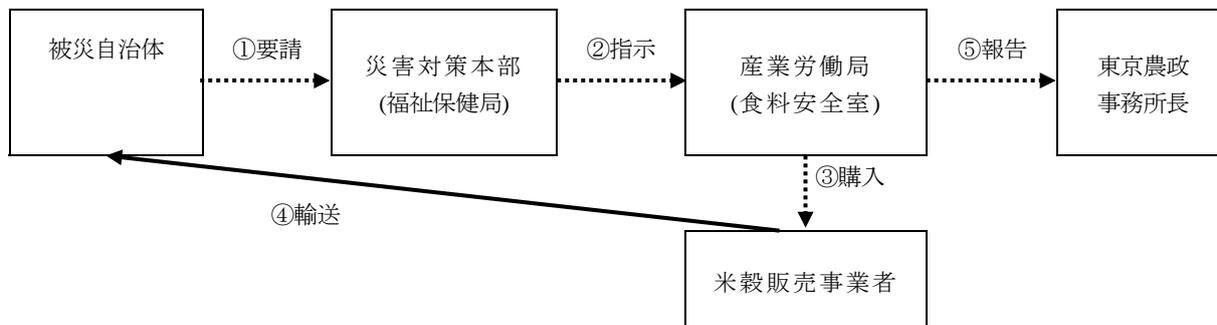
1 乾パンを東京農政事務所から調達する手順



※福祉保健局長から要請があった場合、産業労働局長は、東京農政事務所長に申請し、政府所有の乾パンを購入する。
ただし、最初から米穀を調達する場合は「2-1~3」へ

【知事が米穀調達可能な場合は、2-1の手順による。】

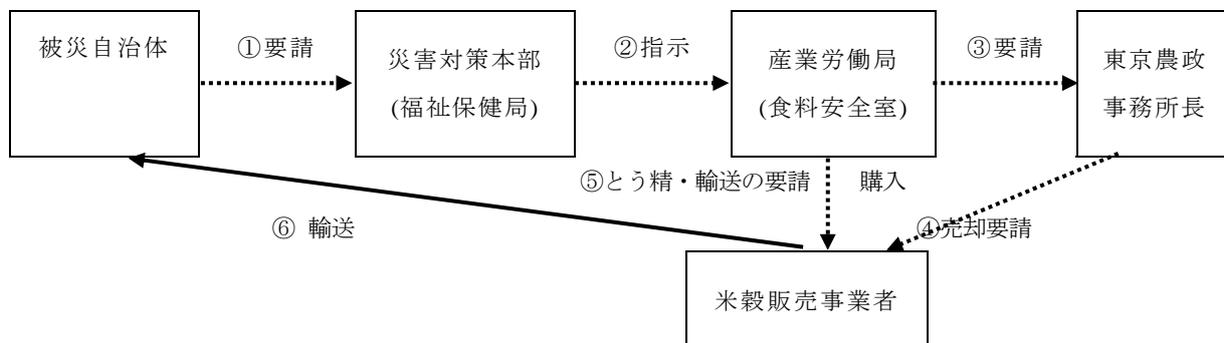
2-1 知事又は区市町村長が米穀販売事業者から米穀(精米・玄米)を調達する手順



※ 区市町村長での米穀の調達に不足がある場合、知事は、区市町村長の要請に基づき、米穀販売事業者から調達する。

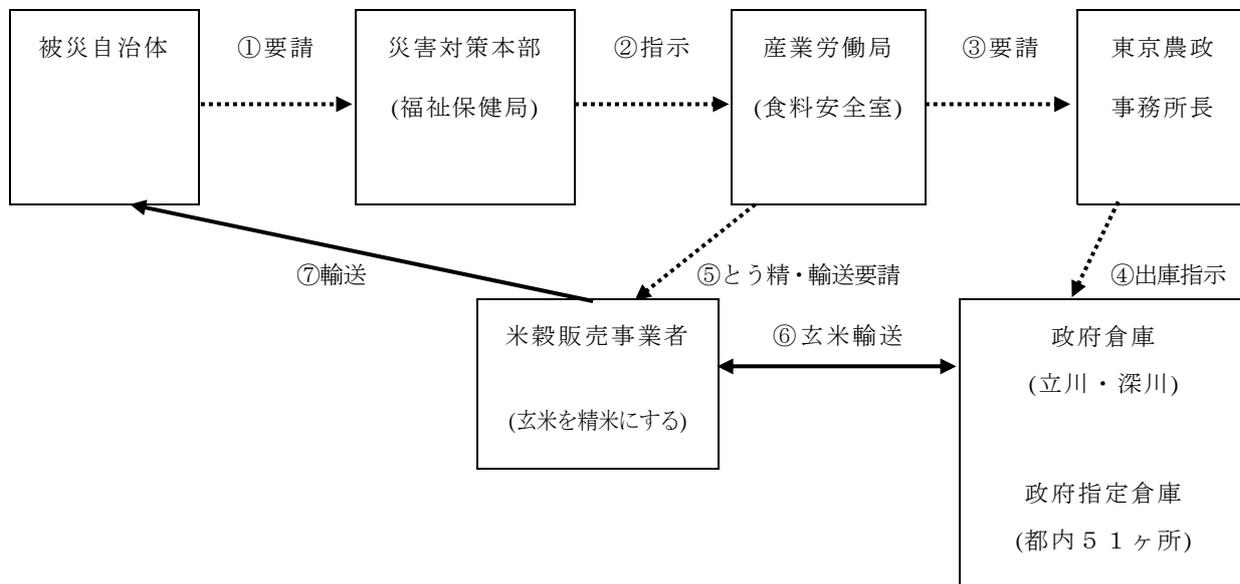
【知事の米穀調達に不足がある場合は、2-2～3の手順による。】

2-2 東京農政事務所長が米穀販売事業者へ米穀(精米・玄米)を売却要請する方法による調達手順



- ※1 国への要請が必要な場合、知事又は、区市町村長は、東京農政事務所の売却要請を受けた米穀販売事業者から購入する。
- 2 区市町村長が米穀を購入する場合には、知事は、区市町村長に対して、売却を受ける米穀販売事業者名、数量等、必要な事項を指示する。

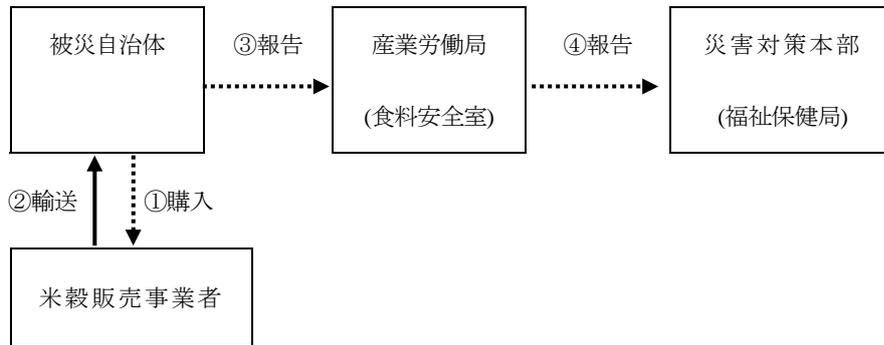
2-3 知事又は区市町村長が、政府倉庫又は政府指定倉庫から政府備蓄米(玄米)を調達する手順



- ※1 政府備蓄米を調達する場合は、知事は東京農政事務所長と協議し、知事又は区市町村長が、政府倉庫又は政府指定倉庫から調達する。
- 2 区市町村長が購入する場合は、知事は区市町村長に対して、政府倉庫又は政府指定倉庫名、数量等必要な事項を指示する。

【参考】

3 区市町村長が米穀販売事業者から米穀を調達する手順



※ 区市町村長は、当該地域の米穀販売事業者から必要な精米を購入する。

資料第62 米穀販売事業者等名簿一覧表

(都産業労働局、本文129頁)

(平成20年9月末現在)

区分	米穀販売事業者名・所在地	災害時担当役職	電 話	精米工場名・所在地	電 話
			F A X		緊急連絡先
1	東京中央食糧株式会社 中央区日本橋小網町 16-15	営業部次長	3666-5141 3666-7760		
2	東京山手食糧販売協同組合 新宿区西新宿 1-19-6 杉並区桃井 2-2-1	常務理事	3301-8031 3301-8047	川越精米工場 川越市石田本郷 1040-1	049-224-0581 090-1857-2883
3	三多摩食糧卸協同組合 立川市柴崎町 3-16-24	常務理事	042-527-1311 042-524-9374	サンショクライスセンター 武蔵村山市伊那平 1-88-3	042-560-0511 090-3247-5588
4	木徳神糧株式会社 中央区銀座 7-2-22 江戸川区西瑞江 2-14-6	常務取締役	5636-1524 5636-1603	桶川精米工場 桶川市川田谷字楽上 1117	048-786-3358
5	全農パールライス東日本株式会社東京支店 千代田区内神田 2-3-4	執行役員	5298-4158 3251-2866	調布工場 調布市多摩川 1-29-7	0424-81-2017 0424-87-0740
6	神明マタイ株式会社 台東区元浅草 2-6-7 中央区日本橋小網町 16-15	米穀部長	3843-2130 3845-1591	東京工場 川口市領家 5-5-24	048-222-8011 090-3236-3556
7	株式会社ニュー・ノザワ・フーズ 東村山市野口町 3-10-1	取締役	042-393-2316 042-394-6421	ニュー・ノザワ・フーズ 精米センター 東村山市野口町 3-10-1	042-391-8411
8	株式会社ヤマタネ 江東区越中島 1-2-2	米穀部長	3820-9280 3820-9380	東京精米工場 江東区新木場 4-12-20	3521-0888
9	東光食糧株式会社 川崎市川崎区東扇島 23-4	米穀部長	044-287-1051 044-287-1360	精米センター 川崎市川崎区東扇島 23-4	044-287-1098 090-3901-0582
10	株式会社イクタツ 江戸川区松江 3-16-6	米穀部長	3651-5040 5607-1919	イクタツ千葉ライスステーション 千葉市花見川区犢橋町 1634-1	043-258-8861 090-2175-3097
11	東京食糧株式会社 豊島区高松 1-10-2	業務部長	03-5964-1661 03-5964-1664		
12	株式会社東精 調布市布田 2-34-1	営業取締役	0424-80-6161 0424-80-6164		

資料第63 副食品及び調味料の調達(予定)一覧表

(都産業労働局・都福祉保健局、本文129頁)

品名	調達先(予定)		即時調達	
	住所・名称	電話	数量	在庫場所
梅干	千代田区外神田2-2-17 共同万世ビル 東京都買物事業協同組合	(3253)9744	4,096,950 食 (40,970 kg)	中央区勝どき3-3-17 株式会社久ほか
しょう油漬			5,542,680 食 (55,427 kg)	
たくあん			6,284,850 食 (94,273 kg)	
つくだ煮 煮豆	文京区本郷4-1-11 東京都佃煮惣菜工業協同組合	(3811)2229	1,964,820 食 (29,472 kg)	大宮市吉野町1-410-6 日冷大宮配送センター エムエスフーズ ほか
みそ	中央区日本橋浜町2-16-5東味ビル 東京都味噌工業協同組合	(3669)5391	3,807,300 食 (47,591 kg)	中野区本郷3-32-19 箕油又商店 ほか
しょう油	中央区日本橋小網町3-11 東京都醤油協会	(3666)3286	5,132,138 食 (12,8300)	町田市加町1-23-21 株式会社直三郎商店 ほか
食塩	品川区大井1-47-1NTビル (財)塩事業センター	(5743)7711	18,000,000 食 (270,000 kg)	世田谷区三軒茶屋 2-47-11 ジャパン・シーズニング ほか

資料第64 生活必需品の備蓄状況一覧表

(都総務局、本文132頁)

1 特別区

区分	東京都備蓄分								区 市 町 村 備 蓄 分									区分
	都有倉庫				寄託倉庫				ローソク (本)	懐中電灯 (個)	毛布 (枚)	テント (張)	テント (人)	担架 (台)	トイレ (個)	浄水装置 (個)	被服 (枚)	
	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)										
千代田	-	-	-	-	15,200	-	16,020	-	3,912	1,100	33,353	77	1,078	83	392	28	7,410	千
中央	-	-	-	-	18,600	-	3,420	-	4,573	890	37,070	12	216	100	1,583	21	13,300	中
港	8,192	6,495	25,976	3,156	31,400	-	4,035	-	14,148	1,848	55,052	214	2,310	102	692	72	79,705	港
新宿	400	-	480	-	5,500	2,000	2,880	-	4,752	1,220	34,200	51	-	203	423	50	4,385	新
文京	-	-	-	-	20,000	1,600	3,510	-	10,826	122	36,657	69	1,075	48	1,747	43	15,865	文
台東	-	-	-	-	20,000	-	1,990	-	871	50	23,050	71	836	30	724	5	17,250	台
墨田	164,102	40,426	196,555	14,752	12,735	9,728	7,988	9,000	7,641	-	27,050	61	805	109	350	79	10,000	墨
江東	84,330	39,600	87,914	103,844	9,537	10,190	4,513	-	5,113	530	51,000	40	400	21	4,023	76	102,000	江
品川	-	-	-	-	7,160	-	990	-	9,720	18	37,123	82	1,640	380	1,812	93	8,554	品
目黒	-	-	-	-	-	-	-	-	784	504	50,000	70	445	89	1,535	44	10,300	目
大田	16,425	108,760	199,654	852	15,990	1,000	3,750	-	3,328	2,260	150,745	190	3,800	314	1,826	4	117,280	大
世田谷	64,890	-	65,915	5,000	-	-	-	-	19,000	1,200	53,000	106	984	106	722	94	52,000	世
渋谷	-	-	-	-	11,000	2,000	1,005	-	5,000	3,285	49,250	17	399	22	133	9	-	渋
中野	-	-	-	-	-	1,200	1,320	-	57,352	2,500	51,850	15	225	50	630	50	-	野
杉並	-	-	-	-	8,000	-	4,600	-	6,503	3,400	64,525	708	5,208	1,264	2,492	140	6,700	杉
豊島	-	-	-	-	2,000	-	3,050	-	6,280	390	33,360	94	940	117	1,962	38	2,100	豊
北	-	-	-	-	9,700	7,000	5,080	-	34,000	64	50,200	124	1,488	207	941	82	64,000	北
荒川	66,500	-	90,765	14,467	10,698	7,560	4,940	-	-	59	57,450	-	-	-	580	11	7,560	荒
板橋	-	-	-	-	10,140	2,600	990	-	-	3,833	137,920	1,052	25,248	2,149	627	86	8,100	板
練馬	-	-	-	-	21,290	2,100	9,200	-	19,804	824	132,700	20	460	228	309	111	141,150	練
足立	-	-	-	-	21,000	13,630	17,800	18,252	11,416	1,192	262,845	121	726	177	3,379	129	-	足
葛飾	31,972	10,000	32,986	-	10,772	-	12,536	-	4,608	376	106,648	69	897	143	10,554	103	-	葛
江戸川	1,000	12,505	-	-	33,026	5,000	8,325	-	2,216	162	43,706	22	616	40	356	36	-	戸
区計	437,811	217,786	700,245	142,071	293,748	65,608	117,942	27,252	231,847	25,827	1,578,754	3,285	49,796	5,982	37,792	1,404	667,659	計

2 市

区分	東京都備蓄分								区 市 町 村 備 蓄 分								区分	
	都有倉庫				寄託倉庫				ローソク (本)	懐中電灯 (個)	毛布 (枚)	テント (張)	テント (人)	担架 (台)	トイレ (個)	浄水装置 (個)		被服 (枚)
	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)										
八王子	-	-	-	-	3,100	-	300	-	395	-	56,787	-	-	-	407	-	7,440	八
立川	41,150	-	69,805	-	2,000	-	-	-	48,300	41	24,300	10	300	150	203	-	18,000	立
武蔵野	-	-	-	-	7,630	-	2,440	-	-	40	34,656	-	-	240	708	26	71,451	武
三鷹	-	-	-	-	900	-	-	-	27,280	2,700	21,442	37	253	105	315	30	-	三
青梅	2,000	-	-	-	3,000	-	1,020	-	4,800	-	1,708	3	24	-	20	11	-	青
府中	-	-	-	-	4,000	-	1,740	-	-	-	40,429	13	-	-	268	22	20	府
昭島	-	-	-	-	1,500	-	1,510	-	-	24	16,785	-	-	2	94	12	11,288	昭
調布	-	-	-	-	1,000	-	800	-	12,490	211	29,610	-	-	54	145	31	29,600	調
町田	-	-	-	-	1,450	-	9,795	-	4,928	75	59,592	13	237	66	993	69	-	町
小金井	-	-	-	-	700	-	-	-	-	272	7,352	10	200	59	46	41	-	金
小平	-	-	-	-	6,400	-	990	-	1,569	206	12,051	42	420	77	235	-	23,900	平
日野	-	-	-	-	150	-	225	-	153	118	2,351	-	-	-	499	2	18,240	日
東村山	-	-	-	-	1,740	-	900	-	2,311	175	2,770	31	147	95	47	3	-	東
国分寺	-	-	-	-	500	-	300	-	809	361	4,517	16	385	31	516	37	-	分
国立	-	-	-	-	6,000	-	3,125	-	-	21	1,005	5	69	7	580	5	11,160	国
西東京	-	-	-	-	18,120	-	11,010	-	1,500	15	16,750	-	-	6	895	24	-	西
福生	-	-	-	-	1,000	-	-	-	-	120	8,075	17	380	92	191	-	4,720	福
狛江	-	-	-	-	990	-	1,025	-	4,698	240	2,803	24	168	32	122	5	110	狛
東大和	-	-	-	-	1,750	-	1,000	-	900	230	13,840	7	97	49	702	20	-	東
清瀬	-	-	-	-	770	-	-	-	260	158	4,955	20	305	37	87	14	-	清
東久留米	-	-	-	-	1,470	-	855	-	120	58	6,480	5	60	3	85	-	-	久
武蔵村山	-	-	-	-	500	-	300	-	8,350	20	2,180	53	462	4	803	32	104	武
多摩	-	-	-	-	2,080	-	2,580	-	5,860	50	10,420	-	-	10	851	43	35,838	多
稲城	-	-	-	-	450	-	495	-	-	182	11,600	34	472	83	946	21	19,228	稲
羽村	-	-	-	-	250	-	75	-	-	175	5,120	3	18	40	76	12	1,000	羽
あきる野	-	-	-	-	890	-	510	-	-	20	1,935	-	-	-	52	-	-	あ
市計	43,150	0	69,805	0	68,340	0	40,995	0	124,723	5,512	399,513	343	3,997	1,242	9,886	460	252,099	計

3 町村

区分	東京都備蓄分								区 市 町 村 備 蓄 分								区分	
	都有倉庫				寄託倉庫				ローソク (本)	懐中電灯 (個)	毛布 (枚)	テント (張)	テント (人)	担架 (台)	トイレ (個)	浄水装置 (個)		被服 (枚)
	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)	毛布 (枚)	肌着 (組)	敷物 (枚)	ローソク (本)										
瑞穂町	-	-	-	-	400	-	300	-	-	-	790	3	60	-	660	14	-	瑞
日の出町	-	-	-	-	710	-	765	-	-	30	710	-	-	3	-	2	-	日
檜原村	-	-	-	-	1,300	-	-	-	-	-	620	-	-	-	-	-	-	檜
奥多摩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	950	21	273	-	-	4	-	奥
多摩町村計	0	0	0	0	2,410	0	1,065	0	0	30	3,070	24	333	3	660	20	0	計

大島町	443	930	2,685	4,254	2,260	-	3,190	-	-	-	17,894	6	48	30	-	-	-	大
利島村	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	400	1	1	2	-	2	-	利
新島村	-	-	-	-	3,550	-	390	-	-	-	3,530	19	130	53	-	-	-	新
神津島村	-	-	-	-	500	-	295	-	-	65	1,500	8	64	5	-	-	-	神
三宅村	321	60	200	1,700	3,430	3,000	2,200	432	-	-	-	-	-	-	-	-	-	三
御蔵島村	-	-	-	-	300	-	-	-	-	10	422	-	-	-	-	-	-	御
八丈町	650	426	390	3,420	1,390	-	1,140	-	-	-	1,390	1	12	2	-	-	-	八
青ヶ島村	-	-	-	-	390	-	180	-	-	30	350	2	20	3	1	1	-	青
小笠原村	2,000	280	1,800	300	-	-	-	-	100	-	-	4	52	-	-	-	-	小
島しょ町村計	3,414	1,696	5,075	9,674	11,920	3,000	7,395	432	100	105	25,486	41	327	95	1	3	0	計

都外	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	外
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

総計	484,375	219,482	775,125	151,745	376,418	68,608	167,397	27,684	356,670	31,474	2,006,823	3,693	54,453	7,322	48,339	1,887	919,758	総計
----	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	-----------	-------	--------	-------	--------	-------	---------	----

資料第65 東海汽船所有船舶一覧

(東海汽船、本文135頁)

(平成20年6月現在)

船名	総屯数	航行区域 輸送定員	輸送貨物	
さるびあ丸	4,965 t	近海	(沿海定員) 1,546人	436.2 m ²
かめりあ丸	3,837 t	近海	(沿海定員) 1,343人	500.0 m ²
セブンアイランド愛 (ジェット船)	279.56 t	限定沿海	270人	——
セブンアイランド夢 (ジェット船)	280.72 t	限定沿海	270人	——
セブンアイランド虹	281.14 t	限定沿海	270人	——

(参考) 大島で保有するバス 22 両

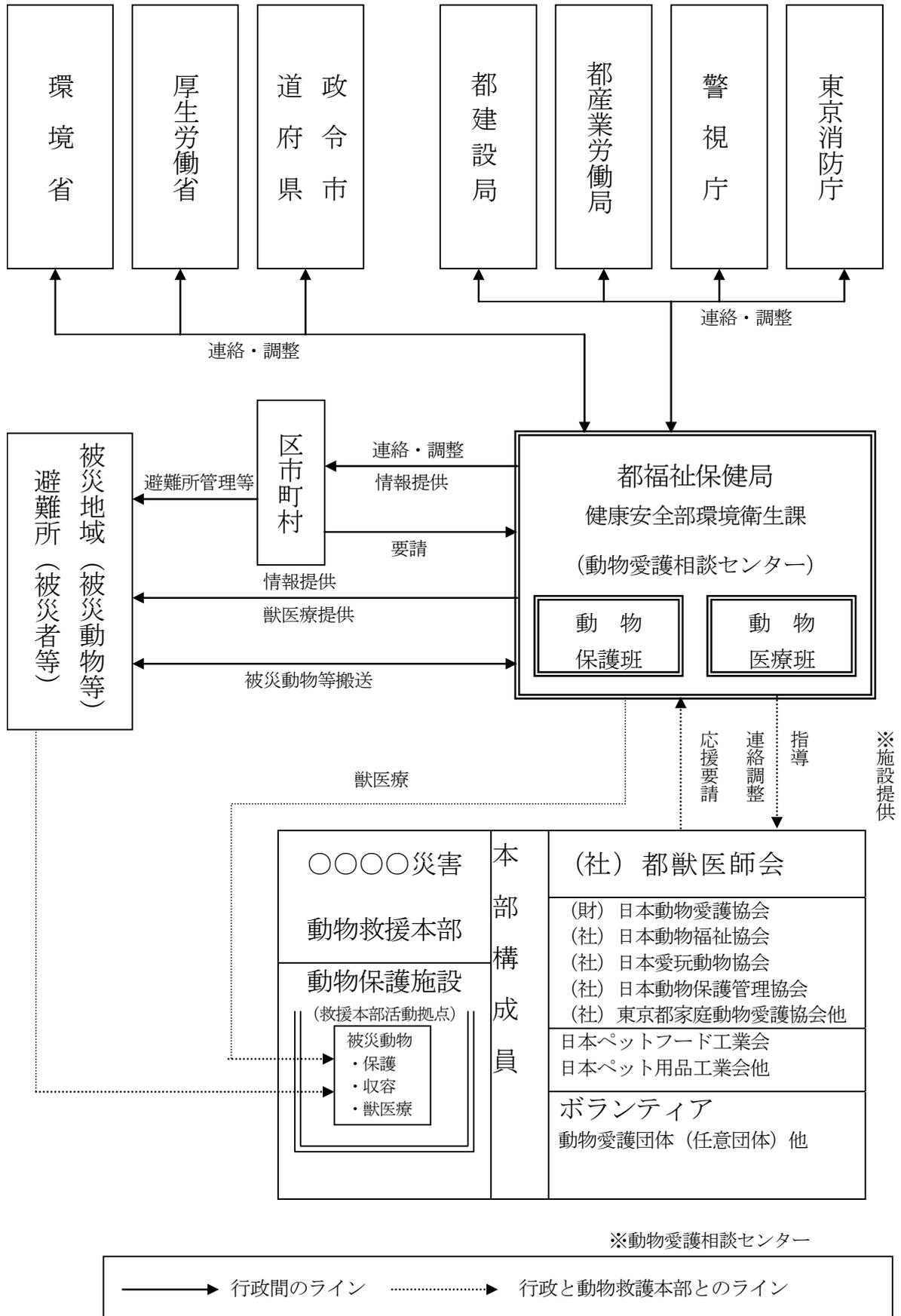
資料第66 船舶の運航基準

(東海汽船、本文138頁)

機 関 名	内 容																																								
東 海 汽 船	基準運航の中止条件は、次のとおりである。																																								
			大島航路		三宅島航路		八丈島航路		湾内周遊航路																																
			さるびあ丸	風速	20m/s	20m/s	20m/s	18m/s																																	
	かめりあ丸	波高	4 m	4 m	4 m	3 m																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">就航船舶</th> <th rowspan="3">航路</th> <th colspan="7">基 準 航 行 中 止</th> </tr> <tr> <th colspan="2">減速・基準航路変更等</th> <th colspan="2">反転・避泊・入港地変更</th> <th>当直体制の強化</th> <th>目的地航行継続中止</th> <th>翼走の中止</th> </tr> <tr> <th>風速</th> <th>波高</th> <th>風速</th> <th>波高</th> <th>視程</th> <th>視程</th> <th>視程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セブンアイランド愛 セブンアイランド虹 セブンアイランド夢</td> <td>東京/大島/神津島</td> <td>15m/s 以上</td> <td>2.5m 以上</td> <td>18m/s 以上</td> <td>3.0m 以上</td> <td>4,500m 以下</td> <td>800m 以下</td> <td>1,000m 以下</td> </tr> </tbody> </table>										就航船舶	航路	基 準 航 行 中 止							減速・基準航路変更等		反転・避泊・入港地変更		当直体制の強化	目的地航行継続中止	翼走の中止	風速	波高	風速	波高	視程	視程	視程	セブンアイランド愛 セブンアイランド虹 セブンアイランド夢	東京/大島/神津島	15m/s 以上	2.5m 以上	18m/s 以上	3.0m 以上	4,500m 以下	800m 以下
就航船舶	航路	基 準 航 行 中 止																																							
		減速・基準航路変更等		反転・避泊・入港地変更		当直体制の強化	目的地航行継続中止	翼走の中止																																	
		風速	波高	風速	波高	視程	視程	視程																																	
セブンアイランド愛 セブンアイランド虹 セブンアイランド夢	東京/大島/神津島	15m/s 以上	2.5m 以上	18m/s 以上	3.0m 以上	4,500m 以下	800m 以下	1,000m 以下																																	
視程 1,000m																																									

資料第67 災害時における動物保護体制(48時間から72時間後までの応急体制)

(都福祉保健局、本文171頁)



資料第68 災害弔慰金等の支給

(都福祉保健局、日赤東京都支部、本文173頁)

ア 福祉保健局

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	① 1つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 ② 東京都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 ③ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害で厚生労働大臣が認めたもの	① 災害弔慰金の支給等に関する法律 ② 実施主体等 ア 実施主体 区市町村 (条例) イ 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村1/4	○ 死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母	○ 死亡者 1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	① 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 ② 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	昭和49年1月31日 厚生省第88号 厚生事務次官通知		法別表に掲げる程度の障害がある者	○ 障害者 1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	③ 災害に際し、区市町村長の避難の指示に従わなかったこと等区市町村長が不適当と認めた場合

※上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてこの限りではない。

イ 日赤東京都支部

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援品 (見舞品)	震災・風水害・火災等	住宅の全半壊・全半焼 床上浸水 避難所へ1晩以上避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット、バスタオル 毛布、緊急セット、安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各1とする。

資料第69 災害援護資金・住宅資金等の貸付

(都福祉保健局、本文173頁)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度(都福祉保健局)	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注)住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>① 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>② 実施主体 区市町村(条例)</p> <p>③ 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>④ 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>① 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>② 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失または流失 350万円</p> <p>③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアの重複 250万円 イ ①と②のイの重複 270万円 ウ ①と②のウの重複 350万円</p> <p>④ 次のいずれかの事由の①に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等特別な事情がある場合 ア ②のイの場合 250万円 イ ②のウの場合 350万円 ウ ③のイの場合 350万円</p>	<p>① 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>② 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>③ 償還方法 年賦または半年賦</p> <p>④ 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)</p> <p>⑤ 延滞利息 年10.75%</p>

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・都制度(都福祉保健局)	国制度と同じ	<p>① 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱</p> <p>② 実施主体 区市町村(要綱)</p> <p>③ 経費負担 都 10/10</p> <p>④ 対象となる災害 国制度と同じ</p> <p>⑤ 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合</p>	<p>次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付</p> <p>① 世帯主の1か月以上の負傷</p> <p>② 家財の1/3以上の損害</p> <p>③ 住居の半壊</p> <p>④ 住居の全体が滅失もしくは流出</p> <p>⑤ 上記と同等の被害で、区市町村長が特別の理由があると認めたもの</p>	<p>① 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>② 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>③ 償還方法 年賦または半年賦</p> <p>④ 貸付利率 年1%(据え置き期間中は無利子)</p> <p>⑤ 延滞利息 年10.75%</p>

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金 (都福祉保健局)	低所得世帯(生活保護基準額の概ね1.7倍以内)のうち、他から融資を受けることができない者でこの資金(災害援護資金)の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	① 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成2年8月14日厚生省社発第398号)」及び「社会福祉協議会の行う事業の補助に関する条例」による。 ② 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 地区社会福祉協議会 または民生委員	1世帯 150万円	① 据置期間 貸付の日から1年以内(特別の場合2年以内) ② 償還期間 据置期間経過後7年以内 ③ 貸付利率 年3%(据置期間中無利子) ④ 保証人 連帯保証人1人以上 ア 原則として、借受人と同一区市町村に居住し、その世帯の更生に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の借受人または借受申込人となっていない者 ⑤ 償還方法 年賦、半年賦または月賦 ⑥ 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、地区社会福祉協議会または民生委員に申し込む。

資料第70 被災者生活再建支援金の支給

(都福祉保健局、本文173頁)

種別	内 容										
被災者生活再建支援金の支給(都福祉保健局)	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 都(ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。) 3 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる被害の程度は次のとおり。 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した区市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) 4 制度の対象となる被災世帯 上記の災害により ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) 5 支援金の支給額 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※ 世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅の被害程度</th> <th style="text-align: center;">全壊 (4. ①に該当)</th> <th style="text-align: center;">解体 (4. ②に該当)</th> <th style="text-align: center;">長期避難 (4. ③に該当)</th> <th style="text-align: center;">大規模半壊 (2. ④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊 (4. ①に該当)	解体 (4. ②に該当)	長期避難 (4. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度	全壊 (4. ①に該当)	解体 (4. ②に該当)	長期避難 (4. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)						
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円						
	② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅の再建方法</th> <th style="text-align: center;">建設・購入</th> <th style="text-align: center;">補修</th> <th style="text-align: center;">賃借(公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円		
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)							
	支給額	200万円	100万円	50万円							

資料第71 激基法に定める事業及び関係局

(都総務局、本文180頁)

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備局	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局 福祉保健局	救護施設、更生施設、宿泊所 医療保護施設、宿所提供施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業	福祉保健局	
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者更生施設災害復旧事業		
	9 精神薄弱者援護施設災害復旧事業		
	10 女性保護施設災害復旧事業		
第3条 及び 第19条	11 伝染病予防事業	福祉保健局	
	12 伝染病予防施設災害復旧事業		
第3条 及び 第9条	13 堆積土砂排除事業	建設局	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設
		下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	公共下水道、都市下水路 林業用施設(貯木場等) 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第3条 及び 第10条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第5条 及び 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業労働局	
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第13条	21 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第15条	23 中小企業者に対する資金の融通に関する特例		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教 育 庁	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福 祉 保 健 局	
第21条	27 水防資材費の補助の特例	建 設 局	
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	都 市 整 備 局	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建 設 局 教 育 庁 産 業 労 働 局 財 務 局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定